

平成24年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成24年2月16日

2. 招集の場所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室

3. 開 会 平成24年2月16日

4. 応招、出席議員

1番	岩崎成子	2番	野田泰博
3番	松尾榮子	4番	秋本享志
5番	血脇敏行	6番	軍司俊紀
7番	山本清	8番	藤村勉
9番	藤代武雄	10番	多田育民

5. 不応招、欠席議員

なし

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

管理者	山崎山洋	副管理者	伊澤史夫
副管理者	岡田正市	監査委員	前田完一
会計管理者	寺島龍夫	事務局長	高島一郎
庶務課長	武藤茂	印西クリーンセンター工場長	中澤寿司
平岡自然公園事業推進課長	服部民男	庶務課幹	武藤秀敏
平岡自然公園事業推進課主幹	織戸一夫	印西クリーンセンター主幹	高橋康夫
印西クリーンセンター主幹	鳥羽洋志		

7. 議 案

承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 1号 平成23年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第3号）について

議案第 2号 平成23年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第 3号 平成24年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算について

議案第 3号修正案 平成24年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算に対する修正案について

議案第 4号 平成24年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計予算について

議案第 5号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

請願第24-1号 印西クリーンセンター次期中間処理施設計画の白紙撤回を求める請願

請願第24-2号 広く地域住民の意向を踏まえた次期廃棄物処理計画の検討を強く求める請願書

8. 議事日程 議長は、あらかじめ配付した議事日程に基づき、報告した。

9. 議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。

6 番 軍 司 俊 紀

7 番 山 本 清

11. 議事の経過

---

◎開会の宣告

○議長（多田育民君） 定刻となりましたので始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご苦労さまです。平成24年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

---

◎開議の宣告

○議長（多田育民君） それでは、議事に入ります。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、平成24年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会は成立いたしました。

---

◎管理者あいさつ

○議長（多田育民君） 初めに、管理者から招集のごあいさつをお願いいたします。

山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成24年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、組合事業についてご報告させていただきます。ごみ処理事業でございますが、印西クリーンセンター焼却飛灰の放射エネルギーについては、8月以降の測定結果ではすべて8,000ベクレルを下回る値となっております。また、一時保管している焼却飛灰については、1月末時点で8,000ベクレルを超えるものが約130トン、8,000ベクレル以下が約397トンになります。

次に、次期中間処理施設整備事業の進捗でございますが、7月31日の印西地区を対象にした説明会から、1月29日の印西市文化ホールで開催した講演会・説明会も含めて、これまでに延べ19回にわたり住民の皆様との対話を重ねてまいりました。

今回平成24年度当初予算を上程するに当たりましては、事業推進に重要な建設予定地取得に要する用地費の計上について熟慮してまいりましたが、24年度当初予算に計上することを見送ることといたしました。

住民の安全安心の生活環境を継続する上で重要な施設であるごみ処理施設整備について、引き続き丁寧な説明をさせていただきたく判断したところでございます。

次に、平岡自然公園整備事業でございますが、印西霊園の第2期墓地区画工事につきましては、本年3月末の完成に向け順調に工事を進めており、1月末現在の進捗率は56%でございます。

以上で事業報告を終わります。

さて、本日ご審議いただきます案件でございますが、専決処分の承認を求めることについて、平成23年度一般会計、墓地事業特別会計の補正予算について、平成24年度一般会計、墓地事業特別会計の当初予算について、また千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正協議についてでございます。詳細につきましては後ほどご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。私からのあいさつとさせていただきます。

○議長（多田育民君） ありがとうございます。

---

◎議事日程の報告

○議長（多田育民君） 議事日程を申し上げます。

議事日程については、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（多田育民君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議席番号6番、軍司俊紀議員、議席番号7番、山本清議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

- 議長（多田育民君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（多田育民君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日1日と決定をいたしました。
- 

◎諸般の報告

- 議長（多田育民君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
本日管理者から議案の送付があり、これを受理したので、報告をいたします。  
次に、監査委員から各会計の7月分から9月分に関する例月出納検査の結果の報告があり、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。  
次に、地方自治法第121条の規定による出席要求に対する出席者については、お手元に配付の写しのとおり出席通知がありました。  
次に、「白井駅前広場をまもる会」及び「しろい梨の会」から印西クリーンセンターの移転建てかえに関する陳情書の提出があり、2月7日に受理しましたので、陳情第24—1号とし、その写しを配付しましたので、ご了承ください。  
また、「クリーンセンター建替えを考える会」から「印西クリーンセンター移転建替え検討特別委員会（仮称）」の設置を求める陳情書の提出があり、2月7日に受理しましたので、陳情第24—2号とし、その写しを配付しましたので、ご了承ください。  
次に、「印西クリーンセンター次期中間処理施設計画の白紙撤回を求める請願」の提出があり、2月1日に受理いたしました。  
また、「広く地域住民の意向を踏まえた次期廃棄物処理計画の検討を強く求める請願書」の提出があり、2月1日に受理いたしました。  
この2件につきましては、後ほど請願第24—1号及び請願第24—2号として、本会議でご審議いただくことといたします。  
以上で諸般の報告を終わります。
- 

◎一般質問

- 議長（多田育民君） 日程第4、一般質問を行います。  
質問時間は30分の申し合わせになっておりますので、議事進行についてはご協力をお願いいたします。
- 質問の通告のあった議席番号第2番、野田泰博議員の発言を許します。  
2番、野田泰博議員。
- 2番（野田泰博君） 私の質問は3点ありまして、1つは土地購入の議案提出をなぜ延期したか。今まで過去2年ほど次期中間処理施設建設計画は何年か遅れていると説明してきたが、今になって計画を中断して、そのための土地購入を正式な議案にしなかった理由は何なのか。  
2番、移転、4ヘクタールの土地の広さ、30年前と同じコンセプトの次期中間処理施設について。以前議会で山崎管理者は、この建てかえコンセプトは30年前と同じであると答えたが、今でも移転も4ヘクタールも30年前のコンセプトであったと説明できるのですか。30年前のコンセプトで建てかえる中間処理施設は昨年の大地震の後も同じ理念で推進していくのですか。  
3番、今後再度建て替えるまでの30年間、4ヘクタールの土地が必要であるくらい人口が増えるとお考えか。30年前にはごみ施設のような一般的に言われる迷惑施設ほど住宅地につくって、迷惑でない施設にするというものであったが、今回の反対運動をされている方たちにとってはやはり迷惑施設

という概念が一般的となっているようです。まちづくりという観点からすると管理者はいかがお感じでしょうか。

以上、この3点についての質問をしていきます。例によりまして、一つ一つお答えいただき、その後一問一答で質問に答えていただきたいと思います。以上です。

○議長（多田育民君） 野田議員、最初に3項目について概括的にお尋ねということで、3項目について概括的に答える……

○2番（野田泰博君） それはそれでよろしいです。

○議長（多田育民君） 一問一答でございますから、最初から一問一答で結構ですが、どういうふうな。一問一答を原則ですから。わかりやすくするなら一問一答で。

野田議員。

○2番（野田泰博君） では、議長と管理者に、印西市議会に習ってやっていただけて結構です。

○議長（多田育民君） では、第1問目ということで。

山崎山洋管理者。

○管理者（山崎山洋君） 野田議員の質問にお答えをいたします。

土地購入の議案提出をなぜ延期したのかについてお答えいたします。昨年の6月の建設予定地決定後、これまでの説明会、議会等においてさまざまなご質問やご意見をいただきました。熟慮の結果、住民の皆様を引き続き説明をしていくことが事業推進の第一歩と考え、当初予算への計上を見送ることとしたものでございます。

2問目の30年前と同じコンセプトの次期中間処理施設についてということでお答えいたします。施設の基本計画の中でまとめましたコンセプトについては、現施設の建設当時のコンセプトや現在のごみ処理施設に求められる事項などを踏まえ、施設づくりの考え方、環境施策の変化などを考慮し定めておりますので、30年前と全く同じというものではございません。また、コンセプトの中に震災などの災害廃棄物に対応できる防災機能を有した都市施設として掲げておりますが、今後基本設計において、東日本大震災の経験も踏まえ施設づくりの中に生かしてまいりたいと考えております。

建てかえるまでの30年間、4ヘクタールの土地が必要であるくらい人口がふえるのかについてお答えをいたします。建設予定地は準工業地域の中にあります。次期施設は最新の技術により整備され、環境対策はもちろんのこと、都市景観としての調和、さらに住民の方が集まる環境学習の拠点施設として整備してまいりますので、まちづくりの一つとして考えております。

また、用地面積については、現段階において遠い将来に向けてのごみ処理の安定性を継続するために必要と判断した用地を確保するための面積であり、施設基本計画での検討や都市計画運用指針を踏まえたものでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

私からは以上でございます。

○議長（多田育民君） 野田泰博議員。

○2番（野田泰博君） 土地購入議案提出延期というのは、新聞とか、私もちよっと聞いたら、説明不足ということを経由に上げておりましたが、これは誰に対して、どのような説明が不足していたかというのを上げていただきたいのです。

○議長（多田育民君） 山崎山洋管理者。

○管理者（山崎山洋君） 第1点は、各議会、構成市町の議会の方々からやはりもう少し丁寧に説明をすべきではないかというような話がありました。特に白井市議会の中では意見書の採択もあったというふうにお聞きをしております。また、印西市の中においてももう少し地元の方々にご理解いただくために丁寧に説明すべきではないかというようなお話もいただいておりますので、総合的に判断をし、熟慮をし、決断をさせていただいたということでございます。

○議長（多田育民君） 野田議員、挙手をして。一問一答ですから何回でもいいですから。

○2番（野田泰博君） 答弁漏れです。

○議長（多田育民君） 山崎山洋管理者、答弁漏れと野田議員がっております。

○管理者（山崎山洋君） 1つは、位置を決定するまでのことについてということであろうと思っております。また、金額等につきましても概算の金額でございますが、その金額がひとり歩きをしてい

っておったということ、それから位置を決定した後に地域の人たちから新しく決定された位置のところにつきまして、非常に地盤等の問題があるというようなこともございましたし、用地の金銭的な問題もあるというようなことがございましたので、そういう問題について精査をしながら説明をさせていただきたいということでございます。

○議長（多田育民君） 野田議員。

○2番（野田泰博君） つまり管理者側は、各市町からももう少し丁寧にしろという声が上がったと。特に白井市からも上がったし、印西からもあったと。栄町からは、私はそういうのは上がってはいないと思います。というのは、私も藤村議員も議会ごとにきちんと丁寧に、ここで学んだこととか、ここで教えてもらったこととか、この資料というのは議会議員のほうには提出していました。ですので、栄町の議会のほうはそういう声は全く上がらなかったと思いますけれども。その2つから上がったということでよろしいですね。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 栄町の方からも説明会の要求あるいはまた説明会を開いてもらいたいというような話があったようにはお聞きしておりますけれども、正式に私が聞いておらないということでございます。また、栄町さんにおいては環境整備事業組合の議員さんが丁寧に町の議会のほうに説明されておるということについてはお聞きしております。

○議長（多田育民君） 野田議員。

○2番（野田泰博君） つまり議会からは栄町はなかったと。あとの2つは議会からあったということで理解してよろしいですね。

栄町の議会議員の方で説明会を開けだとかなんとかいうのも、私は一度も聞いたことないです。私のほうには。ただ聞いたのは、2月8日の日にある議員が、2月8日ですよ、8日になって初めて環境のほうに説明会開いてくれというので来たそうです。それまでは一度もないのです。だから印西地区で説明会しているときに、だれかから聞かれたかもしれませんけれども、一般市民の方だと思いますが、議会議員ではなかったと私は思います。そういう議会議員はいないと思います、栄町には。

それから、その問題点なのですけれども、位置を決定するまでのことが不明確だったと、あと金額が概算であったということが、もうちょっとやれと住民のほうから言われたと。それから、決定した後に地盤の問題も指摘されたと。それが大きく、管理者から言われるちょっとまずかった点かなということで延期されたというふうに理解してよろしいですね。

それを今度解消する方法というのは、丁寧な説明会しかないと思うのですが、大体今管理者は私どもに関しては、ちょっと私は不満だったのは、これは私しか不満でなかったかもしれません。市民に対して非常に説明が不足だったということを、私たち議会議員に、ここにいる議会議員の人たちには何も言わないで新聞発表したり何かしている。これって市民側にも不足だったのですけれども、私たち議会側にも不足だったとは思いませんか。まずその1点お聞かせください。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 議会の意思表示につきましては、白井市さんのほうでは議会として正式に丁寧に説明すべきであろうというような意思表示をされたというふうにお聞きしております。印西市の場合には、議会で意思決定ということではなくて、一般質問等で私のほうに丁寧に説明すべきであろうというような話があったということでございます。

それから、この議会の皆様に、環境整備事業組合の皆様にももう少し丁寧に説明すべきであろうということにつきましては、これはもう当然のことでございますので、今後も皆様に対して時間を十分とってご説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（多田育民君） 野田泰博議員。

○2番（野田泰博君） 議長、私の質問の趣旨がちょっと、ポイントがちょっとずれているように感じました。確かに印西市も白井市も市長がいらっしゃいます。栄町も町長がいらっしゃいます。その方たちがいろんな説明したり何かしているのだと思います。だから、私は市長の立場ではなくて、印西地区環境整備事業組合の管理者として、わざわざここで組んでいるこれだけの議員がいるのですから、そこに何で事前に、議案を出すよ、出すよと言っておきながら、急に電話一本で出さないことに

決まりましたと。それって私たちに対しても説明不足だったのではないかなというのは非常に残念だと思うのです。いかがですか。そこのところを聞きたかったのです。組合の管理者として。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 提案権につきましては私にあるというふうに認識しております。熟慮をし、時間的な問題もございましたので、担当をしまして議長、それから議員の皆様と連絡だけはさせていただいたのですが、その前の説明がなかったということにつきましては、誠に申しわけないことでございました。

○議長（多田育民君） 野田議員。

○2番（野田泰博君） そこなのです。一番のポイントは。みんな、はっきり言ってこの事業が必要ことだとほとんどの人が理解しているのです。何とか成功してもらいたいのです。私もそのうちの一人なのです。ほかの市民の方たちも、白井市の方たちもそういう人たちたくさんいるのです。説明してくれよというその気持ちは、何とか成功してもらいたいから言っているのもあって、でも今管理者が言われたように時間がないから私一人で決めたのだという、その時間のないって一体何なのですか。30年前からこれ決まっているのです。議会議員の中、ほとんどみんな知っています。知らない議員もいるでしょう、初めてだって。聞けば聞くほどなんていうチラシも配っているところもあります。でも30年前からこんな決まっているのです。いつやるかというのは。だから議員が知らないなんていうことはあり得ないのです。知らない議員なんて議員の放棄です。議員が何も勉強していないという証拠を言っているようなものだ。そんな議員はほったらかしにしておいていいのです。何回やっただって勉強しないのだから。だからそういうことを言っているのではなくて、そういう人も含めて一生懸命まじめにやっている人に対してもうちょっと配慮してくれないかなと。これ配慮がやっぱり議会に対しても足りなかったのではないかなと。ちょっと急に集まってくれと管理者が言って、ここに集まってみんなに言ったらいいのです。つまりこういう運動があって、こういう反対があって、足りなかったと思うから今回は見送るから済まぬなというふうに言うておけば、でも大変ですよ、管理者。ここで見送っておいて、次に出すというの、いつ出すか。いつ説明が終わったというふうになるのだというその判断はもっと難しくなりますから、これは実にこれから気をつけてください。私は本当に大変だなと思って、反対にかわいそうだなという気持ちでもって見ておりますので。

だからむしろ今回出して、例えば何かで否決されたら、はっきり言って否決されたら議会が悪いのだと言えます。だけれども、その前にぱっと手を引いてしまったら、管理者のほうのがん首そろえてどうにでもしてくれというような感じになってしまうのではないですか。だから私はそれをすごく懸念しています。せっかくここまで30年間かけてやってきて、30年後もこれで行こうではないかって、政治家としての決断だと管理者言われて、おれ、すごいなと。2年前に言ったのです、管理者。30年前のコンセプトをそのままやるのですか。それが基本です。私はつなげます。だからすごい政治家なんだなという、僕ははっきり言って山洋さんのことを、ちょっと冗談で鬼瓦みたいな顔をしているなんて言っていたけれども、でもそうではなくて、すごい政治家だなというのをあのとき見直したのです。だけれども、ここで腰砕けになってしまったら、私たちお父ちゃんとお母ちゃんに捨てられた迷い子です。そんな感じです。私は議会とか町民に報告会するときには、もうきちんとやっていますと言って、大丈夫です、説明もやっていますと言いつけてきたのに、管理者が説明不足でしたということと言われると、私のはしごを外されてしまったという感じです。

ですから、そういう意味では、今度はそんなことを言ってもしようがないので、ぜひ管理者、そこら辺の配慮。ここに聞いている事務方の方たちがもう少し配慮してくださいよ。その事務方の方たちの配慮が足りなさ過ぎます。私は、すごい不満です。そうやって管理者が決断するとき、一体事務方は「はい、管理者の言うとおりで」ということだけしかやらないのではないかなと疑いました。だからもう少し全体で、私たち議会議員も頑張っているのですから、ぜひやってください。

私、請願紹介、賛同議員なんてやりたくなかったのですけれども、それが出てきたからならざるを得なくなりました、私の心情では。これは後でまた話しますけれども。

それから、2番目に移りますが、4ヘクタールの土地の広さ、30年前と同じコンセプトですかということをもう一度、再度聞きますが、確かに環境の変化で、環境とかなんとかを考慮しながら、地域

の中心になっていくということですが、1つだけ聞きたいと思います。ここにできた一番の中心のコンセプトは、迷惑施設を住民の真ん中につくって、絶対公害を出さないという決意と、それでみんなに愛される施設にしようかと言っていた考えだったと思いますが、これって残念ながら30年たってもそういうふうに認められなかったということですね。迷惑施設という考えしかまだないのですね。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 新しいごみ処理システムの施設の整備のコンセプトをまずお話をさせていただきますが、地域特性を活用する先進的な資源循環システムの構築ということでございます。これにつきましては、地域の特性を生かしたエネルギー利用システムを継続発展させるとともに、外部機能の有効活用を基本とし、先進的なごみ処理システムの確立を目指すというのが第1のコンセプトでございます。第2のコンセプトといたしまして、地球環境と地域還元を両立するバランスのとれた模範的都市施設の実現ということでございます。費用対効果の最大化を目指すと同時に枯渇性資源の消費抑制や低炭素社会への貢献を目指し、地域環境と地域還元を両立するこれからの社会に対して模範的となる都市施設の実現を目指しますということでございます。3番目のコンセプトといたしましては、安全安心の確保と災害時にも対応可能な処理機能の構築というものを掲げさせていただいております。通常時はもとより震災などにより発生した災害廃棄物にも対応可能な処理機能を有する都市施設を目指していきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（多田育民君） 野田議員。

○2番（野田泰博君） 今そこら辺の言葉というのは、ちょっと学者先生たちが30年前も、今新しい先生たちもつくった主義主張を僕は言われていると思っています。といいますのは、私どもも環境で、委員会で勉強会に出たとき、まず学者先生が、この駅前で作るのが一番だと言っていたのです。最初にそれなのです。私たちはただ説明を聞きに来たのに、そこから始まっているのです。だから学者先生たちというのは、こういうところで迷惑施設をつくって、みんなに納得してもらってやるのが一番だというふうに考えて、それをそのまま今でも踏襲しているというのはちょっと時代に合わないのではないかなと私は思っています。だからコンセプト、コンセプトと言うのです。というのは、この印西市のまちづくりの責任者は山崎市長なのです。このごみ処理は3市町の住民全部、約17万人を相手にしなければいけないことなのです。だからまちづくりと、町の計画と17万人の要求を満たさなければいけないというのは、これは至難のわざだと思います。大変だと思います。だからこそ協力しなければいけないと思っているのです。だけれども、今学者先生の言うことだけ聞いて本当にいいのですか。例えば空気でごみを送るやつ、あれもう2009年にやめてしまいました。あれだって最初はすごい良い、画期的な案ということで、結局やめてしまいました。何百億円をかけて。できないです。だって日本とアメリカとか、ほかのヨーロッパの空調施設、まず食べ物が違う。ごみの量が違う。日本みたいな何でもかんでもパッキングして、ごみをぼんぼん捨てるような、そんなところではないのです。日本というのはそういうところなのです。だから異文化をここにそのまま、良いから持ってきてだめなのです。学者先生たちは自分の実績をつくりたいからもういいことを言っているわけです。そういうふうには感じませんか。もっと山崎管理者、もう実をいうと非常にすばらしいまちづくりをされている方なのですから、もっと町民の中にたくさんそういう立派な方たちいらっしゃいます。そういう方たちの声を聞いたほうがいいまちづくりできると思いませんか。学者先生なんて当てになりません。あんな権威だけがあって、何もわかっていない、世の中のこと。ほったらかしにしているのです。学者なんていうのはでくの坊だと私は思っています。そう思いませんか。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 非常に答えづらい答弁でございますが、昔映画に命の食べ方という映画がございまして、それはもう大量消費ということでございます。それこそもう生き物がもう物質みたいなもので、何と鶏もバキュームで吸い上げたというような壮絶な映画。それを見たときに、そういう社会というのは非常に気持ちの悪い社会だなというふうなことが今思い出されます。まして空気の集じんの話がございましたけれども、これにつきましても当時としては理想的なまちづくりということ

で、印西市としても、当時町でございましたが、その計画を推し進めたということでございますけれども、経済社会状況、それからごみの問題等について急激な変化があって、対応できないという状況になってしまって、閉鎖という形になってしまったわけでございます。まだ数カ所では日本全国稼働しておるところがあるようでございますが、印西市の場合においては閉鎖という形でございます。

そういうことすべてが学者の先生方が考えて、そのまま我々が決断をしたということではございません。学者の先生方の持つておる知識とか経験とかというものを十分反映をさせていただいて、最終的に我々が議会の皆さんと一緒に勉強し、決断をさせていただくということではなかろうかと思っております。

○議長（多田育民君） 野田議員。

○2番（野田泰博君） 済みません。答えにくい質問をしてしまって。

もう一つ例を話しますと、この町ができたときに、千葉ニュータウンは38年前の昭和41年、1966年千葉県が単独で事業を開始したのです。このときの千葉ニュータウンの想定人口、何人か知っています。34万人です。それが昭和五十何年にでき上がるという想定のもとにつくったのです。それで、そこをあっという間に彼らは、どこがやめたか知りませんが、70年代には完成予定だったのです、34万人都市が。この千葉ニュータウン。オイルショックだとか、バブル崩壊、少子化で開発はどんどん遅れていって、結局平成26年には事業完結の予定は絶対に無理となっているのです。基本構想で見ますと、8年後の平成32年でも印西市だけでも10万200人にしかならないのです。これはおたくのほうの町のほうからいろいろ聞き出しました。印西、白井、栄を合わせても19万人です。つまり34万人の半分にしかならないところなのです。だからこそあの北総線の問題もああいうふうになってしまったのです。私はそのことを細かく言うのではなくて、全部机上のあれで、鉛筆をなめなめつくった役人さんと学者先生たちの、これははっきり言って失敗なのです。だけれども、それを失敗だったとき政治家、ここにいるお三方と私たち議員、この人たちはそれをもって済ませられないからどう打開するかというところを、私たち今一生懸命考えようとしているのです。ただ一方的に管理者が悪い、何が悪い。ひどかったですね、あの説明会で。やめろとか、URとの癒着だとか。癒着だったら早く警察にでも何でも、知っているのだったらたれ込んで捕まえてもらえよと私はもう内心、口の中でぶつくさ言っていましたよ。ああいうことを説明会で言われても私困る。失礼、ちょっと先に言ってしまった。

それで昭和55年、34万人になる予定だったのが、昭和61年に17万6,000人に変更したのです。おたくのほうの町では平成22年、総合計画では、平成22年8万8,148人、平成27年には9万3,800人、平成32年には10万200人、次の数字もあるのです。ごみ処理変更計画というのが、これ平成27年には11万37人、これが35年には13万5,142人。でも実際は平成22年8万7,957人、平成23年には8万8,649人、平成24年には9万1,270人、平成27年には9万9,700人の実際の計画が立てられています。非常にいろんな数字が出てきて、どの数字をベースにしてこの建てかえをしようかというのは、本当に探すだけでも大変なのです。これは管理者も何を数字にやるかというのは大変なのではないですか。ベースは一体何なのですか。それ全部市長がつくっているというよりは、市長の命令で職員がつくっているのだと思えますけれども、これ何をベースにしているのですか。

○議長（多田育民君） 山崎山洋管理者。

○管理者（山崎山洋君） 細かな内容につきましては事務方から答弁させますが、大枠な話でございますけれども、確かに千葉ニュータウン計画、これは新市街地住宅法という法律のもとでのニュータウンづくりでございます。それに無理があったということは、これはもう全員の皆さんのご認識であろうと思っております。しかしながら、法律でございますので、その都度、その都度計画を変更するというので、非常に難しいハードルを越えながら現在まで来ておるということでございます。その中でその計画変更等についてもその都度、その都度、面積も当然入っているわけですので、人口的にも減少をせざるを得ない。しかしながら、ご案内のとおり北総鉄道につきましては、あるいはまたインフラ等につきましては、最初の計画の予定でこれだけの鉄道を通してしまっておるということでございまして、鉄道の話になれば長くなりますのであれですが、その今余波を我々が受けているということであろうかと思っております。ただ、それでいいのかということではないということでございます。

して、それなりに地元としても努力をしていこうというようなことにつきましてはご理解賜りたいと思っております。

また、ごみの減量化の問題でございますが、これはもう毎年、日々の闘いであろうと思っております。その数字につきましては事務方から答弁させますけれども、当然減量化をしていかなければいけないというのはもう誰しもが思っていることであろうと思っております。ただそのときにおいて予測される人口あるいはごみ量というものについては、やはり確実にとらえていかなければいけないということであろうと思っておりますので、この事業が進めていく間に基本的な設計等もまた入るわけでございますので、これがコンプリートされたものではないということだけはご理解いただきたいと思っております。

予算の中で施設の位置の土地の購入費については計上してございませんが、皆さんがいろいろご懸念をされております土地の値段等につきましてはしっかりとした鑑定をかけるべきであろうというようなことで検討させていただいておるということでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（多田育民君） 野田議員。

○2番（野田泰博君） 済みません。あと何分あります、私の持ち時間。

○議長（多田育民君） 12分です。

○2番（野田泰博君） はい、わかりました。

私の言いたかったことは、34万人都市にすると行って、34万人にはならない。34万人都市にすると行ったときここ買ったのです。2.5ヘクタールです。2.5ヘクタールは34万人の2.5ヘクタールです。今度はあそこの4ヘクタールを買おうとしたら、50万人ぐらいの都市にしなければいけないのです。それで2.5ヘクタールの、しかもテニスコートのところにつくたらいよいよと言っていたのです。その施設を。ところがそれをやめてみんな向こうに移ったほうがいいと、そのほうが安く上がるから。そうかもしれませんけれども、2.5ヘクタールの土地で34万人というのを目指していたら、何で4ヘクタールになるのかなと、私にはちょっと。だからこの前も質問のときに言いました。ここではテニスコートだ、あちはサッカーコートですかと言った。だからそういう意味ではこの土地の広さといい、それから土地の地盤の悪さといい、そういうことを今一度何かの形で検討しなかったならばいけないのではないかな。それはコンセプトというのを私は非常に言っていますけれども、今もう一度検討してくださいよというのが質問の1つです。土地の広さと地盤の悪さというのは、もう市長の頭の中に、検討のあれになっているのですか。広さと地盤の悪さ。今後の検討に。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 土地の面積の問題でございますが、コンセプトの中で言われておりますさまざまな条件を取り入れるときに、例えば次期中間処理施設整備基本計画の中にもうたわれておまして、この程度の面積が必要であるということでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（多田育民君） 野田議員。

○2番（野田泰博君） それと地盤の悪さは次の検討材料に入っていますか。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 地盤については、巷間言われておるような状況ではないというふうに私は認識しております。

○議長（多田育民君） 野田議員。

○2番（野田泰博君） 大丈夫だということで、もう検討する余地は、地盤についてはないということで、そのまま突っ走るということでよろしいのですね。わかりました。

では次に、これ議論になると私の持ち時間が少なくなって、もう少し話させてもらいたいので。今市長、いろんなコンセプトを言いました。この印西市にはコンセプトという幽霊が、この市には徘徊しているのです。コンセプト、コンセプト、コンセプト。結局コンセプトというのは、この熱をいかに有効に使うとか、いかに熱利用するとか。反対にごみを焼却するという包括して言っているのではなくて、ほかのいろんなところに手を伸ばし過ぎて、それで利用、利用、利用と言っている。私は、このコンセプトは、市長、今が一番変えるチャンスなのです。見てください。去年の3月11日に

地震がありましたでしょう。これから4年以内に70%の確立でマグニチュード7以上のものがあると。市長に渡しましたか、私、きょうコピーしたのです、わざわざ、朝一番で。これ余り関係ないので、気象庁のデータなので。これ結局そのとき地震の後では物すごい地震の数が違ってくるわけです。そういうときに、今新しいスタートして本当に大丈夫なのかなど。だってコンセプトをつくったときに市長は、地震はなかったのです。この地震を中心として、やっぱり地域を包括的な場所にするのだったらそれはいいです、すばらしい施設です。でも地震対策とか、地震に対しての考え方とか、これからどうあるべきだというのはもう一度大きな議論を市民とともにしなくてはいけないのではないですか。これは印西のまちづくりですから勝手にやってくださいと。私はあそこの市役所の上でゴミ燃やそうが、何燃やそうが構わないのです。ゴミを燃やせなくなると栄町困りますので、そういう意味ではどこでやったって、これは印西市の問題ですから。でもはっきり言って、これはゴミというのを、一部組合つくっている以上はそこでどう処理していくかということを私は一番先に考えていますので。でも市長のまちづくりのコンセプトがあるならば、それをいま一度、もう一度白紙にして考えてみてくれませんか。そうしないと、コンセプトに縛られてしまっていたら新しいまちづくりなんかできません。

去年、私、自分の自費ですけれども、ドイツのブレーメンというところ、これ自然エネルギーの一番の進んでいるところ、ハンザシュタットブレーメンというのですけれども、そこに行ってきたのです。そのときに市民は電気を、もちろん原子力からも買えるし、水からのエネルギー、水力発電から買えます、風力からも買える、火力発電からも。火力発電には石油系の火力発電とか、石炭系の火力発電。あと水力。水力も川からの水力とかいろいろあるのです。ありとあらゆる組み合わせでもって買うから、ある人は非常に高くなるし、ある人は安くなるし、安くなると原発なんかは入ってきますけれども、でもその意識は今何かという電力なのです。電力を、やっぱり向こうにもあるのです、こういうゴミ処理の、大きな、2つあります。55万人都市で2つです。それは何かというともう特化しています。蒸気をわかして、あそこにイラストがあるのです。燃やす上にやかんを置いて蒸気を出して、蒸気で風車を回して電気をおこしている。ただそれだけ、単純なやつ。要するにそこにプールもあるわけでもない、冷暖房に使うわけでもない、とにかく電気を送って売っているわけです。そのくらいのコンセプトを変更しなかったら、これから30年間というのは非常に難しいのではないですか。今国は各家庭の上にソーラーを置いて、場所を借りて、電気をおこそうなんていう考え方もやっているようですけれども。でもそういうふうはこの地震がコンセプトを変えるチャンスだと思いませんか、いかがですか。

○議長（多田育民君） 山崎山洋管理者。

○管理者（山崎山洋君） 事業を行う、また計画する前提として考えられるコンセプトは全部取り入れるということで、震災につきましても取り入れさせていただいております。今ここでそのコンセプトを変えてということになると、それこそ計画自体が、では何のために今まで計画をしてきたのかということになりますので、このコンセプトをこの時点で変えることは考えておりません。

○議長（多田育民君） 野田議員。

○2番（野田泰博君） だから、私は変えるチャンスだと言っているのです。というのは、地震の後も、その前も同じように、後生大事に学者先生たちが話したコンセプトを守ってやっていくというのは、私、政治家というのは一番頭がやわらかい人が政治家になるのだと思っていましたけれども、私は先ほど学者の話したけれども、そんな学者の、そんなものははっきり言って忘れて、今変えるチャンスですよということだけをお伝えしておきます。

それから、ゴミなのですけれども、ゴミの減量化というのはどういう形で印西市が進めているかわかりませんが、私はこれ事務局長に話したり何かしているのですけれども、私の家で8万7,000円の、インターネットで5万5,000円で買った処理機、電気で作る処理機なのですけれども、その電気代が1カ月に210円です。私たち3人、おばあちゃんも入れて3人家族なのですけれども、その生ごみをそれで処理してしまうので、夜間電気使って。はっきり言って生ごみ一切出していない、今は、全く。町に来るのは大きなゴミ袋を週に2袋出している。これで栄町の場合45円ですから、1カ月8枚使うので360円。今はゴミを出すのがわずか週に1枚だけ。2枚だけです。50円です。電気

代は210円。そうすると、そういう減量化の仕方もあるのではないですか。それを大きな何億円というの出すよりも、そういうのをやったほうがごみの減量化になることを参考までにお伝えしておきます。

それとあと地震ですが、これから起きる地震に対して市長は、このもしコンセプトをこのまま進めていくということで、いつ来るかわかりませんが、そういう形でもう少しおくらせていこうかという考えはないのですか。例えばあと1年様子を見ようとか、2年様子を見ようとか、そういう考えはないのですか。お願いします。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 当然この震災後のことにつきまして、その震災ごみに対する容量というものにつきまして今後基本計画の中では十分見ていかなければならないと考えております。

○議長（多田育民君） 野田議員、あと4分半ぐらいでございます。

どうぞ。

○2番（野田泰博君） 済みません、私の質問の仕方が悪くて。私が欲するような回答ではなくて、震災ごみではなくて、この震災が私たちに与えてくれたことを踏まえて、これからのまちづくりにやるのだったら、この印西環境のこういう考え方も、コンセプトも変えたらいかがでしょうかと言っているのですけれども、変えたくないと言われるのだったら、これはまちづくりのことですから構わないと思います。だとしたら、今まで私たちに言っている、時間がないから早くやらなければいけないと言っているのに、何でそんなに簡単に遅らせてしまったのかなと。私は非常に残念というか、不愉快だというふうにしか感じていないのですけれども、市長はそこら辺は、私たちにに対する配慮というのはどういう考えでいらっしゃるのですか。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 最初に申し上げましたとおりでございます、その中で環境整備事業組合の議員の皆様に対して説明が遅れたということについてはおわび申し上げたいということでございます。

○議長（多田育民君） 野田議員。

○2番（野田泰博君） と同時にそのやり方が、住民に対しても同じようなやり方をしているからこうやって住民から反発を食らっているということも、ぜひそこら辺は管理者の皆様とここにいるスタッフの皆様はぜひ感じてください。私たち議会議員を、私にしてみればないがしろにしやがって、何やっているんだと思って非常に不愉快になったのです。せっかく私が町民に説明していたのにもかかわらずと。

それから、今までのコンセプトというのは、先ほどちょっと言いましたけれども、市長がコンセプトにとらわれ過ぎて本当のまちづくりというものが、ちょっと私はずれているような気がしてしょうがないです。そういう観点から余りコンセプトにとらわれなくて、これからの30年後はどうあるべきだという、おれ30年後は生きていないから知らないよというのではなくて、30年後はどうしたらいいかということまできちんと考えてやっぱりやっていただきたいというのが私の希望なのですけれども。本当に30年後というのは考えて今のコンセプトとつながると思います、将来的なもので。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） コンセプトを構築していく中では、それこそ30年後を見据えた中でのコンセプトの作成ということであるというふうに認識しております。

○議長（多田育民君） 野田議員、あと1分だそうです。

○2番（野田泰博君） もうこれ質問ではないのですけれども、市長は何かもう少し市長の立場というか、管理者の立場というか、それを自分でもっと打ち出して、何も言えないというのではなくて、どんどん言っていってほしいと思います。そうしなかったら本音は伝わっていかないし、伝わらないと思います。むしろ私は管理者に今まではいい、はい、はいと聞くだけでなく、きちんとして表現して、外に出して行ってください。そうすればこの印西環境も、多分印西市も、私は印西市の議員ではないから何とも言えませんが、いいまちづくりができると思いまして、私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（多田育民君） 以上で野田泰博議員の一般質問を終わります。  
ここで休憩いたします。再開は11時5分といたします。

（午前10時55分）

○議長（多田育民君） 休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

（午前11時10分）

○議長（多田育民君） 次に、議席番号7番、山本清議員の発言を許します。  
山本清議員。

○7番（山本 清君） それでは、個人質問始めさせていただきます。

事前に通告した私の質問は2ページから3ページにかけて掲載されておりますが、これに従いながら、基本的には若干印西よりも融通がきく形の、いわゆる完全一問一答制でお願いされておりますので、それによって質問をさせていただきます。

まず、大きな質問1ですけれども、ごみ焼却場移転計画についてと。（1）ですけれども、これは先ほど来野田議員からも質問がありましたが、次年度当初予算に土地取得費が盛られなかった、これはなぜかということですが、これは答弁で場所、金額の概算及び地盤について批判が出たからと、そういったような答弁がありました。そういった理解でいいかどうかまず、ここはもう簡単に済ませたいと思います。確認させていただきます。

○議長（多田育民君） 山崎山洋管理者。

○管理者（山崎山洋君） 先ほど野田議員の質問にもお答えしましたが、6月の建設予定地決定後、これまでの説明会、議会等においてさまざまなご質問やご意見をいただきました。熟慮の結果、住民の皆様を引き続き説明していくことが事業推進の第一歩と考え、当初予算への計上を見送ることとしたものでございます。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） ちょっと質問と答弁が若干すれ違いましたが、要は位置という表現でさっき管理者が答弁された、位置を決定するまでの経緯、概算がひとり歩きしたことを、地盤などの問題があり、金額などの問題がある、こういった言葉がさっきの答弁で出ましたので、要は決定した場所、概算金額、地盤についてのさまざまな批判が出たので予算には盛らなかったと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（多田育民君） 山崎山洋管理者。

○管理者（山崎山洋君） 今山本議員が言われたことも1つの問題でございますが、それ以外にもさまざまな、例えばもう少し丁寧に今までの計画等についても説明をすべきであろうというようなこと、それからごみの搬出量によります規模等についてもというような話がありました。しかし、そういうものにつきましては今後の基本設計の中で見ていくべきものでであろうというようなことですが、非常に皆様からさまざまなご意見等がございますので、それに丁寧に説明をしていこうということの根拠でございます。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） （2）に行きたいと思います。

今の市長の答弁、いろんなところで最近丁寧に説明をしていくと、そういった答弁があるわけですが、これは実は後で質問の大きな2番にも関係しますけれども、今の段階となって何回説明を繰り返しても決定前における丁寧な説明がなかったという事実は変えられないと考えられるわけです。そうすると一度これ白紙に戻すしかないのではないかと。これボタンのかけ違いという表現が正しいかどうか、ちょっと今頭に浮かんで、ちょっと今私も反省しておりますが、ボタンのかけ違い、内容が仮に正しいとしても大きなボタンのかけ違いがある。内容が正しいかどうかはまた大きな議論があるわけですけれども。そうすると、一度白紙撤回すべきではないかと考えられますが、ここをまず最初でちょっと伺っておきたいと考えるわけです。

それでまたこの（2）です。移転決定地の土地取得費はどのような時期に、どのような形で予算化

するのかを明確にスケジュールをお聞かせいただきたい。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 次期中間処理施設整備の計画は推進してまいりたいということでございます。用地の取得費については今後も情報提供を継続しながら判断をしてまいりたいということでございます。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 白紙撤回はしないという理解でよろしいでしょうか。このまま場所は少なくとももう決定済みだというそういった方針は変わりがないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 次期中間処理施設整備の計画は推進していきますということでございます。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 次期中間処理施設の推進計画というのは、場所の決定が既になされているわけですから場所についての変更はないというようなご答弁、そういう旨のご答弁でありました。

そこで答弁があいまいなのでもう一度伺いますが、当初の計画どおり計画を推進していくという今お答えですが、当初の計画どおりの時期につくるという方針も変わりはないでしょうか。新聞報道などでは当初どおりの建築はもう不可能なのではないかというような評論記事も出ておりますが、いかがでしょうか。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 用地費の計上の見送りによりまして全体スケジュールの見直しが必要となりますので、今後精査をしてまいりたいと考えております。現施設の状況を報告させていただきますと、ボイラー水管の破孔等不測の故障による炉の一時埋火や停止を実施しており、3炉ともに老朽化は進行している状況でございますので、現施設への対応策、次期施設との兼ね合いを図りながら最適な対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） もう一度、(3)に移りますが、今のお答えですと今後のスケジュールは遅らせるかもしれないと、そういう理解になりますが、それでよろしいですか。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 精査をしてまいりたいということでございます。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） あと、これはこちら側の希望ですけれども、最近国会とかでも、例えば防衛大臣の答弁とかでメモを見るなというような意見が国会議員から出たり、そういうことがあるわけで、できるだけ生の言葉で本音をやりとりしたいなというふうに考えますので、私もかなり生の言葉で質問項目は出しておりますが、せっかくこういう完全一問一答制の場ですので、読むだけではなく、注意深さは必要でしょうが、記録にも残り、傍聴人もたくさんいる中で、生の言葉でやりとりをしたいなと考えます。

さて続きですけれども、(4)番、若干これ論点が少し別論点に行きますけれども、3号炉建設の際に談合が、裁判にもなっていて、巨額の損害を当組合が負っているわけです。それが損害賠償がどれぐらい返ってくるのかということが、これは大きなニュースにもなっておるわけですから、談合に参加した、もう一度行政の中では談合が認定されておるわけですから、今は損害賠償というところでまた争っているというふうに理解しておりますが、推定談合が認定された業者があります。この業者というのは再び次期中間処理施設の入札に入るのでしょうか、それとも排除するのでしょうか。

○議長（多田育民君） 高島事務局長。

○事務局長（高島一郎君） 談合につきましては、一般的に申し上げて既に指名停止等の、あるいは入札の制限、行政処分あるいは社会的な処分を受けておるという認識を持っております。したがって、積極的に参加を図るかどうかという点については議論があろうかと思っておりますけれども、一方積極的に排除できるかということになりますと、これも議論があると考えております。

以上でございます。

○議長（多田育民君） 山本清議員。

○7番（山本 清君） そうですね、まさに議論があるからこういう公の場で伺っているわけですが、まさに議論があるのです。議論がある中で、そうすると今の答弁の内容からすると今後の検討次第だというふうなお答えだと受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（多田育民君） 高島一郎事務局長。

○事務局長（高島一郎君） お答えいたします。

その点も含めまして今後、次期中間処理施設の入札が行われる時点で、あるいはその以前に正副管理者で諮ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 今回のごみ処理場計画でさまざまな疑念が市民の中から出てきている大きな理由の一つとして、やっぱり巨大な企業体及びそういうことになれたコンサル及び行政及び場合によっては中央官庁あたりが、何かこういうことを具体的に見てくると、一体として見えてくると。そういうところが巨額な注文を巨大な企業体がとるという大きなお金が動く。それでまた、かつては、かつてといってもそれほど大きな昔ではない時期に談合もあり、10億単位のお金が、市民の血税がおかしな方向に流れていくと、不当な利益の方向に流れていたということがもう認定されているのです。そういったことがあるわけです。そういうような市民の疑念に対して談合参加企業に受注する可能性について管理者のご意見伺いたいと思います。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） これは先ほど事務局長のほうからお話をいたしましたとおり、もう社会的制裁は受けているという話がありました。しかしながら、やはり感情論からいけば今山本議員が言われたような問題であろうと思います。これについては今後の議論を待つしかないというふうに考えております。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 感情論ではないと思うのです。だから市民の税金がもう10億単位で不当に使われたという実績を踏まえた上で、そういった企業体が参加することが社会的に妥当かどうか。これは感情論というよりは、むしろ政治論であり、法律論であろうというふうに私は考えられるわけです。そこで時間の関係もありますので、若干細かいというか、細かいから瑣末という意味ではない、しかし若干細かい話に5、6と入っていきます。その上で質問2がきょうの私、ちょっとメインの質問だと考えていますので、質問2に少し時間をとるために足早に5、6というところを片づけたいわけですが、これまで組合は何回説明会を開催したのかというこれです。実は一部で非常にどうなんだという議論になっている問題があります。というのは、組合が説明会、きょうも管理者が冒頭で19回というような数字を上げられました。以前私が質問の準備のために事務局に問い合わせたところ、何か電話口で、あれも組合説明会、これも組合説明会というふうに何か電話口のところで増えまして、21回というふうなお答えがありました。つまり組合側からは19回説と21回説があるわけです。説明会の回数です。これはどうなのだろうと私は思うわけです。つまり組合が説明会を開催したというためには主催がはっきりしている必要があるわけです。私が理解している限りでは、これは私の不勉強であれば指摘していただきたいのですが、組合主催が明確に記録に残っているものは2回だと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（多田育民君） 高島一郎事務局長。

○事務局長（高島一郎君） お答えをいたします。

主催という表現をベースに考えますと、山本議員おっしゃる点が正しいと考えております。私どもは回数につきましては、実質的に皆様との議論あるいは調整会議を行ったものについての回数をお答えしております。19回と理解しております。

以上でございます。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 以前電話で問い合わせたときに、大塚三丁目との何か説明会も、これは我々

が話を持ちかけたのだから組合の説明会だと、そういうような電話口でのお答えがあったのですけれども、大塚三丁目をベースとした説明会、今まで2回、かなり大規模なものがあったと考えられますが、これは組合の説明会なのでしょうか、それとも大塚三丁目の集会に組合が出向いて説明したものでしょうか、お答えください。

○議長（多田育民君） 高島事務局長。

○事務局長（高島一郎君） お答えいたします。

私ども組合のほうから自治会長さんを通じまして説明の用意はございますというお話はさせていただいておりますが、当日の執行、それから場所の点を含めて自治会側の主催と理解しております。

以上でございます。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） これ以上余り長い時間をちょっととりたくないということがあるので、これぐらいしておきますが、今の事務局長の答弁でかなりはっきりしました。かなりすっきりしました。要は組合の説明会という場合には当然組合が主催した説明会と受けとめられるわけです。組合の説明会というのは2回だったということです。それで、主催は、以前組合議員の勉強会に配付された資料の中にやはり19回説に基づいて配付された資料がありまして、そこに主催が書かれていなかったものですから私はその場で指摘したことがありますけれども、催し物が行われた場合、催し物のタイトルと並んで主催団体がどこかというのは非常に重要な事項です。私以前マスコミに勤めておまして、いろいろこういった、行政としてはありませんが、マスコミとしていろんな会合なり、シンポジウムなりを設定したこともあります。司会もしたこともありますけれども、そのときは主催ははっきりさせるわけです。新聞社の主催。場合によったら後援、場合によっては協賛、そういったことを当然行政体であるので今後ははっきりさせるべきだと考えられますし、組合主催の説明会は2回だということが確認できたことは、これはお互いにとってよかったと思います。

ここでちょっと飛ばさないように聞いておきましょう。説明会で本市として招いた有識者、第1回目はお招きしたにもかかわらず話をしていただかなかったという状況があったと理解しておりますが、第1回目、第2回目、両方とも有識者の講演がついておりました。報酬は幾らだったかを伺います。

○議長（多田育民君） 高島事務局長。

○事務局長（高島一郎君） お答えいたします。

まず23年7月31日、この日につきましては4名の方をお願いをしております。当日講演につきましては執行できませんでしたが、実際にこちらにおいていただいたこと、それから講演原稿を既に用意されたことを踏まえて、合わせて4名様に6万5,000円の支給をしております。それから、24年1月29日、3名の方に講演をいただいております。こちらにつきましては交通費込みで3名さんで6万円の支給をしております。

以上でございます。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） なるほど、第1回目は講演をしなかったにもかかわらず6万5,000円が出ているということが今わかったわけです。これも議論があると思います、恐らく。これも日ごろ協力していただいているという関係にかんがみて、これ受け取られたわけですね、第1回については、この6万5,000円。

○議長（多田育民君） 高島事務局長。

○事務局長（高島一郎君） お答えします。

私どもに返還はされておられませんので、支給されておると認識しております。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） どうなのかなと、ちょっと言葉が続かないという感じがしますが。

あと、ここで（5）に絡んで1つ伺います。この4名、3名、延べ7名お招きしている中で、千葉ニュータウンに住民として密接にかかわっている方、何人いらっしゃいますか、住民として。つまり住民票が、住所でも結構です。深いかかわりを、千葉ニュータウンという言い方は撤回しましょう。

印西、白井、栄町、この3自治体と深いかかわりがある方というのは何人いらっしゃるでしょうか。

○議長（多田育民君） 高島事務局長。

○事務局長（高島一郎君） お答えいたします。

かかわりという点について居住されているかいないかという点でお答えさせていただきますが、居住者はいらっしゃるかと認識をしております。

以上です。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 先ほど野田議員からも学者の言いなりというようなご指摘がありまして、この部分に関しては私も同じような印象を持っておるのです。これだけのニュータウン地区で、さまざまな人材がたくさんおられて、恐らく探せば気持ちもあり、また技術もある有識者というのは幾らでもいるこの印西市、白井市、栄町だと私は考えます。住民としても密なつながりを、愛着を我々の構成2市1町に持っている方をぜひ今後はしっかり巻き込んでやっていただきたいなと考えます。

あともう一つ、学者という言葉で先ほど野田議員の質問で何度か言及されましたが、学者及び中央官庁というちょっとニュアンスになってくるわけですが、地元の方がおられないということは。要は通常こういう事業に結構頻繁にかかわっておられる学者という方もたくさんおられるわけで、学者も地元ではない人、もしくは中央官庁に深いかかわりを持つ人よりは地元の有識者を探したのかどうかを伺います。

○議長（多田育民君） 高橋主幹。

○印西クリーンセンター主幹（高橋康夫君） 有識者を地元の方から探したのかという問いに対しましてお答えをいたします。

今回お願いをいたしました有識者につきましては、次期施設の検討委員会のほうに参加していただきました学識経験者の4名の方でいらっしゃいます。その検討委員会の選定の際の学識経験者の選定に当たりましては、当然のことながら交通費の検討もございまして、できるだけ近い中で、もちろん地元の方も対象にいたしまして、さらにはこのごみ処理施設、あるいはごみ処理というものにかかわりのある有識者の中から選定したものでございます。地元の方には該当がいらっしゃらなかったものですから、そういった中でごみ処理の経験者の中から選定をさせていただきました。

以上です。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） （6）番、正副管理者会議と、そういう会議が今回ごみ処理場の問題でよく言及されるわけです。今回の移転地等の決定がなされたのも正副管理者会議でというような説明がかなり頻繁に議会でも説明会でもなされました。そこで何うわけですけれども、この正副管理者会議とはどういう法的な根拠がある機関であり、また法的な必置機関なのか、どういった権限を持つものかの概括的な説明をまずお願いします。

○議長（多田育民君） 山崎山洋管理者。

○管理者（山崎山洋君） 組合の事務執行に当たりまして、各市町の意見を踏まえ、その意思の統一を図るために管理者、副管理者会議という形で設けさせていただきますと伺っております。したがって、法的な規定はございません。また、議事録等につきましても、何度もお尋ねですが、事務局で要旨をまとめておるとのことだけでございます。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 法的な根拠がない。法的な根拠がなくてももちろんこういった2市1町から構成されているので、コミュニケーションを図る意味でこの会議の存在自体を否定するものではありません。ただ、意思決定機関のごとく受け取っている市民も結構いますので、そこはしっかりした正副管理者会議についての説明も必要であろうと考えたために質問いたしましたわけです。

そこで次に伺います。この会議の決定に反した決定を仮に管理者の責任においてなした場合、これは違法なのでしょうか。こども伺います。

○議長（多田育民君） 山崎山洋管理者。

○管理者（山崎山洋君） 正副管理者が協議を重ねて出した結果ということであれば、出された結論

が管理者として最終決定として認識をするだけではないかなと思います。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 事務局長に伺います。以前、これ事務局長だったかどうかはちょっと私記憶にないのですが、事務方に、ここにちょっと出向いて幾つかこの構成について伺ったときに、法的には、理論上逆の結論を出すことも可能であるという説明を受けた記憶があるのです。今の答弁で法的な機関ではないということからするとそうであろうと私も今考えるわけですが、純粋に理論的にはいかがなのでしょう。

○議長（多田育民君） 高島一郎事務局長。

○事務局長（高島一郎君） まずは議員のご質問の前段にございました私との会話があったかないかという記憶で申し上げれば、お話をした記憶はございません。

後段の、管理者が決定に反するような意思を仮に示された、あるいは正副管理者会議を、あるいは正副管理者の相談を設けずに独断で判断をされたという想定のものだとしても、それが管理者の決定ということになるかと私は判断しています。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 法的な機関ではないということになると当然そういった結論になると私も思います。つまり今回正副管理者会議で決定したということです。あたかも機関決定のように受けとめられている面があるわけなのです。けれども、これは法的には山崎管理者の決定であるということが法的な説明であるということが今確認できました。

さてそこで、行政の説明責任について。最近非常に説明責任という言葉が出ることもありますし、また説明するためというふうにしつやわらかく言いかえられることもあるわけで、これが一つのキーワードになっております。また、説明責任がこれまで果たされたのか、また今後、今まで組合が開催した2回の説明会に加えて今後3回、4回、5回と説明会をしていって、果たして説明責任がなされたということが言えるかどうか、ここが非常に私、今大きな問題になっていると考えられます。ここに入りたいと思います。

まず、(1)です。質問2の(1)、行政の説明責任とは何かと。あと住民参加とは何か。これ市民参加でもほぼ同義だと私は考えておりますので、市民参加についての説明でも結構ですが、これはもうかなり長い議論がなされ、中央官庁などでのペーパーも出ておりますので、はっきりした共通認識が行政及び議員、市民の間にあると考えられます。まずこの認識について伺います。

○議長（多田育民君） 山崎山洋管理者。

○管理者（山崎山洋君） 行政の説明責任というのは、行政事務事業の執行における経緯や結果の情報公開し、より多くの皆様に伝え、ご理解をいただくとともにご意見をいただくことと考えております。

また、住民参加ということでございますが、直接、間接を問わず住民が議論に参加できる、意見を言うことができる機会を提供することと考えております。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 今私の手元にちょっとペーパーが1つありまして、これは少し前の話になりますが、2000年、平成で言うと12年です。に当時の建設省、これ建設省が国土交通省になる直前に出したペーパーです。このペーパーのタイトルは公共事業の説明責任（アカウンタビリティ）向上指針、これはインターネットでも公開されております。私もインターネットでとりました。今回も公共事業でありますので、これは建設省、今でいうところの国土交通省の出した見解及び指針であります。当然大いに当組合でも参考にするべきものと考えられるわけですが、ここで、今管理者がおっしゃったこととはちょっと違ったニュアンスが入っております。どこが違っているかという、これも時間の関係もありますが、内容について本当に簡単に説明しますが、なぜこういうペーパーで出たのか。それは公共事業に関して国民の間にはいまだ深刻な不信感が醸成されていると。公共事業実施方法等が国民から見ても十分納得のいくものとはなっていない。国民に説明する努力が足りなかった。これは恐らくこの組合についても言えることでしょう。また、談合事件などからしてもやっぱり不信感、組合の執行部及び我々議員の責任もありますけれども、執行部が契約を結び、我々議員はチェックがで

きなかったと、我々の先輩議員含め。そういう我々の共同責任の結果として不信感を招いているという実情にかんがみて、この建設省のペーパーの趣旨というのは非常に我々にも当てはまるとまず考えられるわけです。

そこで、今の管理者の答弁は基本的には全部このペーパーの冒頭にも入っておりますが、何が抜けているかという、双方向とのやりとりということがまずこのペーパーの冒頭に出てきます。双方向のやりとりです。それで国民の意見、これは我々からすると市民、町民の意見というふうには言いかえられますが、双方向のやりとりの中で国民の意見を反映し、コミュニケーションを推進することによって信頼関係が構築されるという意識を徹底していくという指針が国から2000年に出ているわけです。双方向です。そうすると、ここにも大きな図が出てくるわけですが、国民の意見反映、社会条件の変化等に臨機に対応と。意見を反映するのです。だから結果が出た後にそれを何回伝えても、建設省、今の国土交通省の定義におきましては説明責任にならないということが、役所のペーパーからしても明白。それとまた、学者の本とかもさまざま私今参照しながら準備しましたが、学者になるともっと厳しい定義をしている学者が大半なのです。この国土交通省の定義に照らして、今後説明会を繰り返せば説明責任を果たしたと言えるとお考えでしょうか、伺います。

○議長（多田育民君） 山崎山洋管理者。

○管理者（山崎山洋君） 前段の部分でございますが、情報の公開等につきましてはそれこそ一つの例といたしましては、環境委員会でございますので、環境委員会の皆さんとの双方向での意思の疎通というものは行われていったものと考えております。また、広報等を使って住民の皆様はこちらの情報としては発信をさせていただいておることとでございます。しかしながら、山本議員言われるように全体的な説明会というものは決定する前には開かれていないということとでございます、そのことについて住民の皆様からいろいろお話がありますので、今までの経緯、それから決定したことについて、あるいはまた状況等について説明を果たしていこうということをお願いをしているところでございます。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） またちょっと別のところでこのペーパーを見ますと、意見交換を行いながら、これ国民とということ。ともに考え、つくり、育てていく姿勢と、公共事業を。それがもう12年前に中央官庁で、非常に中央官庁というのは対応が遅いということで有名ですけども、中央官庁で既にもう出ているわけです。だからこれは説明責任の定義において非常に重要なペーパーだと私は考えるわけです。そこでポイントを絞って大きな質問2の最後に伺いますが、事前の説明責任がなされなかったことが、事後に説明を繰り返して治癒される、つまり治るとお考えでしょうか。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） このことにつきましてはもう2年半前に各構成市町村の議会にお諮りをさせていただいておるところとございまして、その議会の中での議論の中で位置等についても検討しなさいということの話から始まってきておりますので、最初に今の現状のところでの建てかえありきという検討ではなく、位置等についても検討しなさいという話の中から始まってきておることとございまして、今後につきましても十分今までの経緯をお話をすれば地域の皆さんにご理解いただけるものと考えております。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） あと何分でしょうか。

○議長（多田育民君） あと10分です。

○7番（山本 清君） 今答弁を伺っていて非常に疑問があるのは、このペーパー全体を通して論じているのはパブリックインボルブメントなのです。議会において説明したということは、ここの説明責任の意味には入っておりません。議会での説明なり、あと環境委員会、これは建てかえのための情報提供というよりは、むしろここの、クリーンセンターの運営のための機関だというふうには私は考えております。そういったことからすると、やはり決定前の説明責任があったとおっしゃるのはかなり無理ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（多田育民君） 山崎山洋管理者。

○管理者（山崎山洋君）　そういう組織あるいは団体といいますか、そういう機関があるわけですので、そこで説明をし、ご理解をいただくということについての手法をとらせていただいていたということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（多田育民君）　山本議員。

○7番（山本　清君）　説明責任については食い違ったままということで、質問の2を終わらせていただきますが、今回私が言いたかったのは、いつも対応が遅いと言われている中央官庁ですらもう12年前にペーパーが出ていると。こういったものは当然幾つかのキーワードを打ち込めば執行部なり、管理者なり、我々議員も、みんなが目に触れるところにこういう重要なペーパーがあるわけで、こういった定義関係から照らしても到底事前の説明責任があったとはちょっと言えないし、なおかつ通常ごみ焼却場の位置関係を決めるためには住民との対話を繰り返すのです。そういった通常の手続があるわけですから、それがなされていないことは非常に疑問だということを示して質問3に時間の関係で移らせていただきます。

ごみ減量施策、これも時間の関係でちょっと全部読みますので、まず一通りの答弁をいただきたいと思えます。

印西市、白井市、栄町の1人当たりのごみ焼却量の日量は何グラムか。全国平均はどうなっているか。埋め立て量と合計するとどうなるか。

(2)、組合として過去から現在までごみ減量化にどのように取り組んだか。

(3)、紙、生ごみ、プラスチックを徹底分別すれば、印西地区のごみ焼却量は半減すると考えられるかどうか。まとめてお願いします。

○議長（多田育民君）　中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君）　初めに、印西クリーンセンターのごみの焼却量ですが、平成22年度の実績では1人当たり604.7グラムでございます。1人当たりのごみ焼却量の日量については、全国平均については確認できませんが、ごみの排出量につきましては21年度の集計が出ておりますので、その比較でお答えさせていただきます。

平成21年度の1人1日当たりの資源物を含むごみ排出量、これは全国平均が994グラム、千葉県平均で999グラム、当印西地区では872グラムで、全国平均及び千葉県平均を下回っております。

また、印西クリーンセンター中間処理後の焼却灰と破碎残渣埋め立て量につきましては、22年度実績で1人当たり95.5グラムでございます。

なお、埋め立て物との合計でございますが、印西地区においては中間処理しない直接の最終処分場での埋め立てはありません。

続きまして、過去から現在までのごみ減量化にどのように取り組んだかについてお答えいたします。ごみ減量化のこれまでの取り組みについては、平成16年度に作成しましたごみ処理基本計画からごみの減量目標値を設定し、20年度にはごみ処理基本計画の改定によりさらにごみの減量、資源化を推進しております。人口は毎年増加しているものの1人1日当たりのごみ排出量及び印西クリーンセンターへのごみの搬出量は、平成18年、この年をピークに毎年減少しております。直近では22年3月に資源化行動計画を策定し、集積場に出された家庭系の燃やすごみ、こちらについて組成分析調査を行い、リサイクル可能な資源物が3割近く混入されております。これらの調査結果を踏まえ住民に資源分別の徹底をお願いするため組合広報紙への掲載、また各家庭単位に保存版チラシを作成し、配付してございます。

今年度には新規事業も含め、6月にクリーンセンター祭り、7月から粗大ごみリサイクル事業、夏休みにはリサイクル教室、また小学生向けに3Rのポスターコンクール、また資源物とごみの分け方、出し方についての地域への分別出張講座、また構成市町で開催されるイベントへの参加等を行い、3Rの啓発推進に努めております。また、印西地区小学4年生を対象にクリーンセンターの工場見学を積極的に導入してございまして、あわせて3Rの啓発を実施してございます。

続いて、ごみ焼却量は半減すると考えられるかどうかということについてお答えをいたします。先ほどもご説明しましたが、家庭系の燃やすごみの組成分析、こちらの調査結果、リサイクル可能な資源物の混入が24.5%、そのうち紙類が14%、プラスチック類が6%、合わせて約20%近くが混入され

ております。これらのことから資源分別が徹底されていないという実態が確認されておりますので、22年度の燃やすごみのうち20%を資源に振り分けて試算してみますと、燃やすごみについては約6,000トン減量が可能な数値となります。この量は22年度の焼却量の全体量から見ますと15.5%程度に相当するものでございます。また、生ごみにつきましては構成市町において減量、資源化の推進、住民への水切りの徹底等の啓発により減量、資源化を進めております。

なお、生ごみの分別収集、資源化については、次期中間処理施設整備検討委員会の中で検討されておりますが、印西地区においてはなかなか資源化は困難であるというような報告をされております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（多田育民君） 山本清議員。

○7番（山本 清君） 何グラム、何グラムというのはいろんな、何を入れて、何を入れないかということで細かい議論をする必要もありますので、ちょっとこの場では細かく議論できないのが残念ですが、1つ、前回の印西市議会で明らかになったのが、印西市については全国平均とさして変わらない。全国平均よりは多いごみ焼却量になっているという答弁が出ているのです。そのところは非常に今後も、恐らくまだまだ伸びしろ、まず間違いなく減量の伸びしろがあるということで、最後に2つ伺います。

生ごみ、これは組成分析で何%でしょうか。あとプラスチックは分別後どのようなリサイクルがなされているのでしょうか。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 約40%近くの数値が出ております。

○議長（多田育民君） 鳥羽主幹。

○印西クリーンセンター主幹（鳥羽洋志君） プラ容器のほうの資源化のほうのご質問にお答えいたします。

容器包装リサイクルのほうで資源化のほうに行っております、プラにつきましては、その量につきましては組成分析では現在8%ということでございます。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） ちょっと時間の関係で大づかみな議論しかできませんが、生ごみが40%で、また先ほど答弁いただいた紙とかプラスチックのパーセンテージ合わせると、やっぱり大づかみに言う目標としては半分程度の減量が可能な状況であることはわかるわけです。実際に家庭のごみを4割削減している横浜市、これ350万都市の例もあるわけですから、首長が先頭に立って本気で取り組みばまだまだ伸びしろがあるはずだということを申し上げて質問の4です。

質問の4、(1)、行政は採算性のみを考慮するべきではない反面、採算性を完全に無視してもいけないと考えられるがどうか。まずこれを伺います。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 今の質問はそのとおりだと考えます。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 意見が一致しております。

次が意見が一致するかどうかですが、印西クリーンセンターの移転は採算性の観点から合理性があるか。これを伺います。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 建設予定地への移転についてですが、都市計画の視点、それから環境問題、それから整備スケジュール、それから現施設の老朽化の問題などを総合的に判断をし、決定しておりますので、このことについてはご理解いただきたいと。また、ごみ処理事業、住民の衛生、生活環境の保持に欠かせない事業でありますので、施設の建設、維持管理にかかわる経費削減には当然のことながら努めてまいりたいと。ただ、すべてが採算性のみで進めることができないということをご理解いただきたいということでございます。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） だんだん各論に入りますが、40億円で土地を買うのは採算性からどう評価で

きるか。これもお答えください。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） この40億円という数字が概算の中で出てきておるわけですが、このことにつきましては周りの状況等からの積み上げの数字というふうにされております。ただ、皆様から非常にご懸念がございますので、このことについても十分精査をし、金額的についても精査をしながら対応していかなければいけないところであろうと思っております。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） あと何分でしょうか。

○議長（多田育民君） あと6分。

○7番（山本 清君） 検討委員会という言葉もよく出るわけです。ただ検討委員会で精査して云々かんぬんという答弁がよくあるわけですが、この金額の正当化についてもよく検討委員会という組織の名前が出るわけです。ここでまた先ほどとちょっと似たことを伺いますが、検討委員会は公的な決定機関なのでしょうか。つまり検討委員会から出た意見を管理者はそのまま採用する義務があるのでしょうか。

○議長（多田育民君） 高島事務局長。

○事務局長（高島一郎君） お答えいたします。

検討委員会につきましては最終答申を管理者あてに行っておりますので、最終的には管理者がそれを受けて、判断要素の一つに当たるものであると、検討報告がです。そのように認識をしております。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 先ほどの正副管理者会議もそうですけれども、検討委員会も要は議決機関ではないし、決定機関ではないということがはっきりしてきたわけです。そうすると、先ほどの野田議員の質問の中にもありましたが、結局は管理者が決めているだけなのです。だからおれはこう思うよと、おれはこれこれこういう理由でこう思うのだと。だから市民の皆さんどうかということ、これも今から取り返しが見つからないわけですが、候補地になっている地区に出向いて、フェイストフェイスで語りかけるべきではなかったかと思われま。それいかがでしょうか。

○議長（多田育民君） 山崎山洋管理者。

○管理者（山崎山洋君） 最終的には私が判断をするというふうな山本議員のお話ですが、そういうことになりますけれども、判断をするまでの間につきまして検討委員会等のご意見も十分お聞きをし、あるいはまた副管理者等のお話も十分聞きながらの判断をした結果でございます。前もって現地に赴くということになりますと、決定をしていないときに赴いて何を説明するのかということにもなりますので、情報としてはこういうことでございますということは発信させていただきましたけれども、最終的な決定につきましてはもうご案内のとおりな手順を踏んで決定させていただいたということでございます。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） ちょっとまたあいまいになってきましたが、そうするとこれ山崎管理者の決定ではないのですか。そこなのです、問題は。法的にいつてどうなのかというのは。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 説明会の折にも私が決定いたしましたということでお答えしております。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） ちょっとしつこいようですが、大事な点なので、他の自治体の例などは、新聞記事とかにもたくさん載っております。各地で問題になっています、ごみ処理場。それで、決定前に首長なり管理者が出向いて意見を密に交換し合って、その上で決定しているところ多いのです。これについてはどう思われます。今管理者がおっしゃっているような意見が大半であれば、よそも同じ決定方式をしていると思われま。そうではないのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 当組合としては今までの経緯のような形で決定をさせていただいたということでございます。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 最後に質問4の（4）、200億円かけた大量焼却施設は不可欠かと。これはさっきのごみ減量の話とも絡みますけれども。そこで三重県の松阪市です。当初は250億円のごみ焼却場建設を予定していた。これは我々の組合の金額とかなり似ているわけです。最終的には、ここは名物市長がいて、110億円になったわけです。大手の焼却炉メーカーが最終的には受注はしておりますが、かなりシビアな入札合戦になり、最終的には当初予定の110億円になったという事実が報道されておりました。この事実関係については把握されていらっしゃるでしょうか。

○議長（多田育民君） 高島事務局長。

○事務局長（高島一郎君） お答えいたします。

ピンポイントでその場所については承知をしておりますが、幾つかの事例としてそういうものが存在しているということについては承知をしております。

以上です。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） どうすれば半額でごみ焼却場がつかれるのかというポイントなどについて執行部で把握している点があれば答弁をお願いします。なぜならば、やっぱり100億円規模で節約できるのであれば、これはもう全員が、ここにいる議員も、傍聴者の皆さんも、外にいらっしゃる市民も、みんなが同意すると思いますが、二者択一であれば当然100億円安いほうをつくりたい。この比率で安くできるのであればぜひ安くつくりたい。また、もっと別の方法があればさらにベストな選択を模索したいわけですが、どうすればいいとまず今把握していらっしゃいますか。

○議長（多田育民君） 高島事務局長。

○事務局長（高島一郎君） お答えをいたします。

現在考えられる部分でのお話になるということでお聞きください。比較の原点に当たって、私どもの事業計画、それから事例を挙げられた自治体の事例、私どもの積算は概算でございます。まだ詳細設計等もいたしていません。現在は、従来説明されているように1日当たり240トンの計画スペックを持っております。今後25年度の計画を踏まえて最終スペックが決まりますけれども、そちらのほうは仮に少なくなるのであれば、これはオートマチックに金額は落ちてまいります。したがって、ごみの減量化がここ直近四、五年の中で進んでおいて、ごみの将来的な負荷が軽減されているという事実があれば、これは計画に基づいてスペックを決めるわけですから、金額は下がってまいります。ただそれが100億になるのか、幾らになるのかという金額については差し控えたいと思います。

以上です。

○議長（多田育民君） 山本議員、あと2分です。

○7番（山本 清君） でも何とどんぶり勘定な世界なのかと、このごみ焼却場です。あつという間に数億、十億、50億という数字が左右される。それで、そうであればあつという間に数十億、もしくは100億とか減らすなりしていきたいと考えますし、そのためにはこの40億の土地代というのは大きなネックになると考えられます。これは私、地元の不動産業者なり、詳しい人なり聞いて歩きましたが、やはりまず間違いないのは市街化調整区域に行けば、どう高くても10分の1、もしくは20分の1、40分の1で土地が見つかるという専門家が多々いるわけです。高くても10分の1と。そうなってくると30億、40億に近い単位でのお金が土地代としてURと県に流れる。これについて根本から、抜本から再検討していただけるということではできませんか、管理者。

○議長（多田育民君） 山崎山洋管理者。

○管理者（山崎山洋君） このことについてはもう前もって前段でご答弁申し上げているとおりでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○7番（山本 清君） 終わります。

○議長（多田育民君） 以上で山本清議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は1時ジャストといたします。

（午後 零時02分）

○議長（多田育民君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 1時00分）

○議長（多田育民君） 次に、議席番号6番、軍司俊紀議員の発言を許します。

軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） では、通告に基づき一般質問いたします。6番、軍司俊紀でございます。

今回大きく2つのテーマ、印西クリーンセンターの移転問題について、それから印西クリーンセンターにおける放射能を含む灰について、大きく2点質問していきます。一問一答で行きたいと思いません。

まず1点目、印西クリーンセンターの移転問題についてですけれども、少し読み上げます。私たちの可燃ごみを処理する清掃工場、印西クリーンセンターの移転問題で環境整備事業組合では予定していた移転先の用地取得費40億円の2012年度予算案への計上を見送ったことが16日に組合議会に対して報告されたと。新聞報道によると住民の反対運動が起こっているため、今後も説明を尽くしていきたいとの記載がありました。

では聞いていきますけれども、説明会についてですが、①です。今までの説明会で住民の理解は十分に得られていると考えているのか。考えていないとすればどのように対応していくのか。それをまずお聞きします。

○議長（多田育民君） 山崎山洋管理者。

○管理者（山崎山洋君） 説明会での意見を踏まえまして、もう少し時間をかけ説明する必要があると判断したところでございます。しかしながら、施設の老朽化は確実に進行していく現実もございまずるので、ごみ処理の安全安心、安定を継続していくために最善な対応をしまいたいと考えております。

○議長（多田育民君） 軍司俊紀議員。

○6番（軍司俊紀君） 今日午前中の一般質問の回答でも今と同じように市民からの意見を踏まえて、時間をかけて考えていくと。ただ、施設の老朽化という問題もあるので、安全安心を継続するためには説明をしていくけれどもといったような話だと思います。丁寧に粘り強く説明していくといったようなことは、説明会でも、午前中の質疑の中でも回答ありましたけれども、では市民側から納得が得られなければ事業の推進というのは住民の意向を無視して進めるということになるのですか。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 何度も申し上げますとおりが理解いただけるように説明をしていくということでございます。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） ですから、ご理解をいただけないという声が大きければ、ではこれはずっと丁寧に説明していくというご回答が再三再四ありますけれども、どこでではこれめどを立ててやるつもりですか。私の質問の中にも書きましたけれども、新聞報道によると説明を尽くすというふうにあるわけなのですけれども、ではいつの時点で説明を尽くしたというふうに考えているのか、それについてお聞きします。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 今後の説明会等の中で粘り強く説明をさせていただく。その後のことについてはその時点、時点での判断になろうかと思えます。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 今の管理者の回答にございましたけれども、その時点、その時点での判断ということ非常に重要にとらえるわけなのですけれども、その時点、時点での判断ということ、先ほどのようなご答弁の中にあつた安全安心の継続性という面があつて、それから施設の老朽化という問題があると思えますが、ではリミットの管理者としてはいつごろというようなことを考えていらっしゃるのかお聞きします。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 今現在タイムスケジュール等について精査をさせてもらっておりますので、今現在の時点ではいついつというような期限につきましては答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 今の件はわかりました。

その次のところに入るわけなのですが、今までの、これも午前中山本議員の質問にもありましたけれども、組合側がおっしゃっているいわゆる説明会があると思いますが、その説明会というのが認識はいろいろありますけれども、組合が本当に主催した説明会において、これ2回ともです、ほとんど質疑が終わらないまま、会場の都合で終了するというケースが何度か、実際組合の主催ですから2回ともそうだったわけなのですが、このことは住民の意向を十分に酌んでいるというふうに思っているのかどうか、それを確認します。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 説明会において会場、それから出席者の都合もありまして、時間、スケジュールなど一定の制約の中で開催させていただいていることはご理解いただきたいと思います。それで説明会終了後、今後の対応についてということで話し合いをさせていただき、説明会の継続、または説明会の中で出たご意見等について文書等によりまた提出をさせていただくというような手法もとらせていただいております。そういうことで時間的な会場の制約というのは当然あるわけございまして、一定の約束事の中で説明をさせていただいております。その後のことにつきましては文書等で説明会を主催してくれた方、あるいはまたこちらであれば情報等については公開をさせていただいておるという状況でございます。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 会場とか、時間、スケジュールの制約があるということは重々承知しているわけなのですが、だとすれば、文書によるやりとりをしているということもありますが、説明会という形式ではなくて、住民側との、要は意見交換会というのをやったらどうだと思いましたが、その辺についてはどのように考えますか。

○議長（多田育民君） 山崎山洋管理者。

○管理者（山崎山洋君） この問題が今年の7月からさまざまな形で議論がされております。特に関心を持たれている方々が小グループ、小単位で勉強会、あるいはまた意見交換会等を行われてきておるということも事実としてご認識をいただきたいと思います。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 私も先ほど、これも午前中にご答弁いただいた説明会、19回だか21回あるうちのほとんど、8割ぐらいは出ているのではないかなと思うのですが、決してそれは意見交換会というのではなくて、やはり前半に説明会をやって、その中で出てきた質問を組合側が答えていくというような、説明会主体が主だったと思うのですが、私がお聞きしていて、それでお願いをしていきたいのは、それこそある1つのテーマ、2つでも、3つでもテーマを絞って、それについての公の場における情報交換会なり、討論会なり、そういったものができないのだろうかということをお聞きしているのですが、ぜひ考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 今後の課題として検討させていただきたいと思います。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 今後の課題といっても先ほどおっしゃったように老朽化が進んでいくということを一方で言っている中で、今後の課題というのではなくて、できるだけ早急に、説明会もあるけれども、住民が主体で2市1町の中でやってきているのではなからうかと、栄町のほうではまだ余りやられていないみたいですが、ありますので、ぜひとも住民向けの説明会というのではなくて、住民との意見交換会とか、討論会とか、そういうのも計画していただければというふうに思います。これは答弁は結構です。

2番に入ります。土地の取得についてということで質問を続けますけれども、読みます、ちょっと。2月の今回の定例議会には土地の取得費用については計上しないと先述のとおりマスコミ等にも公

表されたが、説明会においては事業は推進していく旨の発言を行っていると。きょうの議会の答弁の中でも事業としてはやっていきますよというふうにおっしゃっているわけなのですけれども、そこでちょっとお聞きしていきたいのが①番です。当該土地の取得を正式に決定したときに、どのような話し合いで決定されたかを経緯を示す文書がメモ書き程度しかないと聞いているのです。事実上これ議事録なしで事業の実施が決定されるものなのですか。文書管理、これどうなっているのかをちょっとお聞きします。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 管理者、副管理者会議につきましては、午前中もお話をしたとおり発言内容の要旨をまとめてあるということでございます。事業実施はさまざまな過程を経て最終的に会議の中で決定したものでありまして、要旨はその結果を記載しているものでございます。文書管理の件ですが、決定事項に対する責任の明確化という点では現在作成しているもので要件は満たしておるといふふうに考えております。

○議長（多田育民君） 軍司俊紀議員。

○6番（軍司俊紀君） 簡単に一言お聞きします。では、議事録なしで今後も開催をしていくということでしょうか。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 正副管理者会議の会議の内容については、今までどおり要旨の記載をさせていただくということで対応させていただきたいと思っております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 果たして本当にそれで文書管理というのがいいのかなというふうに思うのです。ここに実は正副管理者会議の、今管理者がおっしゃったようなメモがあるのですけれども、例えば一つ例を申し上げますと、平成23年5月23日月曜日に午後2時から午後3時まで会議が開かれているのです。この5月23日に何が行われたかという、これ事実上50文字程度で終わっているのです。1時間あったにもかかわらず50文字です。何が書いてあるか。副管理者、白井市長交代に伴い次期中間処理施設整備事業、事業用地選定について協議結果を説明、これだけです。1時間これだけなのです。これ本当にこのようなメモ程度というか、この1行で済むような内容を1時間で話し合っているのですか。ちょっとこの辺、どのような運営を正副管理者会議でされているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 当日におきましては、白井市の市長さんがかわられたということで開かれたものと認識しております。それまでの経緯については私のほうから数回にわたります正副管理者会議、現地視察等も入れましての状況等について伊澤市長さんにお話をさせていただいたと思っておりますが、そのことにつきましてははっきり申し上げまして、今までやってきたことの状況等についてご説明をさせていただいたということでもあります。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 今管理者がおっしゃったことというのは非常に重要なことだと思いますので、そういうものってしっかりと議事録がとってあれば残っているはずだと思うのですけれども、それは今私が聞いて初めて管理者が答えてくれたからわかるべきものであり、先ほど申し上げた50文字足らずの1行ではそういうのがはかり知れない。これが公開されなければさらに何やっているのかわからないというようなことにもなりかねないので、しっかりこの辺は議事録として残していくべきではないかなと思っておりますが、この辺の認識をもう一度確認します。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 今までの正副管理者会議の扱いにつきましては、午前中にもお話をさせていただきましたけれども、今後につきましては詳細な会議の趣旨等について残しておくということに努めさせていただきたいと思っております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 今5月23日の例を申し上げますけれども、大きい2番というのは土地の取得に関する質問ですので、ちょっと絡めてお聞きしていきますけれども、今5月23日の議事録とい

うか、メモの中で、この日に副管理者、白井市長交代に伴って次期中間処理施設整備事業、事業用地選定について協議結果を説明とあって、今山崎管理者がお答えになったような内容を説明されたわけです。その後、実は5月の28日に基本、これで決定するけれども、もし意見等があったら申し出てくださいという内容をやはりこれメモとして残っています。あくまでもメモとして残っているのです。5月23日に伊澤市長に説明をして、28日に基本、これで決定するけれども、もし意見等があったら申し出てくださいというわけです。23日、28日の間で。その後、28日に基本、山崎管理者が今おっしゃったような内容で決定するけれども、もし意見等あったら申し出てくださいと言って、その次いつ行われたのかというと、今問題となっている6月2日なのです。6月2日の中で、ここで伊澤市長と岡田町長ともに了解という経緯なのです。わずかこれ4日です。4日で何をもち帰ってそれぞれ話し合ってきたのですか。4日間の中で何ができたのですか。4日間何を話し合ってきたのか、伊澤市長と岡田町長にお聞きします。

○議長（多田育民君） 伊澤史夫副管理者。

○副管理者（伊澤史夫君） お答えいたします。

5月28日の件につきましては、管理者から答弁したとおりでございます。5月23日に管理者から今までの経過について説明を受け、5月28日に候補地に内定をするわけですが、それまでの間の意見ということで、私は5月23日以降、これまでの次期中間処理施設の整備検討について調べてみました。平成20年度からこの計画が始まりまして、用地の選定過程、そしてその選定過程においていろいろな印西市のまちづくりの観点から見た過程、そういうことも調べてみました。当然白井市の財政状況も確認いたしまして、それらの意見を持って6月2日の決定に臨みまして、結果的には今までのこの検討委員会等を通した手続きを踏んだ決定過程に特に意見がございませんでしたので、同意したものでございます。

以上でございます。

○議長（多田育民君） 岡田正市副管理者。

○副管理者（岡田正市君） 私は問題がございませんでしたので、考え方の中で、別に持ち帰りもしませんで、担当課にも話もしませんでした。もう環境課、担当課は既に大体候補地を知っておりましたので、それは私の町内での、やっぱり管理者会議に自分の考え方で持ってまいりましたので、別にいいということで、問題はなかったの別持ち帰らずに、もう既に気持ちの中では決定しておりましたので、当日そのように意見を申したところでございます。

以上です。

○議長（多田育民君） 軍司俊紀議員。

○6番（軍司俊紀君） このメモを見る限り5月28日の時点で6月2日にやるかどうかというのは、これうかがい知れないわけです。何でこれ5月28日の次は6月2日になったのかというのが、まず私の中では整理できていないのですが、これなぜ5月28日の次は6月2日だったのかというのをちょっとお聞きします。

○議長（多田育民君） 高島事務局長。

○事務局長（高島一郎君） 私のほうからお答えさせていただきます。

なぜかということでご質問ですが、3名の方を一つの場所に寄せるとことは時間的にも制約がございます。ご存じの方もいらっしゃると思いますが、当日臨時議会がございましたので、早めにお集まりいただいて、最終の確認をしていただいたと、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 今事務局長がご回答いただいた内容についても、これメモではうかがい知れないわけです。こういうことをしっかりやっぱり議事録として残して、文書管理をしていくべきではないのかということをおはしっかり皆さんにお伝えしたいなというふうに思うわけです。

5月28日の次が6月2日で臨時議会があるからその4日間の中で決めたと。これ余にも乱暴ではないかなというふうに思うのですけれども。岡田管理者に至っては栄町にも持ち帰らなかったという話ですけれども、それぞれが持ち帰ってパブリックコメントをとるとか、情報を公開して市民に説明

をすとか、この4日間で十分でないからほかにもう少し期間延ばしてやるべきではないかということ副管理者たちは言わなかったのですか。そういう考え方がなかったのかどうかお聞きします。

○議長（多田育民君） 岡田正市副管理者。

○副管理者（岡田正市君） ありませんでした。

○議長（多田育民君） 伊澤史夫副管理者。

○副管理者（伊澤史夫君） お答えいたします。

先ほども少し触れましたが、この5月23日から6月2日だけではなくて、私は平成20年から始まったこの経緯を斟酌いたしまして回答を申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 6月2日に臨時議会があるからその日に決めたという話ですけれども、これは管理者にお聞きしますが、その4日間で本当にこれ十分だというふうにして考えたのかどうかを再度確認します。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） この正副管理者会議がその4日間の中で決定されたような話をされておりますけれども、正副管理者会議はその前からずっと何度も行われております。現地視察も行われておったわけですが、白井市の横山市長さんのほうで選挙になるというような話がございまして、その後正式に決定をしていただきたいというような申し出がございまして、その前にも何度も現地視察をしたり、あるいはまた説明を聞いたり、あるいは印西市においては印西市のまちづくりに対する考え方等についても問い合わせをし、印西市の考え方としてまとめて当組合に提出をさせていただいているということでございまして、さまざまな手順を踏んで、工程を踏んで来ていることでございまして、この4日間ですべて決めたというようなとらえ方をされておるようですが、そういう意味ではございませんので、ぜひ前段の経緯もご確認をしていただきたいと思っております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 今の管理者の話ですけれども、その4日間だけだというとらえ方ではなくて、だとすればなおさら何でこれ広く市民にパブリックコメントであるとか、極端なことを申し上げると、これは2市1町にかかわる非常に大きな案件ですので、事前に説明会をやったり、市民参加条例を使ったりしなかったのかなというのをお聞きします。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 一部事務組合としての性質上そういう形をとらせていただいたということでございます。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 確かに環境整備事業組合は一部事務組合ということですが、その大前提として2市1町から成ることなので、それぞれこれは2市1町のやはり意向というのを確認しなくてはならないのかなということでさっきからお聞きしているわけで、正式決定に至るまでには4日間だけではなくて、もっともっと前にあったというのであれば、もっともっと前に説明会やるとか、パブリックコメントをとるべきだったのではないかなと思うのですけれども、それがされていないようですが、その辺についての認識をもう一度確認します。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） それについては午前中もお話ししましたとおり情報としてさまざまな形で発信をさせていただいておったということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 時間もありますので、ここはそれぐらいにしますけれども、今ちょっとお話をさせていただいている正副管理者会議なのですけれども、これ情報公開の意味で、では正副管理者会議というのはこれ公開するつもりはないですか。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 正副管理者会議は組合の事務の執行に当たりまして、構成市町の各長の意

見を踏まえ、意思統一を図ることを目的として開催していますので、会議の公開については必要性がないものと考えております。しかしながら、その中で、先ほど申し上げましたとおり会議録等についてはもう少し詳細な要旨等についてつくるべきであろうというふうに考えております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） おっしゃることも若干はわかりますけれども、議事録はぜひつくっていただきたいなというのと、もう一個確認ですけれども、ではこの正副管理者会議の、私はメモをもらいましたけれども、この内容を例えば組合のホームページ上に公開するつもりはないですか。

○議長（多田育民君） 山崎山洋管理者。

○管理者（山崎山洋君） 先ほども申し上げましたとおり正副管理者会議という位置づけでございますが、これにつきましては各首長の意見を踏まえて意思統一を図るといようなことになっておりますので、あえて法律、規則等で位置づけられているものでもございませんので、例えば議会前の議案等について意思統一を図るとか、そういう内容のものでございますので、公開することについてはやぶさかではございませんが、一々そのことをホームページで掲載をする、あるいはまた各議員に内容等について報告をするということについては必要性は余り認めていないということでございます。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） ご存じだと思うのですが、山崎管理者は印西市長でもあられますので、印西市では政策調整会議の結果、これ公開しています。なぜ印西市できて、印西市でやっていることをこの組合ではある程度踏襲していると思うのですが、できるのではないかなと。意思統一を図る意味で公開していないということですが、それを公開しても、では印西市の、きょうは印西市議会でないの、印西市議会のことは聞きませんが、印西市では政策調整会議の結果というのはきちんと公開していて、これというのは意思統一を図る意味で公開して、広く市民にこんなことを話し合っているよということを知らしめているのではないかなと思うのですが、組合でも同じように情報公開の意味で正副管理者会議の内容を公開しても決してマイナスにはならないし、情報公開の意味ではプラスになるのかなというふうに思いますけれども、その辺の認識を再度聞きます。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 印西市の政策調整会議につきましては、それこそ政策調整のために規則で位置づけられておるといことでございまして、そこでの決定事項につきましては公開をさせていただいているということでございます。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） ですから、組合のほうも同じように組合のほうで政策を決めていくわけですから、2市1町が集まって決めていくわけですから、同じように公開したらどうかなと。公開することで何ら不利益になるようなことはないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 先ほどから何回も申し上げましたとおり3首長の意思の統一と確認ということだけでございますので、この場において新しい政策等の問題を云々ということではございませんので、ほかの機関として位置づけられれば、それは当然行うべきであろうと思いますが、現状の正副管理者会議についてはそれは少ないものであろうと思っております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） ちょっとこればかりやってもしょうがないのですが、意思の統一とか確認であればなおさらのこと広く市民に、印西地区の方々に知らしめる意味ではいいのかなと思いますが、これはぜひご検討ください。

その次に入りますけれども、土地の取得についてです。今後の土地の取得案件が議会予算に計上される場合にはどのような手続きを踏むのかというのをお聞きします。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 前々からご説明しておりますとおり住民との説明会あるいは対話等を継続して行いまして、その時期については、その時期にならなければわからない状況でございますので、その都度、その都度の時期で判断をさせていただきたいと思っております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） ④に入りますけれども、④に入る前に、④の質問は液状化に関することですが、午前中のお二人の議員からの質問で、液状化については何か全然ここは心配ないよといったような話がありましたので、私の質問以前に、ここが液状化でないという根拠、根拠の中に千葉県の液状化想定マップというのが多分あると思いますが、その液状化想定マップの内容というのは、これきちんと、まずどのような諸条件なのかというのは組合側で認識しているというふうに考えてよろしいのですか。

○議長（多田育民君） 高橋主幹。

○印西クリーンセンター主幹（高橋康夫君） 諸条件を認識しているかという質問でございますけれども、液状化の計算方法、非常に細かい専門知識がないと解釈できませんので、報告書に載っておりますその諸条件については把握しております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 私も1月の末に県のほうに行って、千葉県の液状化想定マップの内容をちょっと聞いてきたのですが、その中で出てきたのは、多くの市民の方がおっしゃっているように千葉県の認識としての、印西市が掲げている防災マップ、こちらのほうがやはり詳しいよというふうにおっしゃっているわけですが、千葉県の方も。印西市の液状化想定条件とその結果と、千葉県の液状化想定マップの前提条件と見解というのが大きく異なっているのです。その中で組合は千葉県の液状化想定マップを使っているわけですが、その辺が何で千葉県に固執して使っていくのかというのが私はよくわからないのですが、例えば印西市の液状化想定条件というのは、想定地震が印西市の直下型でマグニチュード7.3なのです。それだけ大きい地震が起こったときの防災マップというのを使っていて、さらにここの想定地盤が、千葉県のほうの想定地盤がローム台地になっている。印西市はご承知のとおりここは谷底の低地ですから。ご承知のとおり今現在発行されている平成23年度版の商工マップにも、予定地は水色、つまり沢地としてまだ残っているのです。そういう中で千葉県の液状化マップを使いながら、液状化は大丈夫だ、大丈夫だというその辺の根拠がよくわからないのですが、本当にこれ調査の、印西市のマップではなくて、千葉県を使っているという、その理由、どうしてそこまで千葉県の液状化想定マップを使って大丈夫だ、大丈夫だ言っているのかという、その辺の固執する理由を教えてください。

○議長（多田育民君） 高橋印西クリーンセンター主幹。

○印西クリーンセンター主幹（高橋康夫君） 固執して使っているというご指摘でございますけれども、基本的には5市町村から候補地を挙げていただく段階におきまして、5市町村共通の液状化の情報、それから最新の情報、そういうことによって千葉県の情報が、報告書が平成19年度にまとめられたものでございますので、それを使用したものでございます。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 最新の情報といたって、地質ってそんな簡単に変わるものではなくて、重要なのは調査の詳細性とか、精度なのではないですか。調査の詳細性とか、精度とかを考えずに、千葉県のほうが新しいからといって選択して、それを根拠に大丈夫だというのはおかしいと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（多田育民君） 高橋主幹。

○印西クリーンセンター主幹（高橋康夫君） 千葉県のほうにおきましても、あるいは印西市のほうにおきましても最終的な液状化の対策、これにつきましては当然調査等を行ってその対策を行う、そういったものでございますので、あくまでもその用地を選定する上での情報ということで把握しております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 用地を選定するときの情報として使用したということであれば、その情報というのはこの土地を選ぶときの委員に伝わっていないのではないですか。その辺はいかがですか。

○議長（多田育民君） 高橋主幹。

○印西クリーンセンター主幹（高橋康夫君） 現在までにいろいろな情報が流れておりますけれども、

千葉県の情報、それから印西市の情報、どちらが正しいかといった見方になるかと思いますが、私どもではその情報のどちらが正否なのか、それについてはこの段階で確定するものではないというふうに考えております。また、今までの情報を整理いたしまして、今後の調査を行った上でそれらの対策を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 今の高橋主幹のご回答によると、ではどっちが正しいかというのではなくて、今後いろいろ精査をしていく中で千葉県と印西市のそれぞれの地図を使いながら判断していくという認識で間違いないでしょうか。

○議長（多田育民君） 高橋主幹。

○印西クリーンセンター主幹（高橋康夫君） 千葉県の情報及び印西市の情報もピンポイントでの情報ではございません。あくまでも50メートルメッシュ、あるいは250メートルメッシュの情報でございますので、今後はピンポイントにおきまして、それらの情報において周辺の情報があるというふうには聞いておりますので、それにおきます対策を考えていきたいというものでございます。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） こばかりやってもしようがないのですけれども、ピンポイントでやっていくということは非常に重要だと思うのですけれども、千葉県のものというのはご存じのとおり250メートルメッシュで、印西市のものは50メートルと。対象用地が3万から4万だということであれば、250メートルメッシュというのは、考えてみていただければわかると思うのですけれども、250掛ける250は6万2,500です。それだけ大きいところを、どこはかるのかわからないけれども、そういうのはかるよりも、印西市だったら印西市のものを使うとなれば50メートルから100メートルのメッシュなので、予定規模と合うのかなと、本当にそこにするのであれば合うのかなと思いますので、その辺も十分にこれは把握していただきたいなというふうに思います。

最後にこの点でつけ加えておきますけれども、50メートルメッシュというのは、250メートルメッシュより、ご存じのとおり25倍細密ですから、その辺解析精度も高いので、重々考えていただきたいなというふうに思います。

それで4番の質問に入るわけなのですけれども、当該予定地は液状化が懸念される土地だと聞かれますけれども、購入後、災害発生時の土地の販売責任を問うことは可能なのですか。確認します。災害が起こった場合、土地の販売責任を問うことができるか。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 販売責任については、先方に明らかな瑕疵がある場合には対応すべきとは思いますが、施設の設計に当たっては、災害時の被害を極力少なくすることを目的として事前の調査及び万全な対策を図ることが大事であると考えております。

○議長（多田育民君） 軍司議員、あと10分です。

どうぞ。

○6番（軍司俊紀君） ちょっと急いでやりますけれども、では移転先の用地については説明がいろいろ説明会でありましたけれども、さらに30年後の移転用地を確保する意味というのはあるのですか。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 建て替え用地の確保につきましては、都市計画の運用指針の中に、施設の敷地は搬出入や緑地等に必要な土地に加え、増設、改築、移設に必要な土地をあらかじめ検討しておくことが望ましいと記載されております。ごみ処理の安定継続の確保には欠かせない措置であると考えております。また、30年後、次の施設更新時期に備え、時期をにらんで熱利用や環境対応について議論を重ねていく必要はあるものと思っております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） ちょっと突っ込んでここをやりたいのですけれども、時間ないので1つだけ今の件で、30年後の移転予定地というのは、ここも今工場がありますけれども、この西側にあるテニスコートはこれそもそも移転予定地だったわけなので、そこを使わずして新たに土地を購入するとい

うのはいかがなものかなというふうに考えます。各構成市町村から土地の候補を与えてもらって、その中で評点をつけて移転予定地を決定したということは十分わかっているのですけれども、その評点で考えると、現在のクリーンセンターの西側にある現在のテニスコートと向こう側の、大塚、多々羅田地域の評点というのは1点ですから、液状化の問題があればひっくり返るので、このことを十分に認識していただいて今後の選定及び移転計画を考えてもらいたいなというふうに思います。

急ぎますけれども、3番のごみの分別、減量とリサイクルについてですけれども、印西地区環境整備事業組合は構成市町とどのように情報交換をして、今後のごみ処理計画を策定し、実施していくのかということをお聞きします。

①番として、構成市町の動きというのを組合としては認識していますか、確認します。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） ごみの分別、減量とリサイクルについても関連がございますので、一括でお答えさせていただきます。

印西市、白井市、栄町の印西地区では、21年3月に作成しました印西地区のごみ処理基本計画に基づき資源循環及び廃棄物の排出抑制、資源化推進のための取り組みとして21年度に組合及び構成市町間において印西地区ごみ減量化、資源化の行動計画によりごみの減量、資源化を推進しております。この行動計画はごみ処理基本計画の中間目標年度である平成27年度の中間目標値を減量目標としていところでございます。また、印西地区における共通の計画目標とは別に、構成市町ではそれぞれ廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の制定やごみの減量化、資源化に関する計画の策定により印西地区の目標値よりさらに厳しい目標値を設定するなど市町独自の施策としてごみの減量、資源化の推進に取り組んでいただいております。

現在の印西地区ごみ減量化、資源化の行動計画につきましては、印西地区ごみ処理基本計画の改定及び構成市町各団体におけるごみ減量計画との整合性を図り、組合及び構成市町間において改定することとしております。

また、打ち合わせ会議につきましては、組合及び構成市町の担当者会議、担当課長会議を開催し、内容確認、協議、意見交換により共通認識を図ることとしております。開催会議については規定は特にございませぬ。事案があるとき適宜文書通知により開催をさせていただきます。

また、印西市において先月中旬にパブリックコメントを実施した第2次印西市減量計画（素案）に関しましては、事前に組合に照会があり、内容確認をさせていただきます。

次に、ごみ処理基本計画の策定については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき策定するものでございますので、おおむね5年ごとの改定とされており、現計画の改定につきましては平成25年を予定しております。

以上です。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 聞いていないことまでる説明いただきましてありがとうございます。

私が確認していきたいのは、今回のこのごみ分別、減量とリサイクルについて、今、今後の構成市町とどのように情報交換してごみ処理計画を策定し、実施していくのかということをお聞きしたけれども、結局はごみ量の推計と周辺自治体との連携をどうやってやっていくのだということをお聞きしたけれども、12月議会を前に、私と印西の市議会のほうで会派を組んでいる雨宮議員がこちらに電話して、白井市と栄町がごみ減量計画を策定しているのかと聞いたら、組合側としてはご存じなかったということを私に言ってきたわけなんですけれども、同じ質問をもう一度したいと思います。何で印西地区環境整備事業組合としては、組合が主体的に計画を立ててごみ減量化計画、これをつくろうとしないのか。ごみ処理計画はわかります。ごみ減量化計画も印西地区環境整備事業組合として主体的にやっていくべきではないかなと思いますが、どうでしょうか。お願いします。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 電話での問い合わせですが、たしか詳細について教

えてほしいということだったので、策定しております印西市のほうで確認をお願いしたいということで電話でお答えしたように記憶してございます。

また、構成市町で作成しております、今回印西市では印西市ごみ減量計画を策定するということですが、これらについては法的に義務づけられているものではございません。組合においては印西地区ごみ処理基本計画を法の定めにより策定しておりますが、先ほども申しましたように構成市では組合の目標値よりも厳しい数値目標を設定し、さらなる減量に努めるということで事前に照会をいただいております。組合でも次期25年に改定を予定しておりますごみ処理基本計画の中で、構成市町と数値的な整合をとって、さらなる厳しい数値目標をとって、今後事業を進めたいと考えております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 大体今の回答でわかりかけてきたのですけれども、そうすると、では構成市町との計画における整合性はとれている、とっていくというふうに考えてよろしいわけですか。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 先ほども申しましたが、この構成市町で定める計画は法的に義務づけられているものではないということで、それぞれ白井市、印西市、栄町で名称とか、内容等についても同じような計画ではないということを前提でお話しさせていただきますが、その中で組合では27年計画、目標数値ということを決めておりますが、構成市町の中ではそのような具体的な数値まで目標として定めていないところもありますので、今後はその辺について整合性を持って、同じ目標に向かって進めていきたいと考えております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） ③番について先ほどちらっと先走って答弁いただきましたけれども、具体的な打ち合わせ会議や連絡会は存在するののかということをお聞きしたら、とりあえずそれは存在しないようなニュアンスだったのですけれども、それは今後やっていくつもりがあるのか、やるべきではないかなと思いますけれども、どのようにお考えなのですか。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 規則、規定等で定めたものはございませんが、必要に応じて適宜開催するというところでございます。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） その会議においては議事録はしっかりとっていただけるものですか。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 議事録については、要旨という形では作成してございます。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 要旨ではなくて、できる限り議事録をとって、しっかりと後々の世代に残していただきたいというふうに思います。

④番で、平成25年度に策定するごみ処理基本計画を前倒しして、平成24年度に策定するつもりはないのかということについてお聞きします。先ほど来ご答弁をお聞きすると、平成24年度ではなくて、平成25年度という考え方ですけれども、これだけ今ご回答いただいている中で、平成24年度にも何かできそうなふうに私は思えるのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 25年を予定してございます。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 今ごみ焼却場の移転計画を立てているに当たって、今後リサイクルをしっかりやっていくよとか、先ほど山本議員のほうにもお答えいろいろ、燃やすごみを削減するであるとか、生ごみは減量、資源化を進めるとか、いろいろご回答いただいていたけれども、そういうものを進めていくに当たっては、炉なんかの大きさなんかも十分に小さくしていくことができると思いますので、そういったようなごみ処理計画を立ててから通常はごみ焼却場の移転計画を立ててしかるべき

ものではないかなと思いますが、この辺との整合性についてお聞きします。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 現在ありますごみ処理基本計画に基づきまして、今構成市町でごみの減量化を進めております。その中で当初次期施設の規模のスペック、1日当たり240トンということで計画しておりますが、20年以降ごみの排出量につきましては、ごみの原単位については目標値に向かって減少をしておりますので、次期25年の策定の中でも、先ほど申しましたようにさらなる厳しい数値目標を設けまして、少しでもこの組合内でのごみの排出量は減らしていけるものと考えております。ただ、そこに人口もある程度は伸びるということも想定されますし、企業の進出もあることからさらなる目標数値に向かって努力していきたいということでございます。

○議長（多田育民君） 軍司議員、あと5分となりました。

○6番（軍司俊紀君） 原単位は減少していくし、今までのご回答をるるお聞きしていると確かに減っていく、減らしていく方向には進んでいくのだろうと思いますが、そうであれば一つやはり争点となるのは人口の問題だと思うのですけれども、人口が今後これ伸びていくのかなというのを考えた場合に、印西地区のごみ処理基本計画の平成21年度3月版ですが、これを見ると平成35年度の2市1町の人口が22万6,000人と見込んでいるのです、これ見ると。そのうち印西、私は印西ですから印西に住む人間としては、では印西市の人口はというと、大体13万5,000人というふうになっているのですが、一方、これは素案なのですけれども、この前の、これ印西市ですけれども、印西市の第1次基本計画ですが、この前の総合計画、平成23年6月時点の印西市の総合計画を見ると、平成32年度の同じぐらいの時期の人口推計、これ10万2,000人なのです。つまり約3万人ほど環境整備事業組合がつくるごみ処理基本計画って多くなっているのです。昨今の事情を見ていると、千葉県的人口ってことし初めてかな、何か減少に転じました。北総地区もホットスポットなんて言われていて、印西市の人口も横ばい近くなっている。では、白井とか栄町どうなのというふうに思ったりすると、2市1町って本当に人口伸びていくのかというのを考えた場合に、このごみ処理基本計画における人口推計というのは慎重に検討していかなくてはならないのだろうなというふうに思いますが、その辺の認識についてお聞きします。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 今議員がおっしゃったように慎重に審議していくことが必要かと思えます。具体的な数値につきましては構成市町の今後の人口見込み等も含めて、今後30年安定、安全に操業できるような形での施設設定となりますので、これに向けて協議していきたいと考えております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 時間がなくなりましたので、最後の大きい2番を駆け足で言っていきますけれども、印西クリーンセンターにおける放射能を含む灰について。①番、現在の保管量と今後の見込みについて教えてください。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 現在の保管量ですが、国の安全基準の8,000ベクレルを超えるものについては工場内で130トン保管してございます。8,000を下回るものにつきましては、先ほども管理者からありましたように1月末で397トンの数値となっております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 組合内部で処分できなくなる見込みというのはどうなっているのですか。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 炉の運転が1炉運転、2炉運転ということで状況も変わってまいります、今の見込みですと今年度末あたりが保管については困難な状況に陥るのではないかなというふうに予測してございます。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 先般新聞報道もされていまして、我々議員のほうにも連絡があったと思うのですけれども、最終処分場への搬入があったとしても、今工場長がご回答になられたような状況な

のでしょうか。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 現時点ではまだ最終処分場のほうに具体的にいつ持ち込めるというような状況にはまだなっていないことからあくまでも今の状況のままで推測した状況でございます。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） そうなると一つ考えていかななくてはならないというか、一杯になった場合ではどうするのだということを考えていかなければならないと思うのですけれども、その打ち合わせというのはどのようにされているのですか。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 構成市町に飛灰の保管場所についてということで照会と、お願いということで文書を差し上げてあります。また、先ほど私が申しました保管場所については、最終的な判断ではございますが、今テニスコートの使用についても申し込みを受けておりませんが、そちらへの保管ということも、置けなくなった場合は考慮するべきかと考えております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 今おっしゃったテニスコートへの保管ということは、テニスコート今ありませんけれども、そこにテントか何か立てて保管をしていくという考え方になるわけですか。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 2月時点ではテントの設置までは考えてはございません。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 今絡んで話をしていくわけですがけれども、手賀沼の最終処分場へ焼却灰を持ち込む可能性というのは、印西市としては否定をしていますけれども、環境整備事業組合としてはこれらについて印西市当局並びに白井市、栄町とどのような話し合いをされているのですか。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 千葉県より一時保管場所として提示されました手賀沼流域下水道終末処理場については、現在千葉県と関係市、慎重に協議を進めておりますので、そちらについて動向を注視しているという状況でございます。

○議長（多田育民君） 軍司議員、あと2分となりました。

どうぞ。

○6番（軍司俊紀君） そうなった場合に、例えば印西市のほうとしてはやはり近隣に住む発作とか大森とかの住民から大反対の声が現実的に上がっていますし、ニュータウン地区の住民からも心配の声が上がっていますけれども、ほかの業者との話し合いというのは飛灰、8,000ベクレルを超えるもの、8,000ベクレルを下回るもの、その辺についてはどのように今後処理をしていくつもりなのかというのをもう一度確認します。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 8,000を超えるものにつきましては、国で責任を持って処分という形になります。8,000を下回っているものについては組合で処分という形になりますが、それについては最終処分場あるいは外部への委託という形を今後検討していきたいと考えております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 最後、④なのですけれども、組合側では千葉県と放射線を含む焼却灰の処分について打ち合わせ、話し合いというのは行われているのでしょうか。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 過去焼却灰処分につきましては千葉県と打ち合わせをしております。一時保管の場所、あるいは一時保管量の定例的な報告というような形を現在も継続しております。また、搬出先、一時市原の民間企業に搬出しておりましたが、そちらが受け入れ

が停止された後は、県のほうから外部委託の業者等の情報もいただいて、それぞれ依頼等の電話をしてございますが、なかなか受け入れ先の了解は厳しいというのが現状でございます。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 最後になりますけれども、千葉県と焼却灰の処分方法についてなのですが、他市の例というのをしっかり見きわめて、印西地区環境整備事業組合としても今後活動されるつもりはあるのか。例えば流山では独自にやろうとか、松戸とか柏なんかもそういう動きがあるようではありますが、印西地区環境整備事業組合としてはどういうように動くのかというのを確認して終わります。

○議長（多田育民君） 高島一郎事務局長。

○事務局長（高島一郎君） それでは焼却灰の処理についてお答えいたします。

まず東葛4市を想定された他市というお尋ねではないかと思われませんが、それぞれ処分場をお持ちであったりなかったりと置かれている状況が異なっております。当組合では独自の処分場を持っていますので、そちらについては先日正副管理者にも説明会に出席していただき、持ち込み処分の交渉をしております。

また、リサイクル会社、通常の埋め立てをする処分会社への搬出も難しい状況です。場内の保管が現状でございます。そこで現状においてどこが一番安定的に保管できるか、保管できる場所がある中で搬出のための予算措置等も考えて対応していくということになります。非常に難しい対応にはなりませんけれども、リアルタイムで状況は確認をしております。

以上です。

○議長（多田育民君） 以上で軍司俊紀議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は2時15分といたします。

（午後 2時03分）

---

○議長（多田育民君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

（午後 2時15分）

---

○議長（多田育民君） 次に、議席番号9番、藤代武雄議員の発言を許します。

藤代議員。

○9番（藤代武雄君） 9番、藤代武雄でございます。通告に従いまして一問一答による一般質問を行います。

1、次期中間処理施設整備計画について。

（1）、住民説明会における意見、要望と評価についてお伺いをいたします。

○議長（多田育民君） 山崎山洋管理者。

○管理者（山崎山洋君） 藤代議員の質問の1、住民説明会における意見、要望と評価についてお答えいたします。

昨年7月31日に開催いたしました全体説明会以降自治会単位、各団体に対し個別説明会や対話を実施してまいりました。当該事業への質問、意見として、1つとしては、なぜ建設予定地を決定する前に住民に意見を聞かなかったのか。2つ目といたしまして、40億円を支出して新たに土地を購入する必要があるのか。3番目といたしましては、建設予定地は軟弱地盤ではないのかということ。それからいま一点は、煙突から排出されるガスの環境に与える影響による不安ということ、それからごみ量の推計が過大ではないか等のお話をお聞きすることができました。

その意見に対する受け答えといたしましては、建設予定地の決定における経緯については、次期中間処理施設整備検討委員会において構成市町村から推薦のあった事業対象用地の比較評価が行われ、上位3カ所の報告を受け、管理者、副管理者間において上位3カ所を候補地としておのおの検討を重ね建設予定地を決定させていただきました。住民への周知については検討委員会の検討結果をその都度組合ホームページあるいは広報へ掲載をし、クリーンセンター周辺の自治会等で構成されている環境委員会へ報告を行い、住民への周知に努めてきたところでございます。建設予定地の選定について

は、都市計画の用途地域が準工業地域に指定されていること、まちづくりの観点から事業所が集まる地区であるため周辺環境への調和が図られ、地域景観への配慮をしていること、余熱エネルギーが効率的に利用でき、地域温暖化防止対策としての二酸化炭素の削減、低炭素社会と資源循環型社会への貢献度など、これらを総合的に判断させていただいたところでございます。建設予定地の地盤については、千葉県地震被害想定調査をもとに対象地の液状化の可能性について確認をしており、PL値についても5以下の低い値になっております。今後詳細な調査を行い対応していきます。④といたしまして、排出ガスによる環境への不安に対しましては、最新の技術を導入した設備により、法規制値よりさらに厳しい自主規制値として今後周辺住民との対話の中で決定させていただきます。5番目といたしまして、ごみ量推計については過去の実績トレンド方式で予測しておりますが、近年の住民、企業のごみ排出抑制、再資源化への取り組みからごみ量は見込みより低い伸び率となっております。これらの状況を踏まえ平成25年度に印西地区ごみ処理基本計画の改定を行い、再度確認してまいります。

以上、説明会での主なお答えを述べさせていただきました。また、説明会を通じまして清掃工場の必要性に対するご理解の声もいただいております。説明会を初めとした対話は当該事業の浸透が図られ、印西地区住民に広く認識していただくことができたと考えております。しかし、いまだ疑問や不安の意見もございますので、今後も引き続き説明していくことが必要と考えております。

○議長（多田育民君） 藤代議員。

○9番（藤代武雄君） ただいま管理者から当日ご参加をいただいた住民の方々、市民の方々からの意見だとか要望、それに対するの答弁、今お聞きをいたしました。評価として3点ほど最後に述べられたと思うのですが、この施設の必要性については十分理解をされたということがおっしゃっていらっしゃいました。当日は管理者だけではなくして両副管理者も出席をされております。この説明会で市民の方、住民の方からさまざまな意見をいただき、そして執行部のほうでも答弁をいたしております。全体を通してお二人、どのような評価を持っていらっしゃるか、それをお聞きをしたいと思っております。

○議長（多田育民君） 伊澤史夫副管理者。

○副管理者（伊澤史夫君） お答えいたします。

私も管理者ともども説明会に出席をいたしました。この説明会は組合主催が2回、そして自治会、団体等の要求による説明会が、私はたしか5回ですか、計7回出席したと記憶しております。特に私が感じた意見といたしましては、1点目に、現在地に建てかえ用地を確保しているのに、なぜ新たに40億円で用地を購入する必要があるのか。その建設予定地は液状化の心配があるのではないのか。用地費を含めて約198億円について、これは構成市町で負担できる財政的な能力があるのか。そしてこの用地決定からの説明ではなく、事前説明が欠けているのではないのか。そのような地区住民の皆様から強い意見をいただいたと受けとめております。用地移転の必要性につきましては、検討会等で決定いただいた内容、次期中間処理施設の整備計画の内容等を管理者から説明をさせていただいております。また、用地の決定の経緯、そして建設費の各市町の負担等についてもその都度説明会の中で説明をさせていただいたと思っております。そういうことを通しましてもまだ印西地区住民の方々にはすべて納得いただいたとは私も受けとめておりませんので、管理者同様今後とも丁寧な説明を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（多田育民君） 岡田正市副管理者。

○副管理者（岡田正市君） 私の感想を求められておりますけれども、まず第1点目に、説明会に行った折に、かなりの雰囲気、2万人強の人口しかおりませんので、ああいった場面に遭遇したのは初めてでございます。その中で次期施設の地域の方々いろいろな不安、あるいは不信、そういったものを直に感じてきました。私ども2万人ですので、印西市、白井市におんぶに抱っこという部分で、特にこうせい、あせいというお願いとか、そういったものを言える立場ではございませんので、印西とか白井市さんに、地元の首長さん方をお願いしている部分でございますので、今後ともこういった

住民の方々のご意見を真摯に受けとめて、私ども町に帰りましてもそういった説明をし、また今後皆さん方の説明を伺うときに一緒に伺わせていただきまして、十分に皆様方のご意見を伺いたいと思っています。

以上です。

○議長（多田育民君） 藤代議員。

○9番（藤代武雄君） 大変傍聴者の方に申しわけないのですが、一般質問の場合には大変緊張しておりますので、前を見てやりますので、私語等はちょっと慎んでいただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

ただいま副管理者からも評価ということでお聞きをいたしました。伊澤副管理者の場合には、それぞれの構成、いわゆる白井のほうでも説明会を開きたいということ、また岡田副管理者のほうからはやはり地元でもきちっと説明していきたいという意味合いであろうと私は理解をいたしました。

私は、今回の質問というのは、この環境整備組合でこの次期中間処理施設整備計画に関しては3回目の質問でございます。平成20年の10月、第2回の当組合の議会において質問をいたしました。当時は旧印旛村議会選出議員でございました。私どもの当時の議会の中では環境整備組合の議員に選出をされますと、経験された先輩議員から環境の議員として席のあった当時のことを私どもに伝えていただき、その中でこの環境整備組合を立ち上げたときの首長、そして当時の、私が議員のときの首長等々からも話を聞くようにという助言があり、また環境整備事業組合の事務局でも今までの計画の資料がありますよ、それを一読をし、行政の継続性と議会は何をしてきたのかということをも自分のものにしなさいという助言をちょうだいをいたしました。その中で、この場所に設置をしたこと、建設をしたことについては賛否両論あることは十分私も認識をしておりましたし、当時ここになぜつくったのかということも改めて当時かかわった方々からお聞きをして理解をしたところでもあります。その中で次期中間処理施設整備計画を早く進めていかなければいけないだろうというのを一番感じましたのは、当時この環境整備組合の中で斎場問題というのが非常に大きな課題だということを知っております。私ども旧印旛村では栄町さんに大変お世話になっておりました。この斎場が必要だよと、火葬場が必要だよということはだれでもわかっていても引き受ける場所がなかなか決まらない。候補地を決め、地域の方々の理解、地権者の方々の理解をいただき、これが稼働するまでには相当の年数がかかった。先ほどの質問の中にもございましたけれども、印西地区の一般廃棄物最終処分場、これは旧印旛村の大廻地先です。大廻の方と岩戸の方の土地がございました。当時の私どもの首長、今印西市の名誉市民である吉岡敏夫村長を初め議会の中で、印西5カ町村でやっている中で、構成自治体として1カ所は責任持って役目を果たそうということが議会の中で、また執行部からあったということをお聞きをいたしました。ここに決めるまでには旧印旛村12地区ございました。各地区の方々にお話をし、1カ所、1カ所点検をする中で、ここも厳しい、ここも厳しいという中で今の大廻地区、岩戸地先に決まりました。これも相当年数です。平成11年に処分場が始まって、15年でいっぱいになりますよ。15年たったならばそこは運動場として地域の方々初め多くの方々の集いの場をつくりましょうよというのが約束でした。ここにいる議員の方も現場をごらんになったと思いますが、処分場を見たと思いますが、今計画の中でも平成40年まではこれを使えるという計画でも書かれている。延びたのは、先ほどの質問にあったように人口が計画よりも少ない。ごみ量の減量化も進んだ。減量化を進めたことはいいことであります。しかし、このことなども、先ほどの質問の中で最終処分場についてもう少し深く話をすることが、今回の次期整備計画にもやはり大きく市民の方に理解をしていただく必要ではないのかということで私は強く思いました。

クリーンセンターにしてもわきの用地をとってあるというのは、当時の正副管理者、議会を初め構成議会のほうでも稼働した日からもう老朽化が始まってくるのです。当たり前のことです。計画をこれでやった。最終処分場もあと15年、16年でいっぱいになるならば、今から候補地をやっていく。我々は先のことを考えていかなければいけないなというのを今しみじみ感じています。

今回の放射線除染について最終処分場のない自治体では今どういう状況が起きているか。先ほどの質問にもございました。この環境整備でもかつては印西、この構成の町村以外の県内、そして県外にお願いしてきたのです。正副管理者の一番の役目は最終処分をする場所をお願いをし、ことし1年度

これができるようにということでやってきました。

ですので、私は今回の質問でまた言ったのは、もっと皆さんのほうで住民の方々に今のクリーンセンターの状況、今までしてきたことを本当に開示しているのかなという思いがしています。私は10月のときの質問、そして23年の1月の定例議会の中でも詳細にわたって検討委員会の内容等を踏まえて質問いたしました。ですので、今回は今のこの状況、クリーンセンターの状況は日々どうなのか。管理者、副管理者からすると不安はほうっちはいけないなという思いがあるかもしれない。しかし、現実をきちんと開示をしたときに初めて信頼関係ができるのではなからうかなと。

前段が長くなりましたが、処分場の大廻の方々、岩戸の方々、造谷の方々は飛灰の基準値が超えたときに、いち早く管理者が区長に話をして住民説明会をし、基準値が下がったことによって正副管理者が行って説明された。そして、こうやっていきますよという中に一つの大きな信頼感が出たのです。ですので、先ほどの答弁の中でも現状についてまだ最終的にこうやっていきたいということが決定していないから言えないかもしれませんが、そういうことをきちんと開示することによってやはり住民との信頼関係ができていくのではなからうかなというように強く感じます。

そこで（2）、現施設の設備と操業の状況についてお伺いをいたします。

○議長（多田育民君） 山崎山洋管理者。

○管理者（山崎山洋君） 現施設は故障に対する予防保全措置に心がけて日常点検、定期点検整備を実施し、安全操業を継続して運転管理を行っておりますが、安定的な処理に不可欠なコンピューターを初めとした電子制御機器類の保証限界等、また老朽化による施設の耐用度から次期施設の稼働開始を平成30年度としたところでございます。

今年度の操業状況を一部ご報告いたしますと、3つの炉ともに老朽化は進行しており、不測の故障等での一時理火や停止を行ったのは数回ありました。中でも重故障であるボイラーの水管の破孔は2回ありました。幸いごみ処理の継続には他の炉を立ち上げ対応できましたが、最悪の場合のことを考えますとごみの収集ができなくなってしまうことの恐れがあります。今後の点検整備をさらに厳重に行っていかなければならないと認識しております。

現状の施設については以上のとおりでございます。

○議長（多田育民君） 藤代議員。

○9番（藤代武雄君） 今現状については話がありました。その中で老朽化が進んでいるという答弁がありました。老朽化が進んでいるのは操業したときから進んでいきますよ。ならば今の状況をどのように調査してきたのか。建物を初めコンピューターの話も出ています。そういうことをこのように調査をし、だからこうなっていますよということがあってしかるべきではなからうかなと思うのですが。いわゆる老朽化が進んでいると、それについてはどのような診断をしたのか、具体的にお聞きをしたいと思います。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 老朽化による施設の耐用度調査についてお答えをいたします。

建築物につきましては平成21年度に建築の老朽化診断調査を実施し評価した結果、老朽化の経年変化の傾向としては平均的な老朽化速度より早く進行しており、築35年目で建てかえ時期を迎えることが診断されました。設備面につきましては、さまざまなごみを安定的に処理するためのコンピューター導入をしておりますが、15年程度の寿命であり、各機器部品のメーカー保有期間、電子制御機器類の保証限界が平成29年度となっております。また、新しいと言われる3号炉では平成30年度には稼働20年を迎え、大規模な基幹改良工事が必要となることや共通設備である発電設備が耐用年数を超えて稼働している状況でございます。これらの実情と調査結果及びごみ処理施設の稼働開始までには建設工事が3年程度、事前の調査として千葉県条例に基づく環境影響評価に3年から4年程度かかることを考慮した次期中間処理施設整備事業でございます。

以上です。

○議長（多田育民君） 藤代議員。

○9番（藤代武雄君） 23年の第1回定例会でも今の関することを伺いをいたしました。そのときよりも進んでいるのかなという答弁を今いただいたような気がいたします。再度今の答弁とこの議事

録を確認しながら現状についてお聞きしていきたいと思いますが、延命化をするための対策というのは今お聞きをいたしました。改修工事との対応策だとか、また改修等にかかわる経費等々も前からもお聞きをしてまいりました。

次に、3点目として次期施設の建設が遅れることによってどのような影響があるのかわかりやすく答弁をいただきたいと思っております。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 当該施設は稼働を開始してから既に25年を経過しておりますが、ごみを常に安全に処理するために機器設備の定期点検補修を確実にを行い、安定した操業が継続できるよう故障に対する予防保全措置に心がけております。

3号炉増設時に共通設備であるコンピューターの入替えの実施、ダイオキシン類対策特別措置法に対応するため平成12年、13年度にかけての1、2号炉焼却炉に対策工事の実施、平成19年、20年度に電気集じん機からバグフィルターへの変更、高カロリーごみの対応のため2号炉のみ焼却炉壁を空冷化する工事を実施しております。

なお、1号炉は予算の関係から空冷工事を実施しておりません。

以上、延命化への取り組みを実施してきたところでございます。

平成20年度策定の印西地区ごみ処理基本計画では、各機器部品のメーカー保有期間の経過、コンピューターを初めとした電子制御機器の保証限界に当たることから次期改修施設の稼働開始目標を平成30年度としました。今後全体スケジュールの精査を行ってまいりますが、稼働開始目標年次の遅れは現施設の安定操業の維持の観点からも次期熱回収施設稼働開始までの間、改修工事等何らかの対応策を図っていかなければならないものと考えられます。

平成31年度以降の現施設での運転には、共通設備の例で申し上げますと、早期に費用10億円程度、全炉休止7週間をかけて新しいシステムコンピューターへの更新が必要と考えられます。また、これらには全炉停止期間中のごみ処理委託に2カ月間、約1億8,000万円程度と見積もっております。それから、タービン発電機の寿命による入れかえに2億円から4億円程度、製作費に1年程度、蒸気復水器の寿命による入れかえに2億円程度、6カ月程度の期間が見込まれるなどの改良工事が上げられます。今後詳細な検討は行ってまいります。

これからは単独で対応しますと特定財源が見込めず、すべて単費になる可能性が大きく、さらにごみ処理の中断となれば住民の日常生活にも大きな影響を与えるため、できるだけ避けなければならない事態であると考えております。

○議長（多田育民君） 藤代議員。

○9番（藤代武雄君） ただいまの答弁を、いわゆるどのくらいかかるかというのは、先ほども申し上げましたけれども、私も議員4年やっております。その中で予算編成時、決算審査のときにどのくらいかかるのかというのは資料、また予算等々、執行状況について十分私どもは理解をし、だからこそ計画を早く進めましょうよというのを私は申し上げてまいりました。今のようなことをやはり広報の中で十分伝えていく、これは受け取った住民の方々の立場に立った広報でやはり開示していくことが大事ではないのでしょうか。一番最初に出されたのが22年の10月10日号です。私の知り合いの中には、私と同じように、こういうやり方ではないのですが、きちんととって、これをごらんになって、私に今も質問する方もいらっしゃると思います。やはり具体的に今こういう状況です。不安をかき立てるのではなくして、状況がこうですよ、ならば減量化だったら減量化について、かつて私どもの旧印旛村では構成市町村で一番生ごみが多かった。そのことを住民に伝える役割は行政側、村長を先頭とした行政側と私ども議員と各地区に指導者をお願いをして、ステーションに出すときには配置をして、減量化に進んでいきました。やはりそういうモデル地区をつくってやっていくことも必要ではないのかな。それならばこういう広報の中で、こういう減量化について今やっている地域がありますから、モデル地区についてやりたいところありませんかという、そういう呼びかけをするのも、一方的な報告と同時に市民の方々からの提案をいただき、そしてそれを皆さんに伝えるということもこの広報の役目ではなかるかなというふうに思います。

次に、最後になりますが、3として、次期施設建設に向けての今後の展望についてお伺いをいたし

ます。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 先ほど藤代議員の住民説明会における意見、要望と評価についての中で触れさせていただきましたが、説明会においていまだ疑問点や不安の意見もございますので、今後も引き続きご理解をいただけるよう説明、対話を続けていきたいと考えております。また、建築物、設備の老朽化の現実がありますので、できるだけ早い時期に新しい施設の稼働が必要と考えております。ごみ処理の安全安心の継続と当該事業がこの印西地区に果たす使命、役割の重要性にかんがみ着実に事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（多田育民君） 藤代議員。あと10分です。

○9番（藤代武雄君） 大変失礼な質問の仕方になるかもしれませんが、今の答弁の中で当該事業が印西地区に果たす使命、役割ということを申されましたけれども、具体的にどういうことなんだよというのを市民の方に発信をしていく、住民に発信していく、そういうわかりやすい言葉で発信する必要があるのではなからうかなと思います。そういうことで印西地区に対する使命、役割ということについてはどのように考えているかお聞きをしたいと思います。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 印西地区に果たす使命、役割とは、廃棄物行政の理念でもあるようにごみによる伝染病等の発生源、また感染源の抑制のための衛生管理、廃棄物の適正処理と環境保全への対応、そして3Rや温暖化対策などの諸施策を推進し、適正かつ効率的に廃棄物処理を行っていくことと考えておりますので、次期中間処理施設の整備検討委員会で検討いただいた3つのコンセプトのもと堅牢な施設をつくり、環境にも十分配慮し、ごみの安全、安定処理を行ってまいります。

○議長（多田育民君） 藤代議員。

○9番（藤代武雄君） 今管理者のほうから使命、役割ということについてお話がございました。やはり構成している白井市、栄町、管理者とするとやはり印西地区環境整備事業組合がつくられたときのなぜつくられたというのは、大変失礼ですがもう十分わかりだ。これは引き継ぎの中に前任者から伝わってきていると思うのですが、今改めて環境整備事業組合というのはそれぞれの構成している市、町にとって設立した当時と今を比較した場合に必要なのか、必要ならばこの環境整備組合はそれぞれのところではどういう役割を果たしたらいいのかということをお持ちならばお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（多田育民君） 岡田正市副管理者。

○副管理者（岡田正市君） 藤代議員の先ほど来の、印西地区環境整備事業組合ができたときからの話を伺っております。当時は私もまだ子供でしたけれども、構成団体は大体印西町でした。印西町、白井町、栄町、大体似たり寄ったりの町でございましたけれども、将来を見越した中で、この地域は開発されて大人数になるのだということがございました。先人はここの地につくったということは当時から承知しておりました。そういった中で当然そのときから印西市はこの地区のリーダー的存在の町でございました。今も見てのとおり印西地区環境整備事業組合です。印西市の町を冠した組合でございますので、人数も一番多いし、当然印西市に協力し、印西市にリーダーシップを発揮していただいて環境整備事業組合、また次期施設も立派に立ち上げていければいいなと思っております。

○議長（多田育民君） 伊澤史夫副管理者。

○副管理者（伊澤史夫君） お答えいたします。

ごみ処理につきましては本来的には各市町村の業務で、独自処理が基本だと思います。しかしながら、当時の白井町、印西町、2町2村におきましては単独で処理できるだけの人口的な力がない、財政的な力がないということで、千葉ニュータウンの開発を契機に、当時千葉ニュータウンが計画人口34万人で、当時は1市2町2村にまたがる計画区域だった。そういうことでごみ処理に対する効率化、財政的な見地から組合を構成して共同処理をするという経過であると私は認識をしております。したがって、この構成した組合が今後とも健全に活動できるよう私は白井市長なりに努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（多田育民君） 藤代武雄議員。

○9番（藤代武雄君） 3点にわたって質問をしてみました。先ほど申し上げましたように過去2回の質問、それを踏まえて今回質問させていただきました。私は、議員としての説明責任がございます。正副管理者は正副管理者として、また構成市町の首長としての席にあることは申し上げるまでもありません。お互いに市民の方が日々の生活の中で、今だけではなくして将来、子供たち、また新しくこっちに見える方々にやはり安心な地域をつくっていくためにも、主観的なことだけではなくして、お互いに議論をしながら、そして市民の方々のいろんな声も私にも届いております。それを聞きながらこの計画をどう進めていくのか。先送りではなくして、正副管理者お互いに共通理解を図って、決まっていることについては不動の気持ちで市民の方にきちんと説明していただきたいなど。管理者だけではなくして、正副管理者お互いに力を合わせて、3本の矢のごとくよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○議長（多田育民君） 以上で藤代武雄議員の一般質問を終わります。

これをもちまして予定された一般質問をすべて終了をいたします。

---

#### ◎承認第1号

○議長（多田育民君） 続きまして、日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由及び承認内容の説明を求めます。

山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 承認第1号についてご説明いたします。

本案は、職員の12月分給与の支給に当たり不足が生じ、早急に補正予算の必要が生じたことから平成23年12月15日、平成23年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算（第1号）について専決処分いたしましたので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案内容につきましては、この後事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（多田育民君） 高島一郎事務局長。

○事務局長（高島一郎君） それでは、承認第1号 平成23年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をいたします。

予算書の1ページをごらんください。歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ321万円を追加し、歳入歳出それぞれを2億6,066万9,000円とするものでございます。

補正予算書の4ページをごらんください。歳入についてご説明いたします。1款分担金及び負担金、1項負担金につきましては321万円の増額補正でございます。内訳といたしましては、印西市負担分250万4,000円、白井市負担分70万6,000円の増額でございます。

なお、補正後の負担金総額につきましては、7ページの市負担金に関する調書のとおりでございます。後ほどご確認をいただきたいと思ひます。

以上が歳入の補正でございます。

次に、歳出につきまして説明をいたします。1款墓地事業費、1項墓地事業費につきましては、職員人件費321万円の増額補正でございます。

以上が歳出の補正でございます。

承認第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（多田育民君） 提案理由及び承認内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

山本議員。

○7番(山本 清君) 人件費がどういう理由でふえていったかということ、簡明で結構ですので、説明をお願いします。

○議長(多田育民君) 武藤庶務課長。

○庶務課長(武藤 茂君) 不足理由ということで説明をさせていただきます。

職員数につきましては2名から変更はございません。人事異動による人件費の増加でございます。その分が不足したということでございます。

以上でございます。

○議長(多田育民君) 山本議員。

○7番(山本 清君) ちょっと簡明過ぎたというか、人事異動に伴って増加されたと言われても全然わからないのですが、もうひとつ説明をお願いします。

○議長(多田育民君) 武藤庶務課長。

○庶務課長(武藤 茂君) 不足分の内容でございますけれども、職員数は2名で同人数なのですが、給料につきましては月額10万程度の差がございます。その分の給料。それから共済費ですが、月々の給料に負担金率を乗じる計算式がございますので、その分の増。それから職員の手当ということで、扶養、地域、住居、通勤、児童、それから期末勤勉等の増でございます。

○議長(多田育民君) よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(多田育民君) それでは質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論については、最初に原案の反対者の方の討論を認めます。ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(多田育民君) ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(多田育民君) 討論なしと認めます。

これより承認第1号について採決をいたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(起立全員)

○議長(多田育民君) 起立全員です。

よって、承認第1号は承認されることに決定をされました。

---

#### ◎承認第2号

○議長(多田育民君) 日程第6、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由及び承認内容の説明を求めます。

山崎管理者。

○管理者(山崎山洋君) 承認第2号についてご説明いたします。

本案は、公用車の物損事故にかかわる和解及び損害賠償の額を定めることについて、相手方との交渉の結果、早急に対応、処理する必要が生じたことから平成24年1月17日専決処分いたしましたので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、この後事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長(多田育民君) 高島一郎事務局長。

○事務局長(高島一郎君) それでは、承認第2号 物損事故にかかわる和解及び損害賠償の額を定めることにつきましてご説明いたします。

事故の概要でございますが、平成23年12月7日午後3時50分ごろ、白井市にあります民間自動車整備工場の駐車場内におきまして、職員が公用車を運転し、場内に駐車しようとして後退したところ、ハンドル操作を誤り、既に駐車中の相手方の車両の右わき中央部に接触し、損傷をさせたものでございます。

和解の条件でございますが、事故責任は100%組合側にあり、相手方に対し損害賠償額として16万1,889円をお支払いし、その後、双方ともに本件に関し裁判上、裁判外を問わず一切の異議申し立て請求を行わないとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（多田育民君） 提案理由及び承認内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

最初に反対討論の方からの討論をお願いします。反対討論の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは、賛成討論の方ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは、討論なしと認めます。

これより承認第2号について採決をいたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（多田育民君） 起立全員です。

よって、承認第2号は承認することに決定をされました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は15分といたします。

（午後 3時05分）

---

○議長（多田育民君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

（午後 3時15分）

---

#### ◎議案第1号及び議案第2号

○議長（多田育民君） 日程第7、議案第1号 平成23年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第3号）について及び日程第8、議案第2号 平成23年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

両案は相互に関連をする補正予算でありますので、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本案について提案理由及び議案内容の説明を求めます。

山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 議案第1号 平成23年度一般会計補正予算（第3号）及び議案第2号 平成23年度墓地事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

初めに、一般会計補正予算ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,703万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億1,130万円とするものでございます。

今回の補正内容ですが、各事業の決算見込みや入札差金などによる補正をお願いするものでございます。

続きまして、墓地事業特別会計補正予算ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,561万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億505万2,000円とするものでございます。

今回の補正内容ですが、入札差金などによる補正をお願いするものでございます。

以上が一般会計補正予算及び墓地事業特別会計補正予算の主な内容でございます。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（多田育民君） 高島一郎事務局長。

○事務局長（高島一郎君） それでは、議案第1号及び第2号について補足説明をいたします。

初めに、議案第1号 平成23年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算書1ページをごらんください。歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,703万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ32億1,130万円とするものでございます。

歳入につきましてご説明いたします。4ページをごらんください。1款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、クリーンセンター電気使用料の減及び契約差金などによる歳出の減額でございます。また、斎場使用料、繰越金や諸収入などの増による歳入の増額から6,579万4,000円の減額補正でございます。

なお、各市町負担金の補正額につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

また、補正後の負担金内訳につきましては14ページの市町負担金に関する調書のとおりでございます。後ほどご確認をいただきたいと思っております。

2款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、印西斎場使用件数の増を見込んだことから838万5,000円の増額補正でございます。

2項手数料につきましては、印西クリーンセンターに搬入される事業系ごみの実績から198万6,000円の増額補正でございます。

4款繰越金、1項繰越金につきましては、平成22年度決算による純繰越金について380万2,000円の増額補正でございます。

5款諸収入、2項雑入につきましては、容器包装リサイクル協会、平成22年度再商品合理化拠出金の決定から2,458万2,000円の増額補正でございます。

以上が歳入の補正でございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。5ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費につきましては518万6,000円の減額補正でございます。1目一般管理費につきましては、職員1名の減による人件費の減及び現員減給による減額から454万1,000円の減額補正でございます。

2目財産管理費につきましては、空調機修繕の未執行から64万5,000円の減額補正でございます。

3款衛生費、1項清掃費につきましては、259万6,000円の増額補正でございます。

1目清掃総務費につきましては、職員2名の増による人件費の増から1,433万円の増額補正でございます。

2目塵芥処理費につきましては、クリーンセンター電気使用料の減及び委託料の契約差金などから1,173万4,000円の減額補正でございます。

6ページをお願いします。3款2項保健衛生費につきましては、職員2名の減による人件費の減及び委託料の契約差金から2,444万9,000円の減額補正でございます。

職員人件費の補正予算にかかわる給与費明細書につきましては、7ページから13ページに記載のとおりでございます。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第2号 平成23年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

1ページをごらんください。歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,561万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億505万2,000円とするものでございます。

4ページをごらんください。歳入についてご説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、墓地2期整備事業にかかわる建設工事費の契

約差金及び繰越金などから5,633万4,000円の減額補正でございます。

なお、各市負担金の補正額につきましては説明欄に記載のとおりでございます。

また、補正後の負担金内訳につきましては、13ページの市負担金に関する調書を後ほどごらんいただきたいと思っております。

2款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、墓所管理料で利用者の地区外転居により2,000円の増額補正でございます。

3款繰越金、1項繰越金につきましては、平成22年度決算による純繰越金について71万5,000円の増額補正でございます。

以上が歳入の補正でございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。5ページをごらんください。

1款墓地事業費、1項墓地事業費につきましては、墓地第2期整備事業にかかわる建設工事費及び設計図書作成委託料の契約差金などから5,561万7,000円の減額補正でございます。

職員人件費の補正予算にかかわる給与費明細書につきましては、6ページから11ページに記載のとおりでございます。

以上が墓地事業特別会計でございます。

これで補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（多田育民君） 以上で提案理由及び議案内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑に当たりましては、一般会計と特別会計がありますので、会計名とページを述べてからお願いをしたいと思います。

質疑はございませんか。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 済みません。では2点だけちょっとお聞きしたいと思います。

1号のほうの5ページ、説明の中で空調機の修繕を未執行であるというようなのがありました。ちょっと細かいことなのですが、未執行というのはやらなかった、必要がなかったということなのか、それとも必要はあったのだけれども、今回はやらなかった、ちょっと延ばしたのかどうか、そういったところをちょっとお聞きしたいと思います。

もう一つは、墓地会計のほうなのですが、5ページなのですが、平岡自然公園建設費のところでは5,543万7,000円の減ということでしたが、先ほど説明ちょっとよく聞き取れなかったもので、これは5,500万円ということなのですが、どういったことでこれは5,500万円も減額になったのかお聞きしたいと思います。

○議長（多田育民君） 武藤庶務課長。

○庶務課長（武藤 茂君） 1点目の修繕費でございますけれども、今年度必要がないという判断のもとに未執行にしたということでございます。

○議長（多田育民君） 2点目は。

服部平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（服部民男君） 特別会計5ページの2事業、公園建設費の中での5,500万円ほどの減額の理由でございますが、工事請負費といたしまして、今年度実施してございます第2期区画整備工事の契約差金でございます。

以上でございます。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） この空調機につきまして、今年度必要がなかったということだったら結構なのですが、いろいろ少ない負担金を集めて厳しくやっている組合ということなので、多少のことを我慢しているかということでしたらちょっと仕事関係として大変だろうなというふうに思いましたので、ちょっとお聞きしました。細かいところですが。大丈夫ということでしたら結構です。

それから、平岡自然公園のほうは入札差金ということで安く上がったということでよろしいかなというふうに思うのですが、5,543万円も安くなったということで、これくらいの差額というのはやっ

ぱり普通に出ているのでしょうか。ちょっとここだけ。

○議長（多田育民君） 服部平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（服部民男君） 先ほどの契約差金におけます5,500万円についてご説明いたします。

今回の公園の墓地建設におけます区画工事につきましては落札率62.5%でございました。今回第2期ということですが、第1期におけます工事につきましても同じく61か2%程度で、大体同じような率の落札率でございました。

以上でございます。

○議長（多田育民君） よろしいですか。

○3番（松尾栄子君） わかりました。

○議長（多田育民君） ほかの議員の方の質疑はございませんか。質疑はなきものと認めてよろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは、これより討論を行います。

討論については、原案に反対者の発言からお願いをいたします。

原案に反対の方の討論の方でございますか。

（発言する者なし）

○議長（多田育民君） それでは、賛成の方の討論がありますか。討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（多田育民君） それでは討論はなしと認めます。

これより議案第1号及び議案第2号について採決をいたします。

採決は議案ごとに行います。

初めに、議案第1号 平成23年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第3号）についてを原案のとおり賛成の方はご起立を願います。

（起立全員）

○議長（多田育民君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は可決されました。

次に、議案第2号 平成23年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算（第2号）についてですが、採決に当たっては組規約第9条の議決方法の特例が適用をされております。議案第2号について原案のとおり賛成の方はご起立を願います。

（起立全員）

○議長（多田育民君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は可決されました。

---

#### ◎議案第3号及び議案第4号

○議長（多田育民君） 次に日程第9、議案第3号 平成24年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算について及び日程第10、議案第4号 平成24年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計予算についてを議題といたします。両案は相互に関連する当初予算でありますので、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 議案第3号 平成24年度一般会計予算及び議案第4号 平成24年度墓地事業特別会計予算について提案理由及び予算概要をご説明申し上げます。

初めに、一般会計についてご説明いたします。

一般会計の歳入歳出予算の総額は32億4,572万7,000円とするもので、次期中間処理施設整備事業や放射能対策などにより塵芥処理費の増などがある一方、温水センターなどに要した起債元利償還金の一部が終了するなど公債費などの減により前年度比4,650万4,000円、1.5%の増額でございます。

平成24年度の主な事業を申し上げます。

3款1項清掃費では、次期中間処理施設整備事業、ごみ減量化・資源化事業、印西クリーンセンター施設維持事業、放射能対策事業、最終処分場施設維持事業、3款2項保健衛生費では、温水センター施設維持事業、平岡自然公園施設維持事業などを予定しております。

なお、次期中間処理施設整備事業につきましては、昨年7月31日に東京電機大学において開催した説明会以降、自治会単位などの説明会を実施させていただき、さまざまなご意見、ご質問をいただきました。説明会でのご意見などを踏まえ、建設予定地の調査といたしまして地質調査、不動産鑑定などを計上しております。

また、放射能対策事業につきましては、焼却灰を外部処理のための運搬処理費や安全安心のために焼却灰、排ガスなどの検査費を計上しております。

続きまして、墓地事業特別会計予算についてご説明いたします。

墓地事業特別会計の歳入歳出予算の総額は2億1,345万6,000円とするもので、印西霊園第2期区画の供用開始による使用料収入に伴う市への歳入精算金の増などがある一方、工事費の減により前年度比4,400万3,000円、17.1%の減でございます。印西霊園では本年5月に第2期区画の募集開始を予定しております。

以上、平成24年度予算の概要でございます。詳細につきましては事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（多田育民君） 高島一郎事務局長。

○事務局長（高島一郎君） それでは、議案第3号及び議案第4号について補足説明をいたします。

初めに、議案第3号 平成24年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算について説明いたします。1ページをごらんください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億4,572万7,000円と定めるものでございます。

予算書5ページをごらんください。歳入につきましてご説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金の市町負担金につきましては、対前年度比3,425万円の増による28億597万円を計上しております。

各市町の負担金額につきましては説明欄に記載のとおりでございます。負担金の内訳につきましては、31ページから32ページの市町負担金に関する調書のとおりでございますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

2款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、平成23年度の実績見込みから印西斎場の使用件数の増を見込み、対前年度比1,220万2,000円増の6,745万円を計上しております。

2項手数料につきましては、平成23年度の実績見込みから印西クリーンセンターへ搬入される事業系ごみ量の減を見込み、対前年度比1,269万5,000円減の2億4,415万5,000円を計上しております。

3款国庫支出金、1項国庫支出金につきましては、次期中間処理施設の調査・設計にかかわる循環型社会形成推進交付金として対前年度比3,381万6,000円増の4,548万1,000円を計上しております。

4款繰越金、1項繰越金につきましては、前年度と同額の300万円を計上しております。

5款諸収入、1項組合預金利子につきましては2万5,000円を計上しております。

次に、2項雑入につきましては、対前年度比17万9,000円減の7,964万6,000円を計上しております。

次に、歳出につきましてご説明いたします。7ページをごらんください。

1款議会費、1項議会費につきましては、議員10名分の人件費、定例議会の議会運営費など対前年度比6万4,000円減の91万6,000円を計上しております。

7ページから10ページにかけてごらんいただきたいと思っております。2款総務費、1項総務管理費につきましては、特別職人件費、総務部門にかかわる8名分の職員人件費、庁舎管理費など対前年度比324万3,000円減の1億663万4,000円を計上しております。減額の主な原因は人件費の減でございます。

2項監査委員費につきましては、監査委員人件費として6万6,000円を計上しております。

10ページから17ページにかけて説明をいたします。3款衛生費、1項清掃費につきましては、ごみ処理関係職員16名分の人件費、印西クリーンセンター運転管理費、維持管理費、施設更新計画費、ご

み減量化・資源化推進費、最終処分場の管理費、放射能対策費など、対前年度比1億7,460万9,000円増の20億4,486万7,000円を計上しております。増額の主な要因でございますが、人件費につきましては職員2名の増によるものでございます。

11ページから15ページにかけまして、塵芥処理費につきましては、次期中間処理施設整備にかかわる環境影響評価業務、地質調査業務などの委託料の増、新たに印西クリーンセンター排ガス、焼却灰の放射性物質等検査業務委託料及び焼却灰運搬処理業務委託料を計上したことによるものでございます。また、最終処分場費につきましては、新たに埋立地残余容量測定業務委託料、損傷位置検知システム計装装置交換整備費、のり面保護材補修工事、最終処分場放流水及び観測井戸水の放射性物質等検査業務委託料を計上したことによる増でございます。

17ページから20ページをごらんください。3款2項保健衛生費につきましては、温水センター管理費、平岡関係職員5名分の人件費、印西斎場管理費、平岡自然の家管理費など、対前年度比250万9,000円減の3億4,984万8,000円を計上しております。減額の主な要因は、職員人件費の減、平岡自然の家管理費の減などによるものでございます。

次に、4款公債費、1項公債費につきましては、対前年度比1億2,228万9,000円減の7億3,339万6,000円を計上しております。温水センター整備、印西クリーンセンター3号炉整備及びダイオキシン対策整備に要した起債元利償還金の一部が終了したことなどによるものでございます。

次に、5款予備費、1項予備費につきましては、前年度と同額の1,000万円を計上しております。

また、職員人件費にかかわる給与費明細書につきましては21ページから27ページに、継続費、債務負担行為及び地方債に関する調書は28ページから30ページに記載のとおりでございます。

以上で一般会計の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第4号 平成24年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計予算につきましてご説明いたします。33ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億1,345万6,000円と定めるものです。

予算書36ページをごらんください。歳入につきましてご説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、対前年度比1億1,615万1,000円減の1億3,617万6,000円を計上しております。

各市の負担金額につきましては説明欄に記載のとおりでございます。負担金の内訳につきましては、46ページの市負担金に関する調書のとおりでございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

2款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、墓地第2期整備分の墓所使用料と第1期分に新たに使用許可分を合わせた管理料を見込み、対前年度比7,216万1,000円増の7,720万6,000円を計上しております。

3款繰越金、1項繰越金につきましては、前年度と同額の1,000円の計上でございます。

4款諸収入、1項組合預金利子につきましては1,000円を計上しております。

次に、2項雑入につきましては7万2,000円を計上しております。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。予算書37ページをごらんください。

1款墓地事業費、1項墓地事業費につきましては、対前年度比6,612万1,000円減の1億241万8,000円を計上しております。減額の主な要因は、墓地第2期区画整備工事の終了によるものでございます。

次に、38ページ、2款公債費、1項公債費につきましては、平成20年度起債の元金償還の開始などにより、対前年度比2,211万8,000円増の1億1,103万8,000円を計上しております。

また、職員人件費にかかわる給与費明細書につきましては39ページから44ページに、地方債に関する調書は45ページに記載のとおりでございます。

墓地事業特別会計につきましては以上でございます。

これで平成24年度当初予算案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（多田育民君） 以上で提案理由及び議案内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入

ります。

質疑に当たりましては総括事項及び個別事項に分けて行います。

初めに、総括事項について既に質問の通告のありました議席番号6番、軍司俊紀議員の発言を許します。

軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 議案第3号のほうの組合予算の一般会計のほうの総括質問を大きく3点、総括ということで聞きたいと思います。

まず1点目が、分担金と負担金についてなのですが、分担金と負担金、平成24年度、今年度、今年度と昨年度、平成23年度を比較した場合、歳入総額に比較して栄町の負担比率は変わらないにもかかわらず、印西市と白井市の構成比率に動きが見られるのです。

そこでお聞きしたいのが、1点目が、各構成市町と分担金、負担金の割合については毎年話し合われているものなのか、それから構成市町の財政により負担金割合は減るものなのか。これを1点目。

もう一点目が、今年度具体的に白井市の分担金、負担金が減っているのはなぜか。それが大きい1番。

大きい2番が、将来債務の見通しとしてどのように推移するというふうに見込んでいるのか。今年度歳出における公債費が、昨年度に比べて償還が一部終わっているために減っているのですけれども、今後どのような計画になっているのかというのをお聞きしたいなと思います。

それから3点目が、この予算書からはちょっと拾い出せないのですが、別に配られた紙面で随意契約に関する調書があって、随意契約における落札率が一部を除いて、全部でこれ52本あるのですけれども、この52本のうちの半分ぐらいは実際に契約されていて、ただ、その契約されているうちのほとんどが95%以上の高い落札率になっているのです。もちろんこれ随契だからそうだとと言われてしまえばそうなのですが、これは当初予算を計上するに当たって随意契約というのは平成23年度並みの合計予算になるというふうに見込んで計上されているのかどうか。

以上、大きく3点、細かくは4点ですか、お願いします。

○議長（多田育民君） 武藤庶務課長。

○庶務課長（武藤 茂君） 軍司議員からの総括質問にお答えをさせていただきます。

1点目の分担金、負担金の割合についてでございますけれども、組合経費の負担割合につきましては、組合規約第15条第2項の規定により、組合議会の議決により定めております。現在の割合につきましては、平成22年7月に開催いたしました第2回議会臨時会により議決をいただきました印西地区環境整備事業組合関係市町分賦金の負担割合に基づき算定しております。負担割合につきましては例規集の1,106ページに掲載をさせていただきます。

負担金につきましては、この負担割合に基づき前年度の人口、ごみ量の実績数値により算出するものについては年度により変動するというところでございます。したがって、市、町の財政状況によって変わるものではございません。

2点目でございます。今年度白井市の分担金、負担金が減っているのはなぜか。ということでございます。さまざまな要因がございますけれども、一番大きな要因といたしましては、負担割合を実績ごみ量、この実績ごみ量というのは前年度、24年度の場合でございますけれども、22年10月から23年9月末までの1年間の実績ごみ量割としております印西クリーンセンター、それから最終処分場の維持管理経費、これらの経費について白井市のごみ量が減少したことによって負担割合の減が影響しているということでございます。

大きな質問の2点目でございます。一般会計について申し上げます。既発の公債費につきましては、平成23年度末現在高で30億1,171万2,000円でございます。各年度の元利償還金につきましては、平成24年度約7億3,000万円、平成25年度約5億円、平成26年度約2億8,000万円、それ以降2億円台で推移しまして、平成36年度をもって完済する予定でございます。

次に、新規の発行ということで、次期中間処理施設整備事業についてご説明をさせていただきます。新発債につきましては起債借入れ年度のおおむね3年後から本格的な償還が始まりますので、事業最終年度の翌年度からおおむね3年間が償還金のピークになると思います。

なお、次期中間処理整備の事業費につきましては、平成25年度に策定予定のごみ処理基本計画を踏まえ次期中間処理施設基本計画の中で精査していくということになると思います。

3点目の当初予算計上に当たり随意契約は平成23年度並みと見込んで計上されているのかについてお答えをいたします。

随意契約につきましては地方自治法、契約事務規則に基づき契約事務を進めているところでございます。組合の随意契約の主な要因といたしましては、焼却炉など機械設備においてメーカーの特許権、実用新案権などの関係からメーカー以外には取り扱いができないもの。また、事業推進に当たり地域住民と協定に基づき実施する事務などが主な随意契約でございます。

予算につきましては職員が積算、または数社からの見積もりを参考とし積算をしまして、また前年度実績などを加味して予算計上をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 1点目の分担金、負担金についてですけれども、これは先ほどご答弁いただいたようにこの例規集の中に印西地区環境整備事業組合関係市町分賦金の負担割合というのがあるのですけれども、この中を実際見ると、人口割で幾つかの項目、経費区分が出されているというのはこれは非常によくわかるのですが、この人口割自体が、中を読んでいると平成25年度末の推計人口であったり、あるいは平成32年度末の推計人口であったり、それをもとに全部算出されているのですけれども、これというのは何で平成25年度だったり、平成32年度だったりするのですか。一部においては、例えば先ほど課長のほうからご答弁あったように1年前の年度をベースに計算しているというのはあると思いますので、それをベースに計算すべきなのではないかなというふうに思うのですけれども、どうして一部は平成25年度だったり、平成32年度だったりするのかその辺がよくわからないのですけれども、その辺のご説明をお願いしたいなというふうに思います。

それに関して（2）のほうで白井市の分担金、負担金が減っているものについて説明がありましたけれども、先ほどのご答弁をお聞きしていると白井市のごみ量が減少したから白井市の負担金が減ったというふうに聞こえたのですけれども、その認識で間違いはないのかどうか。ということは言いかければ、印西市でも、栄町でも、ではみんなでごみ減量化を進めれば、みんなの負担金減るのですか。それをちょっと確認したいなと思います。

それから大きい2番のほうの将来債務比率についてなのですけれども、現行のままでいったら平成36年度には一応ゼロになるよと。それから、次期中間処理施設の起債を行うのであれば、工事完了後3年後から返還が始まるから工事完了後の3年間はピーク、3年後にはピークを迎えるからそのときは大変ですよといったようなご答弁だったかなというふうに思うのですけれども、この次期中間処理施設の起債においては利率的なものというのはある程度見込みがあるのかどうか、それについてももしもわかれば教えてください。

それから3点目、随契に関してですけれども、自治法に基づく契約事務の規則というのによくわかるのですけれども、それにしても95%以上の落札率というのは幾ら随契でもどうなのだろうというふうに思うのですが、これは職員のほうが下げる努力とか交渉とかというのはもちろんされていると思うのですけれども、どのような工夫をされてきているのか、もしもわかればおっしゃっていただきたいなと思います。事実今回いただいた資料のほうを見ると70%ぐらいの随契というのも実際にあるわけですし、一方では不調に終わっているような随契もあるようなので、その辺の話をちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思います。

以上、再質問です。

○議長（多田育民君） 武藤茂庶務課長。

○庶務課長（武藤 茂君） 1点目の負担金の件で、平成25年度、32年度推計人口という部分にお答えさせていただきます。

数値の推計年度、25年度、32年度につきましては、計画上の完成目標年度ということで25年度、32年度を使っているということでございます。

また白井市の負担金の減についてですが、ごみ量が減ったことにより負担金が減るということでは

なく、例えば1億円かかったときに、このごみ量の割合を印西市が40、白井市が30、栄町が30というような割合で、白井市のごみ量が減ったことにより印西市の割合が上がる、栄町の割合が上がるということでの割合の変更により白井市の負担金が減ったということでございます。

3点目の次期中間処理施設整備の起債の件でございますが、率につきましては3%以内と見込んでおります。

最後の随意契約についてですけれども、随意契約については時間をいただきたいと思っております。

○議長（多田育民君） 軍司議員、3回目になります。

○6番（軍司俊紀君） 随意契約については後ほどご回答ください。

3回目の質問をさせていただきますけれども、一番初めの分担金、負担金に関してなのですが、先ほどご答弁いただいた平成25年度、平成32年度は計画上の目標完成年度というようなことをおっしゃっていましたが、ちょっとその辺の意味がよくわからないのです。なぜかという、今先ほどお話があって、分賦金の負担割合のほうを見ると、平成25年度末の推計人口の人口割というのが、印西地区一般廃棄物最終処分場の地元対策事業に要する経費が平成25年度の人口割なのです。それと目標完成年度とこれどう結びつくのかよくわからないので、その辺をまず教えてもらいたいのと、同じく平成32年度の推計人口になっているのが印西斎場及び平岡自然の家の整備に要する経費が、これが平成32年度になっているのです。これの計画上の目標完成年度、これもう完成しているし、どういうことなのだというのがよくわからないので、その辺をちょっと細かく説明していただきたいなというふうに思います。

それから、私の質問が悪かったのかなと思うのですが、もちろんこれ白井市全体を100%として、そのうち白井市が頑張ってごみ量を削減すれば、それは白井市の割合が減るでしょうけれども、では言いかえると、印西市が思い切り頑張って、印西市民がごみ減量やるぞということでやったら印西市の割合は当然減っていくという認識でよろしいのかどうかを確認したいなというふうに思います。

それから、2番は3%ということでした。

それから、1番の一般会計の分で1個だけ確認ちょっとし忘れたのですが、昨年の10月に組合議会が開催されて、決算のとき私申し上げたのですが、基金についてのどのような考え方をしているのかと言ったら、基金については今後各構成市町村と意見交換で調整を行っていくというようなお話がありましたが、その後半年たちましたが、何か基金についてご相談を正副管理者会議等で行ったのかどうかを確認したいなというふうに思います。

それから、随意契約に関してですけれども、随意契約は今一つご答弁いただくわけなのですが、これは本当に随意契約と言えるかどうかかわからないのですが、最たるものとして電気料金というのがあると思うのです。電気料金やはり東電から環境整備事業組合のほうは買っているし、一部売っているなんていうこともやっているとありますが、これも決算のときに申し上げたと思うのですが、では環境整備事業組合としてPPSの検討というのは行っているのかどうか。そのときの決算の資料を拝見すると、今後考えていきますよという話もありましたので、今近隣の状況を見渡すと、私のほうでは印西市のほうにも申し上げておりますけれども、松戸とか鎌ヶ谷とかで行っていますし、環境整備事業組合も一つの一部事務組合とはいえ自治体なので検討すべきだと思いますが、その認識をお聞きして終わります。

○議長（多田育民君） 武藤庶務課長。

○庶務課長（武藤 茂君） 1点目の負担割合でございますが、25年度、32年度、こちらにつきましては完成目標年度でございます。環境衛生費の建設費の32年度ですが、平岡自然公園事業全体の完成年度でございます。25年度末の推計人口あるいは32年度末の推計人口ですので、当然精算行為が起こることになります。

随契の件で、2回目の質問のときにどのような工夫をしているのかという質問ですが、これはあくまで随契、相手方との交渉等によりまして努力をしていくということでございます。

またPPSの検討はしてございません。

基金についてでございますが、現在具体的な協議はしていないところでございます。

以上でございます。

○議長（多田育民君） 答弁漏れ。

○6番（軍司俊紀君） 印西減るの。

○議長（多田育民君） 武藤庶務課長。

○庶務課長（武藤 茂君） 負担割合の件でございますけれども、ごみ量について全体で努力すれば総体的に減りますので、割合についてそれぞれ変動はないと思います。今回の件につきましては他の市町増の中で、白井市が減というようなことで負担金の割合が、大きな原因で白井市だけが減になったということでございます。

○議長（多田育民君） 高橋主幹。

○印西クリーンセンター主幹（高橋康夫君） 軍司議員のPPS、特定規模電気事業の検討でございますけれども、まだ課内での検討段階ではございますけれども、今現在電力事業全体の仕組みの見直しが行われておりますので、その動向を十分把握しながら、今後そういった可能性も含めまして検討してまいりたいというものでございます。

○議長（多田育民君） 高島事務局長。

○庶務課長（高島一郎君） それでは、私から2点、先ほどの負担割合の件ともう一点が基金の検討についてお答えいたします。

負担割合の件は、先ほど庶務課長からお答えしたとおりなのですが、当然ごみ量が全体的に減れば処理費が減りますが、どんなに減ってきてもゼロにならない限りは共通経費というものが残りますので、一定の下限値はあろうかと思えます。

それと基金の相談でございますけれども、情報を集めたり、各市町にご相談をしたりはしているところですが、今のところテーブルにのるまでの域に達していないと申しますか、そういう段階にないということでございます。

○議長（多田育民君） よろしいですか。

○6番（軍司俊紀君） はい。

○議長（多田育民君） 以上で軍司議員の総括質疑を終わります。

ここで休憩とします。再開は4時20分といたします。

（午後 4時10分）

---

○議長（多田育民君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 4時20分）

---

○議長（多田育民君） 傍聴の方はお座りください。勝手に入ることはしないでください。お座りください。会議を再開をしております。

次に、個別事項の質疑に入ります。質疑は分割をして行います。また、予算書のページを述べてからお願いをいたします。

初めに、歳入について行います。予算書、一般会計の5ページ、6ページ及び墓地事業特別会計の36ページの質疑を行います。これに限定をして質疑はありますか。

松尾議員。

○3番（松尾榮子君） それでは、ちょっと歳入につきまして2点ほどお聞きしたいと思います。

予算書のまず5ページから6ページにかけて諸収入のところでは地域エネルギー有効活用に関する蒸気料金に3,011万円見込まれております。これにつきまして蒸気のあれだと思っておりますけれども、一応何社分を想定しているのか。昨年との相違とか、今後の見通しについてわかりましたらお願いしたいと思います。

それともう一点は、5ページの市町村負担金の件なのですが、先ほど軍司議員からも質問がございましたけれども、これは32ページの説明によりますと27年とか、平成32年の事業終了時の予測で負担割合が決められているという先ほどの説明でございました。それで、先ほど一般質問の中でも出てきておりましたけれども、印西市が現在総合計画ちょっと制作しております、その中で印西市の平成

27年の人口推計というのが9万3,800人、それから平成32年が10万200人というようなことで今現在新総合計画がこれからスタートしようとしています。この人口推計の中では印西市が最終処分場のほうが13万というふうになっておりますし、25年です。それから32年の場合15万3,780人というふうになっております。先ほど軍司議員の質問の中で、これは最終的には精算されるのだというような説明ございました。でも現時点で印西市の場合、やはりこの13万、15万というのに比べまして、10万人とか、やはり5万人程度の人口計画が違うわけですから、これが最後にどんと来るよりは、随時計画に合わせて、ニュータウン事業自体平成25年度末、26年度で終了するというようになっておりますので、そうしたときに合わせまして一度精算するというのいいのではないかなというふうに思うのですが、そこら辺はいかがでしょう。

この2点お願いします。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 私からは地域エネルギー有効活用に関する蒸気料金ということでお答えさせていただきます。

こちらについては現在千葉ニュータウンセンター熱供給事業本部への供給ということでの数値となっております。そちらの企業から冷温水を供給されている会社云々というのは全く関係ございません。23年度におきましては東日本大震災の影響による節電の関係から電力制限等があったことから、来年度当初予算についても供給量は23年当初と比較しますと減るということで見込んでございます。

○議長（多田育民君） 武藤庶務課長。

○庶務課長（武藤 茂君） 負担金の件につきましてお答えさせていただきます。

先ほど軍司議員からの質問にもありましたけれども、印西斎場などの建設事業費につきましては、それぞれ推計人口からということになっておりますが、構成市町との乖離があるということがございます。推計人口につきましては組合構成市町間の協議が調べば変更ができるというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（多田育民君） 松尾榮子議員。

○3番（松尾榮子君） 1点目の地域エネルギーのほうなのですが、これは熱供給、1社のほうに供給していて、その先が何社になるかというのは直接は関係ないというようなご説明でしたけれども、そうしますと例えば熱供給のほうから何社に送ろうと、ある程度一定分を毎年見込んでいくということなのではないでしょうか。毎年、例えば熱供給のほうでこのくらいは利用するのですよというようなことを見直していくのか、それともある程度一定分を熱供給を送ることをやっているのか、そこら辺がちょっとわかりましたらお願いします。

それから、市町村負担割合のほうにつきまして構成市町村のほうでそういう話し合いが進めばできるのだということでもございましたので、やはり余り大きな乖離の場合は随時見直しながらやはり進行していくのいいのではないかなというふうに思いますけれども、これはお話し合いということですので、これ以上は結構でございます。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） こちらの予算計上させていただいた数値は実績をもとに出させていただいております。また、季節によって気温が高いとか、低いとかである程度の調整はありますが、あくまでも実績で今この数字を出しています。

○議長（多田育民君） よろしいでしょうか。

山本議員。

○7番（山本 清君） 今ちょうど松尾議員も触れられた6ページの蒸気料金、地域エネルギー有効活用に関する蒸気料金、それが3,011万7,000円という金額ですけれども、これがどのようにして価格が決まるのかということの説明をお願いします。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 1トン当たり1,500円ということで積算してございます。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） だから1トン当たり1,500円がどういう交渉経路を経て決まるのかと。今回例えば当然高く買ってほしいというような気持ちがこの議員にも、執行部にもあるはずですけども、そういうような交渉というのは行われたのでしょうか。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 料金については、熱供給で都市ガスで蒸気をつくった際の料金と、当クリーンセンターが蒸気を送ることによる発電の減少分を相殺して、ガス料金の半分として1,500円として算定してございます。今後もガス料金、あと私どもの発電に伴う電気料金といったものを踏まえて、また料金設定についてはその都度考慮していきたいというふうには考えております。

○議長（多田育民君） 山本清議員。

○7番（山本 清君） 3回目ということで、これで最後ですが、歳入の約1%です、この蒸気の料金。それで私もこの組合議員になってまだ日が浅いのですが、あちこちで採算を考えているわけではないというような説明も出てくるわけです。あちこちの担当者から。その割には何かクリーンセンターの移転のときには大きくこれがクローズアップされてくるという印象があるわけなのです。熱供給が重要だから今の移転決定地、つまり泉・多々羅田地区に移転をさせるというような説明もあるわけですが、確認ですけれども、歳入の1%のためということなののでしょうか、それともほかにやはり熱供給を大事にする理由があるのでしょうか。執行部の見解をお願いします。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） ごみの焼却により発生する蒸気の有効活用の一つとして利用していただいているというようなことです。

○議長（多田育民君） ほかの議員の方ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは、歳入については質疑はなしと認めてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） 次に、歳出について。一般会計の1款及び2款、予算書の7ページから10ページにかけての質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（多田育民君） 質疑なしと認めます。

次に、一般会計の3款1項、予算書の10ページから17ページにかけての質疑を行います。

野田泰博議員。

○2番（野田泰博君） 14ページ、先ほど軍司議員の質問したところとダブるのですが、5、施設更新計画書委託料1億3,834万円についてお伺いいたします。この予算をつくったときはもう既に2月の6日、以前私たちに組合のほうから今回土地の議案は出しませんよと言ってきたときだと思のですが、土地の購入の議案は出しませんと言ったときですけれども、今市長のほうではこれから説明を非常にたくさんしていきたいというような話をお聞きしていて、その前ですから、この一番下の住民への説明会会議録作成業務委託費とかなんとかいうのは、大体その2月6日以前のときの考え方だと思のですが、これで何回ぐらいしようと思ったのですか、会議は。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 約10回、3時間ほど見込んで計上させていただいております。

○議長（多田育民君） 野田議員。

○2番（野田泰博君） ということは、予算をつくったときからもう既に管理者の方針としては、もう少し説明責任を果たしていきたいということで、これは10回だけではなくて、平成24年度はもっとふえていくというふうに理解してよろしいのですね。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） そのとおりでございます。

○2番(野田泰博君) はい、わかりました。

○議長(多田育民君) 軍司議員。

○6番(軍司俊紀君) 同じ14ページの施設更新計画費のまさに委託料の部分なのですが、ここにはっきりと次期中間処理施設環境影響評価業務委託料というようにのっけていて、これは昨年10月の補正予算にも当然のっけていて、これ4カ年の継続でやっていくという事業だと思うのですけれども、その下にもあります。次期中間処理施設基本設計等業務委託料、そしてこれが次期中間処理施設基本設計等業務委託料が1,048万、次期中間処理施設環境影響評価業務委託料が1億1,886万、これ今年度です。それからさらによくわからないのが、地質調査業務委託料が709万載っているのです。まずちょっとお聞きしたいのが、これまだ土地を買うと決まっていなくて計上するというのはいかがなものかなというふうに思っているのですけれども、普通の、一般の人が考えると、土地って買う前にここはからせてくれと言ったら、我々一般市民が不動産屋に行って、この土地あるのだけれども、ここはからせてくれと言ったらだめだと言われるのではないかなと思うのですが、これ買うと決まっていなくて売側のURが行うのではなくて、環境整備事業組合がやらなければならない理由というのは一体何なのですか。通常はこれ売側のURがここの土地について、特に例えば地質業務なんていうのはやるべきものではないかなと思うのですけれども、その見解を教えてください。

○議長(多田育民君) 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長(中澤寿司君) 今回施設更新計画費各種委託料を計上させていただいた経緯については、土地の取得費については引き続き丁寧な説明をさせていただくということで今回計上は見送ったこととなります。そのほかについては当初の予定どおりの計上をさせていただいております。また、これら委託料につきましては10月の議会の中で予算の各年度の組みかえをさせていただいて、既に議決をいただいているということでこちらの数値を計上させていただいております。

○議長(多田育民君) 軍司議員。

○6番(軍司俊紀君) 答えになっていないと思うのですけれども、私がお聞きしているのは、土地の取得費を今回上げていないわけです。土地の取得費を上げていないにもかかわらず、上げていなかったら当然地質調査業務なんていうのをやるのはおかしいのではないですか。だって人の土地ですよ。人の土地に勝手に入って行って、買うかもしれないからはからせてくれと言ったら、一般の人たちって、例えば私がどこでもいいです、白井でも印西でも行って、この土地買うから土地はからせてくれ、地質調査させてくれと言ったら、それは普通認められないと思うのだけれども、それを組合としてはやるということですよ。それを、今回これ計上700万していますけれども、これを認めるというのは、私個人としては認めたくはないし、そういうことを組合がやるというのも信じたくないのだけれども、これ上がっていますから。どういう認識を持って土地の取得費を上げずにこの地質調査業務を上げるのかというのをちょっともう一度確認したいと思います。

それから、確かに次期中間処理施設環境影響評価業務委託料、それから基本設計等業務委託料、これ上がっていますけれども、先ほどちょっと指摘させていただきましたが、随意契約の紙を見ると、まだ具体的にはこれ委託はされていないように思うのですけれども、されていなくても今回改めてここに継続ということで予算に上げていくという認識なのですか。

その2点を確認します。

○議長(多田育民君) 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長(中澤寿司君) 地質調査につきましては、実際に実施する時期等については管理者、副管理者の了解のもとで進めさせていただくこととなります。それは今のところ事務方で考えているのは、当然土地の取得後か、前においても土地の所有者と協議して、了解を得た後で実施するというような形になろうかと思います。

○議長(多田育民君) 答弁漏れになりますか。

○6番(軍司俊紀君) 答弁漏れ、だからあともう一個、委託料やっていないではないですか。

○議長(多田育民君) まだ2回目ですから、答弁漏れを指摘していただけますか。2回目として、もう一回、いいですか。

工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 今ありました2点については、まだ契約はしてございません。

○議長（多田育民君） 軍司議員。3回目に一応なります。

○6番（軍司俊紀君） 3回目ということで。今工場長がおっしゃることはわかるのです。そうしたら土地の取得費と一緒に上げればいいではないですか。土地の取得をやろうというときに一緒に計上するのが筋なのではないですか。なぜこれだけ先行して上げなければならないのかという、その理由がよくわからないのです。管理者、副管理者、これどう思うのですか、これ。そういうことを環境整備事業組合として管理者、副管理者は認めて、では地質業務委託料を、これだけ先に上げて、議会に対して提案しろというのを、管理者、副管理者はこれを認めているわけですか。どう考えても通常は土地を取得して、考え方、工場長がおっしゃることはわかりました。とりあえず事務方としてはこれだけは上げてしまえというのはわかったけれども、その考え方、納得するかどうかは別です。納得するかどうかは別だけれども、そういうのはわかりましたけれども、でもそもそも管理者、副管理者はこれを認めるのかという話です。こういう計上を。それは管理者、副管理者はこれどう思うのですか。通常一般の常識から考えたって、だれが考えたって、人の土地について相談するからいいという問題ではなくて、土地を買うからはからせてくれ、相談させてくれという問題ではなくて、一般常識としてどうなのだというのを私は思うのだけれども、それについてはどう思うのかというのが1点。

それからもう一個、1億1,800万の委託料と、それから次期中間処理施設の基本設計業務委託料に関してもまだ契約していないのだったら、契約が終わってからこれも上げればいいのではないですか。継続費として確かに10月に補正として上げました。私は認めていないけれども。私は反対に回りましたけれども。これだって契約してからまた継続して、10月か、その後の補正やるか知らないけれども、そのときに上げておけばいいのではないですか。どのように思いますか。3回目ですから終わります。

○議長（多田育民君） 山崎山洋管理者。

○管理者（山崎山洋君） 一般質問等でもお話をさせていただきましたけれども、土地の購入についての費用については今回は計上しないということでございますが、その他については、継続費を含めまして計上させていただいておるところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（多田育民君） これは軍司議員、副管理者にも答弁を求めます。

○6番（軍司俊紀君） 副管理者のお二人にもぜひお話をお聞かせ願いたいというふうに。

○議長（多田育民君） 伊澤史夫副管理者。

○副管理者（伊澤史夫君） 今管理者が答弁したとおりでございます。

○議長（多田育民君） 岡田正市副管理者。

○副管理者（岡田正市君） 管理者がそのようでございますので。そういうことの中に当然今回は地域に対して説明をすると、液状化の部分、本来ならばそういったものを調査して、本当は地主に了解を得て調査して、液状化の部分でどうなのかということをはっきりさせて、これは個人的な考え方ですけれども、そういったこともあり得るかなとは思っております。

○議長（多田育民君） 軍司議員、よろしいですか。

○6番（軍司俊紀君） よろしくないけれども、3回終わってしまったから。

○議長（多田育民君） 山本清議員。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） 傍聴席はお静かに願います。

○7番（山本 清君） 同じところ。14ページの3款1項2目です。施設更新計画費なのですが、今引き続きという感じになりますが、いろんなところでこの予算おかしいです。ごみ処理基本計画ができていないところでこういう更新計画がどんどん進んでしまうと。しかも説明責任を果たすと、そういうような言い方で、午前中、私さんご説明責任の意味については議論いたしましたが、説明責任と言っているながら、金額が我々市民から見たら大きな金額ですけれども、これぐらいならいいだろうということなのではないでしょうか。平仄が全然合いません。要は親ガメ、子ガメの関係の、土地取得費は、一応は大きなものはおろすと。しかし、着々と、粛々と進めるために、比較の上で金額が

小さなものはすべて残すと、そういうような格好になっていることは間違いないわけで、これは全く今の軍司議員の質問と同じ趣旨の質問ですが、理解できない。理解するとすればこういう理解しかないです。もう契約が事実上成立してしまっているのではないだろうか。契約というのは、日本の民法では意思の合致で成立するわけです。契約書は必要ないのです。組合のトップである組合管理者が買うからと、値段もこんなもので。値段は大筋でも契約成立ですから。そういう会話がなされていれば、これはすべてが説明できるのですけれども。

まず伺いますが、これも買うからと言うようなことをおっしゃったわけではまさかないでしょうね、どうでしょうか、管理者。

○議長（多田育民君） 山崎山洋管理者。

○管理者（山崎山洋君） 話しておりません。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） だったらこれ、先ほどから軍司議員も指摘しているように土地取得費を、説明責任のためにとりあえずおろしたというのであれば、同時におろすべきこれ予算ではないでしょうか。同時におろすという格好で、予算をちょっとこの部分を組み立て直すべきではないかという指摘が1点です。そういうつもりはないかというのが1点です。

もう一つは、環境影響調査、去年の秋ぐらいに私、事務局に問い合わせましたところ、1月あたりから恐らく始めることになるだろうというようなちょっと返答をいただいているのですが、環境影響調査始めているのか、始めているのか。

あともう一点が、ここに上げられている5点の予算の費目ですけれども、いずれも土地を特定したことが前提の支出というふうに私思うのです。これ大塚の横の泉・多々羅田地区を前提とした上でアセスもやらないと、土地が決まっていなくてアセスできないし、それでまた地質調査だって、どこかわからないのに掘ったって意味がないわけですから、全部土地が決まっているということは全くおろしていないわけです。そこを、どうなのでしょう、この5つの費目の中で大塚の隣の泉・多々羅田地区を前提としていない費目がもしあれば教えてください。

以上、3点です。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 当該業務を始めているかという部分についてお答えします。先ほどもお答えしましたようにまだ契約はしてございません。

私からは以上です。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） 傍聴の方はお静かに。

答弁漏れ、ご答弁は。

山本議員、答弁漏れの分をご指摘願います。簡潔にご指摘をいただけますか。だれに問うのか。

○7番（山本 清君） まずは、これ5つの中で大塚の隣の現在決めたと言っている敷地、ここについて関係がない費目は果たしてあるのかどうかと、聞いています。まずこれについてお願いします。

○議長（多田育民君） 山崎山洋管理者。

○管理者（山崎山洋君） これにつきましては施設の更新の計画費ということでございますので、すべて関係がされております。関係する予算でございます。

○議長（多田育民君） どうぞ。

○7番（山本 清君） 2回目の答弁漏れの指摘です。

要は親ガメ、子ガメの関係なので、これはやはり土地取得費をとりあえず一旦あえて取り下げると言いますが、なぜならば今回計上する予定だったわけですから、今回計上する予定からすると取り下げたわけですから、土地取得費に限って。そういうことをしたのであれば、平仄を合わせて取り下げないと、これは市民をだますような行為なのではないですか。そういうふうに使われますが、取り下げて、また予算、この部分組み直すつもりはないでしょうか。これが先ほどの2点目です。管理者お願いします。

○議長（多田育民君） 山崎山洋管理者。

○管理者（山崎山洋君） 継続費として扱われている費目もございますし、鑑定等については40億円ひとり歩きということがございますので、そういう面については十分検討すべきではないかというようなことで計上させていただいたものでございます。

○議長（多田育民君） 山本清議員。

○7番（山本 清君） 言葉じりをとらえるつもりはないのですが、40億円ひとり歩きということが最近ちょっとここそこで数回耳にしたので、ひとり歩きではないです。これはこの議会でも40億円という数字、説明会でも出ております。また印西市議会でも出ておりますので、ひとり歩きではなくて、今の議会の中での質問、答弁の中で、はっきり今現状で出ている数字が40億円なのです。これをまず指摘させていただいた上で、3回目の質問に入りますけれども、金額が大きい40億円なのかどうなのか。32億円みたいな数字もそれこそひとり歩きしておりますが、最近印西市議会では、いづれにしても巨額なお金なわけです。その巨額なお金は取り下げる。しかし、こういう地質調査費とか、あと不動産鑑定費というものを取り下げない。これをポーズと言わずしてこれ何でしょうか。だから目立つものは取り下げて、説明責任を果たすというふうに言うておきながら、実は粛々と必要なタイミングで、必要な予算は、周辺を、外堀を固めていくと。こんなことで住民がだませるのでしょうか。非常にこれ今の説明聞けば聞くほど、ちょっとこういう説明を受けなければいけない我々議員は仕事だからしょうがないけれども、住民がかわいそうだと思うのです。ぜひ、やはり一緒にまずは取り下げると。この後の請願にも関係しますけれども、とりあえず一旦白紙に戻して説明責任を組み立て直す。説明責任、もう朝申し上げましたが、説明責任、国土交通省の建設省時代の2000年の定義から言っても双方向で意見を反映させるというのが説明責任の定義なのです。これはもう国土交通省から日本全国、役人から、学者から全部、市民から異論がない定義なのです。説明責任の。一度計画を白紙に戻さない限り説明責任果たすということはありません。ぜひその皮切りとして3款1項2目の5の施設更新計画費一式、継続費だって、それこそ補正で取り下げればよいと思うのです。技術的には不可能ではないはずですが。ぜひゼロにさせていただきたいというふうに考えますがいかがでしょうか。

---

#### ◎会議時間の延長

○議長（多田育民君） ここで会議規則第9条第2項の規定により会議時間の延長をお諮りいたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは会議時間を5時より延長いたします。

---

○議長（多田育民君） それでは、先ほどの山本議員の質疑に対して答弁は。

山崎山洋管理者。

○管理者（山崎山洋君） ご提案申しあげました予算でご審議をお願いしたいということでございます。

○議長（多田育民君） 山本議員、よろしいですか。

藤代議員、どうぞ。

○9番（藤代武雄君） 15番、3目最終処分場費についてお伺いをいたします。

前年度比1,496万3,000円増になっております。この中には放射能対策費として100万8,000円が計上されております。最終処分場の地元の方々に対していろいろなお約束をしております。いわゆる飛灰対策、焼却灰対策等々についてこのように行うということのお約束を協議をしておると思っておりますが、その対策費はこの中でどのように計上されているかお聞きをいたします。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） こちらの放射能対策費、委託料、放射性物質等検査業務委託料につきましては放射能関係の測定業務委託ということで計上させていただいております。また、議員おっしゃられたように地域への飛灰持ち込みに関しては今協議を進めているということで、直接まだ予算上には計上はされておられません。また、その点については今後詰めていくという形

になります。

○議長（多田育民君） 藤代議員。

○9番（藤代武雄君） そうしますと、当センターから焼却灰が最終処分場に搬入します。そのときの覆土の仕方等々についても今は予算計上されていないということでもよろしいですか。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 今埋め立て方法について図面をかい、また国のほうに確認をとっている最中でございます。また、その方法を地元で説明して、了解を得た後の施工となりますので、現実的にはまだそこまでの予算化は今のところはまだできない状況でございます。

○議長（多田育民君） 藤代議員。

○9番（藤代武雄君） この搬入がストップをすればクリーンセンターの稼働もストップしますよ、それが地元の方々には十分認識をされて、地域の方々の安全対策としてこのようにという要望書を出してあります。それについて回答いただき、そしてそれができるならばということで大廻やその地域の方々、ほかの地域の方々も了解をしているわけです。やはり国のほうと協議をしなければと今回答がありました。そういう点についても地元ですぐお話をされていると思いますが、されて、やはり信頼関係を持っていかないとクリーンセンターの今の事業、また次期事業等々についても、やはり一番の根幹にかかわることですので、予算計上ができないならば、早急にできる段階の中で臨時議会、これは管理者の招集権しかありませんので、この辺についてはきちっとやっていただくように申し上げて、お考えをちょうだいいたします。

以上です。

○議長（多田育民君） 山崎管理者。

○管理者（山崎山洋君） 過日地元大廻地区の皆様とお話し合いをさせていただきました。その中で当方の法律の内容、それからそれ以上の予防策をとりますということにつきまして工場長のほうから説明をさせたわけですが、地元の方々はどういう状況で搬入するのかということがございましたので、これにつきましては環境省のほうのご指導を仰ぐということで、今設計図面等を作成中でございます。ただ、私のほうからも一日も早く地元へ提示をして、お約束事を進めさせていただきたいということは指示しております。その後地元の皆さんにもう一度説明しなければいけないのかなと、あるいはまた搬入時においては立ち会っていただかなければいけないのかなということもございます。

それから、そのときにお話がありました最終処分場の延命化のことについての説明会も後日でもいいから説明をしてもらいたいというような話がありましたので、そういうのもあわせて今検討中でございます。ご理解賜りたいと思います。

○議長（多田育民君） よろしいでしょうか。

それではほかに、10ページから17ページまで質疑のある議員の方おられませんか。

松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 12ページのクリーンセンターの施設維持費についてちょっとお聞きをしたいと思います。

まず、定期点検以外の修繕費、これは2億8,789万8,000円ということなのですが、これの修繕内容と、これまでの修繕費の推移といいたいまいしょうか、そういうのがわかりましたらお聞きしたいと思います。

それから、いろいろな保守点検費が出ておりますけれども、次のページにわたりまして、各保守点検費といいますのは毎年同額程度であるのかどうか。

それから、この施設維持費についてもう一点は、エレベーター保守点検というのがあるのですが、これはどこのエレベーターのことであるのか。この本庁舎にはないのではないかなと思うのですがけれども、これを確認したいと思います。

それから、先ほど藤代議員のところでも出ましたが、15ページの放射能対策費につきましてお聞きしたいと思います。最終処分場につきまして今後協議をしていかれて、いろいろ説明会もしていきながらやっていかれるというふうなお話だったのですが、焼却灰の放射線量の現況というのは折に触れ

まして公表もされておりますし、私どもにもお知らせいただいておりますが、現況どういふふうになっておりますのか、もう一度ちょっと確認したいと思っております。新年度の焼却灰処理の見通し、こういふふうにしていきたいというのがもしありましたらお聞きしたいと思っております。

それから、運搬処理業務に当たる作業員、そういった方への安全対策費というのは含まれているかどうか。

それから、飛灰、現在構内保管されていると思っておりますが、そのための安全対策費、そういったものは含まれているかどうか。

これらに関連いたしまして、放射線測定器というのはこの組合の中にはどのような形で配備されているのか、それをちょっと確認したいと思っております。

以上です。

○議長（多田育民君） 何項目かにわたりましたが。

中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 印西クリーンセンター施設維持費、修繕料2億8,789万8,000円、これについて説明させていただきます。

修繕費には1カ月程度炉をとめて行う定期点検、そのときに実施する修理、補修として1億8,914万5,000円と、機器ごとに行う修理として9,875万3,000円の2種類の合計でございます。個別に修繕料の内訳を申し上げますと、ごみクレーンの巻き取り機の修理とか、灰の押し出し機、非常用発電機、2号炉自動燃焼制御装置等各種の修繕料という形になります。この修繕費の推移につきましては、大規模な修繕がある年度についてはやはり突出しますので一概には説明できませんが、経過年数によりやはり増加傾向にあるということでございます。

エレベーターについては工場棟でございます。そちらの点検ということになります。

あと最終処分場の放射能の関係、放射能の飛灰の測定結果につきましては、8月以降は8,000ベクレルを下回っている状況でございます。今後につきましても放射能の関係の特措法で毎月の測定が義務づけられておりますので、24年度以降については主灰、飛灰、あと排ガスについても測定をすることとなります。

処理につきましては、現在最終処分場の埋め立てについては地元と調整を図っているというところでございます。また、外部の処理委託料の計上につきましては、放射能の飛灰、やはり8,000を下回っているものについて外部への委託ということで計上をさせていただいております。

作業員への安全対策ということですが、現在8,000を下回っているということで、特別に予算計上はしてございませんが、委託業務の中では当然受託事業者が作業員の安全対策については十分配慮してほしいということで指導をしてございます。

放射能の測定の器具です。現在空間線量の機械を当工場2台、最終処分場で1台購入してございます。また、個人被曝線量計についても12月に2台購入してございます。

以上だと思います。

○議長（多田育民君） 答弁漏れはありますか。ありましたら答弁漏れの指摘。

○3番（松尾榮子君） 構内保管のための安全対策。

○議長（多田育民君） 工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） やはり8,000を超えたものにつきましては国の指示どおり今対策をとっております、場内に立ち入れないような形で、ロープ、あとはそれぞれの立ち入り制限の形をとっております。また、8,000未満につきましても車どめ等で接近できないような形はとっておりますが、特措法の中では2メートル離れば全く影響ないというような形にはなっておりますが、環境整備の職員、あと工場の職員、あと工事関係で入る人にも十分注意していただくよう指導管理してございます。

○議長（多田育民君） 松尾榮子議員。

○3番（松尾榮子君） 施設維持費のほうなのですが、ちょっと老朽化に伴ってやっぱり年々ふえているというお話なのですが、私ども住民といたしますとやはり古くなって、ほかの影響が出てくるというのは非常に怖いというふうにちょっと思いますので、そういったものへの対策とい

うのをきちんととっておられるのかどうかということを知りたいと思います。

それとエレベーターにつきましてなのですが、これ工場棟にあるということなのですが、この本庁舎、ここ3階なのですが、私以前検討委員会にも傍聴に通ってございましたときに足を骨折したりしたことがございまして、ここが3階であるものですから来ることができなかったことがありました。今公共施設全部やっぱりバリアフリーに対応できるようにということになってきていると思うのですが、この建物自体がやはりエレベーターがなくて、例えば市民の方でも、例えばきょうなどでも聞きたいという方もいても、ちょっと来れないという方もいるのかなというふうに思ったりいたします。それとか、例えば女性用のトイレ、先ほどたまたま行きましたらあそこも1カ所しかなくて、何かそこで待ってしまうというようなこともあったりいたしまして、やはり施設的にも、先ほど耐用を考えたなら何年ぐらいというお話ありましたが、やはりちょっとこういったもの自体もやはり考えていかなくてはいけないのではないかとこのように考えております。そこら辺についての考え方をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、最終処分場に関しましては今協議していらっしゃるということで、放射能対策をきちんとやっていただきたいということで、これについては新たに質問はございません。

そこだけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 障害者、一般的に車いすの方の場合は職員のほうで目的地まである程度運んでというか、そういうような対応で応急的には対応させていただきたいと思っております。

また、トイレにつきましてはある程度人数によっては男子トイレも女性専用というような形で、一時的な形ですが、そういうような対応も検討させていただきたいと思っております。

○議長（多田育民君） 松尾議員よろしいですか。

○3番（松尾榮子君） はい、結構です。

○議長（多田育民君） ほかの議員の方でございますでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（多田育民君） それでは、10ページから17ページまではないと認めます。

次に、一般会計の3款2項、予算書の17ページから20ページにかけて、及び墓地事業特別会計の1款、予算書の37ページの質疑をあわせて行います。

質疑はある方は挙手をお願いいたします。

藤代議員。

○9番（藤代武雄君） 20ページ、平岡自然公園管理費、この中に工事請負費として調整池等補修工事719万3,000円が計上されております。この内容についてお伺いをいたします。

○議長（多田育民君） 服部推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（服部民男君） 調整池等の補修工事についてご説明いたします。

調整池の施工につきましては平成17年度に竣工した施設に該当いたします。その後維持管理していく中で平成22年度に流入管のわきでございまして、小さな陥没が発見されたということで、その際には早急な補修は必要ないということで経過観察ということにさせていただきました。その後雨水の流入あるいは地震等の影響等を踏まえまして補修が必要な状況になってきたということで、その補修及び調整池の法面のやはりブロック積みした部分にクラックが入っていたということでの補修、それらの補修につきまして予算をお願いしたところでございます。

○議長（多田育民君） 藤代議員。

○9番（藤代武雄君） 内容答弁については理解をいたしました。

何回も地元の方の信頼関係ということを申し上げているのですが、ここへ来てやはり東日本大震災、そしてまたその後の余震、そして紀伊半島を初めとしたいいわゆる豪雨、それが起きている中でやはりあれだけの自然公園、そして霊園、いわゆる墓地等々が平岡地先に建設をしたと。その中でやはり将来的なことで維持管理をしていく中で不安なことが起きないのかなと。いわゆる急斜地になっているところに段々になっている。そういう面でこの工事が行われるとき、また行われた後には地元町

内会だとか、また今まで協議会をつくって、そして地域の方々に安心だよと、安全だよと、これからもということで説明をしていただいた地域の方々、いわゆる当時リーダーとしてされた方々、そういう方々にはやはり今後とも経過報告をしますよということをお伝えをいただければなということをお申し上げます。そういう考え方があるか、また今までそういうことがあったかどうかお聞きをいたします。

以上です。

○議長（多田育民君） 服部民男推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（服部民男君） 今までの中で平岡公園事業につきまして、特段修繕あるいはこういう危険な場所があるというようなお話は聞いてございません。ただ、ご指摘ありましたようにやはり今回の地震等の中で非常に地盤が移動しているという部分、今回予算計上してございますが、やはり安全サイドということで今回の補修をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（多田育民君） 藤代議員。

○9番（藤代武雄君） 1点先ほど申し上げた中にやはり地元に対して、先ほど申し上げたようにこういう地震、余震等々続いている中でやはり不安な声がある。ですので、このように補修をしながら常に、もう建てたからあとは我々に任せてくれではなくして、このように安全対策をきちんとやっておりますので、地域の方々ご安心くださいよということがあの平岡の自然の家、そして斎場、利用している方々、これが行かれたときに、やはり受ける方とすれば、そういうことが報告したことによって地域からは受け入れという気持ち、心がもっと受け入れる気持ちが大きくなっていくのではなからうかなということで、そういう報告関係、連絡関係されるかどうかというのをもう一度お聞きをいたします。

○議長（多田育民君） 服部推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（服部民男君） ただいまご指摘いただいた部分の安全対策等につきまして、必要がある際にはやはり地元の方々にご説明はしていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（多田育民君） よろしいですか。

ほかの議員の方ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（多田育民君） それでは、最後に一般会計の4款、5款及び調書、予算書の20ページから32ページまで、並びに墓地事業特別会計の2款及び調書、予算書の38ページから46ページまでの質疑を行います。

質疑はありませんか。

松尾議員。

○3番（松尾榮子君） まず、29ページの最終処分場の地元対策費につきましてちょっとお聞きをしたいと思います。先ほどから藤代議員からも15年くらいで終わるとのお話もあるのだよというお話もありましたけれども、これまでの対策費として一応8億幾らの事業内容、これは11年度から23年度、どういったふうに使われていたのかということと、新年度以降のまた1億幾ら予定されておりますけれども、これはどういうふう計画されているのか、内容をお聞きしたいと思います。

それから、30ページです。30ページ、ちょっとこれは単純にお聞きしたいのですが、排ガスの高度処理施設整備事業というのは前々年度末の現代高として1,536万円ということなのですが、23年度、それから右側は全部記載がないのですけれども、これゼロになったということによろしいのかどうか、これ確認です。

○議長（多田育民君） 武藤庶務課長。

○庶務課長（武藤 茂君） 30ページの排ガスにつきましては、お尋ねのとおりでございます。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 最終処分場の地元対策費についてお答えいたします。

旧印旛村の施工分で、現在の印西市の道路整備、大廻地区の上下水道として補助金と交付税を除く費用を対象としてございます。新年度以降につきましては施工済み分の上下水道の起債元利償還金を負担対象としてございます。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 先ほどちょっと説明の中でもあったと思うのですが、最終処分場がないということによりまして、例えば流山市さんとか、非常に今東北とかに送っていらした灰が今回の件で送り返されたりとか、いろいろな大変な問題になっております。私どものところは印旛村時代から非常に環境事業ということに協力をいただいて、理解をいただいて、最終処分場をちゃんと確保して、私たちの暮らしにかかわるごみ処理事業なのですが、それをきちんとこれまで行ってきてこれているということは非常にありがたいことなのではないかなというふうに思いますので、それが15年くらいという話だったのですが、あつという間になくなりますと、また本当にこの時代ですから新たな最終処分場をつくるということは本当にまた大変なことではないかなというふうに思いますので、これが延命化していくということは、この事業自体にとっては非常にありがたいことなのですが、地元の方にとって約束ということがあったということであれば、そういったことについてどういうふうにしていくのか。きちんと話し合いながら灰の最終処分がきちんと安全に行われるように進めていっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（多田育民君） 中澤寿司工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 議員おっしゃるとおり地元に対しては誠意を持って延命化、今後の対策についても話し合いを持って、次に進めていきたいと考えております。

○議長（多田育民君） ほかの議員の方ございますか。

（発言する者なし）

○議長（多田育民君） それでは、質疑なしと認めてもよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） これで一般会計及び墓地事業特別会計予算のすべての質疑を終わります。何かありますか。

（「休憩動議」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） 審議の途中ですが、ここで休憩をいたします。5時半まで。

（午後 5時20分）

---

○議長（多田育民君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 5時30分）

---

○議長（多田育民君） ただいまをもちまして一般会計及び墓地事業特別会計予算のすべての質疑を終了いたしました。

これより討論を行います。

山本清議員。

○7番（山本 清君） 先ほど休憩をとらせていただいて、今から予算の修正を提案したいと思っておりますので。文書で書くのであればその文書を今書いている途中であります。事務局に協力をいただいて予算の修正を今から緊急に作成したいと考えます。

○議長（多田育民君） 討論を行う中で、基本的には修正動議は文書でもって行うことになっていきますから、文書が出てきまして初めて正式な修正動議の提案となります。現在討論を行っております。

まず原案に対して反対討論の方。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） 傍聴の方はお静かに。

討論中に出るのはもちろん一向に構いません。現在討論を行う。再度申し上げますが、修正動議は文書でもって提出をされて初めて有効となります。現在討論を行っております。

最初に、一般会計及び墓地事業特別会計に対して反対討論の方の討論を求めます。

野田泰博議員。

○2番（野田泰博君） 引き続き暫時休憩をお願いいたします。

○議長（多田育民君） 既に10分間休憩をいたしておりますから、このまま続行いたします。

ただいまの動議の賛成者の方はいらっしゃいますか。1名以上いらっしゃれば休憩の動議を議案として諮ります。

それでは、質疑、討論なしで、ただいまの休憩の動議に賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（多田育民君） 起立少数です。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） お静かに願います。

賛成者が1名あれば議題としてそれは提案をされます。その提案される議題については質疑、討論を抜きにして、現在採決をしたわけです。採決は3名の方の賛成でありますから、否決をされたということでもあります。何かご異議がありますか。

どうぞ。

○2番（野田泰博君） 今の休憩動議、暫時休憩としたい場合は1人でも賛成があったら賛成をするのが通常の議長の仕事だと思います。多数決で決めるものではないと思います。だから3人いたのだからちょっと待ってくださったらよろしいのではないですか。議長のほうからの今命令で予算の……

○議長（多田育民君） 大体わかりましたからいいです。もう大体ご趣旨はわかりました。1名以上の賛成者があれば動議は議題として成立します。その議題を質疑、討論を抜きで諮ったわけです。

○2番（野田泰博君） それは議題ではないです、この場合は。議題ではないです。

○議長（多田育民君） これは極めて一般的なことで、何年議員をやっておられるか知りませんが、白井市議会、又どこの議会においても1名以上の賛成者があれば議題として供されます。質疑、討論抜きでただいまその議題を諮ったら3名の賛成者ですから、起立少数でただいまの動議は否決をされたということです。それに疑義がおありになるのですか。

○2番（野田泰博君） わかりました。議長の采配ですけれども……

○議長（多田育民君） 文書で出れば。

ただいま文書で先ほど来の一般会計及び墓地事業当初予算に対する修正動議が提出をされました。では、事務当局とも協議のため暫時休憩をします。

（午後 5時35分）

○議長（多田育民君） 休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

（午後 5時40分）

○議長（多田育民君） ただいま山本清議員、軍司俊紀議員、野田泰博議員の3名から議長あてに24年度予算書の以下の項目の修正を提案しますということで、3款1項2目、5施設更新計画費、環境アセス1億1,886万3,000円、地質調査費709万6,000円、基本設計委託費1,048万5,000円、不動産鑑定費131万3,000円の修正、削除をしての修正案が出されております。

それでは、山本議員の提出でございますから、山本議員より趣旨説明をお願いしたいと思います。

どうぞ、山本議員。

○7番（山本 清君） 先ほどの午前中の一般質問及び予算の個別の質疑とダブる部分がありますが、できるだけ簡明に、時間も押しておりますので、提案の趣旨を今ご説明いたします。

何よりも一番大きいのは、2月に入って管理者側から土地取得費を今回の予算に盛らないという通知があり、今回の議会でもその決定が維持されているということです。つまり土地は今回予算にのらないわけです。今回のこの本予算の中にはのせない、要は買うという事実が予算にのっからなかったということになっております。これは管理者側の説明によりますと、より説明を尽くすためということになっているわけで、説明を尽くすためなのであれば、去年の6月2日の決定にまつわる予算もおろさないと、これ説明を受ける側の市民に余りに失礼なのではないかと思うわけです。説明を聞いて

くださいと、土地の予算はおろしました。しかし、地質調査はもう決めた土地でやります。また、不動産鑑定も決めた土地を前提にやってもらいます。また、環境アセスの予算もつけてしまいましたけれども、こういう説明責任があるでしょうか。説明責任と言うからには丸腰になった上で、胸襟を開いて市民と話し合いをぜひしていただきたい。そこが午前中から私繰り返し申し上げている建設省時代の国土交通省が出したペーパー、ここにある説明責任の定義にのっとった説明であります。

この提言をもう一度ポイントだけ簡明に申し上げますと、情報を一方的に提供するのではなく、双方向とのやりとりの中で国民の意思を、これ市民と我々は読みかえることができますが、市民、町民と読みかえることができますが、市民、町民の意見を反映し、コミュニケーションを推進すると。それでまた、国民の意見を反映させるということが大きな文字で表になっております。反映させるためには、一度決めた決定をやはりおろさないと反映させることができません。決定してから聞いてくれ、これは通告にしかありません。

そういう理由で今回管理者がおっしゃった丁寧に説明するという趣旨を生かすためにもぜひ関連予算を一度すべておろして、予算を組み直していただきたい。これが日本の地方自治、住民自治、団体自治という理念に即した行政の運営であると考えます。つまり住民自治、住民の意見を反映させる自治、日本国憲法に書かれております。また、団体自治、これは国なり、もしくは国と密接にかかわりのある企業なり、もしくは官庁と密接なかわりがある独立行政法人などの言いなりにならない。地方自治は一つの団体として必要があれば国とも一戦を構える、必要があれば。もちろんその必要がないときは協力関係にあって当然いいわけですが、今回の場合はURの土地を果たして買うべきかどうかという大きな疑念が出ているわけです。その疑念が払拭されない限り同じことの繰り返しになります。一度一歩下がって胸襟を開いて、住民の皆さん話し合いたいと去年の夏からずっと言っておられます。住民の皆さんと刀をおろして話し合うためにも、是が非でも、我々が今提案しているのは、最後に具体的な提案内容をもう少し補足して終わりますが、14ページです。3款1項2目の14ページの5の施設更新計画費の上から4つの修正、削除を提案しております。最後の5項目めの住民等説明会会議録作成業務委託料、これも大塚三丁目の横にできてしまうということが前提の説明会であればこの予算も疑義はありますが、ただ説明会が行われてしまった場合に、正確に記録をするという必要性は、我々提出者、賛成者が今短い時間で話し合った結果、あるだろうということになり、この最後の項目の住民等説明会会議録作成業務委託料は賛成いたします。及びこれ以外の項目についてはすべて賛成いたします。その趣旨の削除を提案いたします。

以上です。

○議長（多田育民君） ただいま山本清議員から当初予算の一部削除、修正動議の提案がなされました。これに対して質疑、討論をこれから行いたいと思います。

質疑のある方ございますか。ただいまの修正動議に対して質疑のある方。

（発言する者なし）

○議長（多田育民君） 質疑なしと認めます。

それでは、討論。ただいまの修正動議に対してまず反対側の方の討論をお願いいたします。討論の方ございますか。修正動議に対して反対の立場の議員の方の討論がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（多田育民君） それでは、賛成の方の討論はございますか。山本議員提案の修正動議に賛成の方の討論はございますか。

野田泰博議員。

○2番（野田泰博君） 実に残念な気持ちで討論せざるを得ないというのは、賛成討論をしなければいけないというのは寂しいのですが、今回私たちも残念ながら寝耳に水の、管理者が土地を買うことをやめてしまったと。これは今まで2年も、3年も、ずっと私たちが聞いていたのは、この議会で決めて、次に進んでいくことを決めておりましたが、私たちに何の話の説明もなく、説明不足だということだけで管理者側はこの土地だけの費用をおろしてしまった。私もうかつながら気がつかなかったのですけれども、土地を購入するに当たっては幾つもの、ここに書いてあります次期中間処理

施設環境影響評価業務、それから地質調査、それから次期中間処理施設基本設計、それから不動産鑑定、これも先ほど皆さんいろいろな方が自分の土地でないものをこんなことできるのですか。もしこんなものやってしまったら、今の管理者の方たちは、私聞きたくないのです、説明会のときにURとの癒着だ、何だかんだということ、あんなの本当に聞きたくもない。もしそうだったら警察にでも訴えろという気持ちでいて、でもそれは今こういうところ残したまま土地だけ費用をおろすとその声はもっと大きくなるのです。それは印西地区環境整備事業組合全体にその疑いがかけられる。私はこの一議会議員としてぜひ管理者、山崎さん、私はすごい政治家だなと思って、本当に尊敬申し上げますのですが、ぜひこのところはやはり今、これも附帯するこういう余計な費用も一緒に一応おろして、そして新たな形で出直していくというのが、やはり環境組合にしても、組合の管理者側、それから事務方、それから議会側にとっても、住民がみんな納得する一つの方法ではないかと私は思って、この緊急の修正動議に対して私は賛成するという立場をとりました。

ほかのアイテムは全部賛成すると言っているながら、これだけはやめてくれということですので、その点ここで賛否をとられるときに、やはり議員の皆さんはそこら辺をよくお考えになって、多くの有権者が、市民が、町民が私たちの一挙手一投足を見ているということですので、筋は筋として、ぜひ今回組合もなかなかやるじゃん、みんな本当にまじめにこういうのにきちんとやっているよと、これでもって、もともと管理者も、あと職員も、それから議会も1つランクが上に上がるのです。ですから、今回はぜひこれを議員として皆さん認めてやはりください。それが管理者が身を切って土地はやめたと言っておろした気持ちを支える一つの議会議員の役務だと思いますので、ぜひ皆さんそれをご理解の上、これの4点、全部見ますと1億3,834万円のところを、住民説明会の費用の58万3,000円だけ残してほかは、ではちょっともうペンディングしましょうということですので、その辺はよくご理解のほどお願いいたします。

ということで、私はこれを賛成の討論としたいと思います。以上です。

○議長（多田育民君） それでは次に、本修正動議に反対の方の討論を求めます。

松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 私は、今回のこの修正動議に対して反対の立場で申し上げたいと思います。

きょうの朝からずっと中身につきましていろいろな議論がございまして、その中でもはっきりしてきたことが1つございまして。今回のこの施設の更新というものはどういうことから始まったのか。一番最初に、まず現在ありますこの施設が昭和61年からやっております、毎日のように中の火をどんどん燃やしております老朽化が進んでいる。先ほどもちょっと予算の中にございましたけれども、今現在でも毎年修理が必要なくらいにちょっと老朽化が進んでいる状況です。そして、今すぐ建てかえるという話ではございません。これからさらに使いまして、平成30年、使用が32年になるというときに、その時点でまだこれをここでこのまま使っていくのかどうかということから始まった更新計画なわけです。私ども周辺住民といたしまして、この施設をこのままずっと使っていくか、平成30年になりましてさらにここでこのまま使っていくか、この老朽化したまま使っていくかということについては非常に不安を持っております。

そういったところから今始まりまして、検討が今進められておられまして、2年間検討委員会で検討をしてこられまして、場所の選定が今現在9住区ということで候補地が上げられております。これは候補地につきまして私個人で言いますと、この検討の段階でもっともっとほかにも声がいろいろ上がりまして、ちゃんと間に合う時期にいろんな声が上がって、といいますのは、各市町村の議員はすべてこれは毎回全員協議会で説明を受けていたわけですから、たくさんの方が上がって、もっと検討されて、本当にいいところがありましたらそこになれば一番よかったというふうに私自身は思っておりますが、今現在は2年間の検討を経まして、さまざまな観点から見ましてここだという結論になっております。

そして、それにつきまして……

（何事か呼ぶ者あり）

○3番（松尾榮子君） 済みません。私が今討論しておりますので、傍聴の方……

○議長（多田育民君） 傍聴の方はお静かに願います。

○3番（松尾榮子君） それで、その中で今現在そういう候補地になっております中で説明会を行う中で、地元の皆さんがさまざまな不安を口にしておられます。特にこの土地は液状化などの不安があるのではないかと、あるいは用地費が非常に高いのではないかと、URと何か癒着しているのではないかとと言う方もいらっしゃいますけれども、これは本当に一番最初の話としまして、現在地での建てかえという説明できておまして、最初からそんな癒着があったような話ではございません。

そういった中で住民の皆さんがさまざまな不安があるというふうにおっしゃっております中で、平成30年に本当に老朽化が進んでいく中で、安心できるためにはやはり住民の不安にこたえて地質調査、あるいは不動産鑑定、きちっと行っていくというのは当然ではないかなというふうには思います。

それで、私はこの項目について外してしまうということについて反対いたします。以上です。

○議長（多田育民君） それでは次に、山本議員提案の修正動議に対して賛成の方の討論を。

軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 黙ってしようかと思ったのですがけれども、山本議員とそれから野田議員と私のほうで提案しました修正動議について一応賛成の立場で討論させていただきます。6番、軍司俊紀です。

今回の予算において全般を見させていただいて、なかなかよくできた予算なのかなというふうに思っています。ただ一点、先ほどから指摘させていただいておりますとおりのこちらの施設更新計画費に掲げております委託料、こちらの4項目についてはやはり何度も指摘させていただいておりますとおり一般の市民感情から見て、どう考えても納得できないものではないかと。人の土地をそもそも計測したり、環境アセスをやったりするというのはどう考えても納得できない、了解できないものではないかなというふうには私は考えます。もちろんこの後請願の審査がありますけれども、私自身は当然こちらの環境整備事業組合が進めるごみ処理計画、今回も一般質問、それから議案に対する質疑を通しましていろいろご指摘させていただきましたし、提案もさせていただきました。決して白紙にしろというようなことを私は申し上げるつもりはないです。ただあくまでも我々環境整備事業組合の議員たるものは構成市町村の市議会議員として選出され、そこから代表として出ているものです。多くの市民が望むことを、市民の声をしっかりと見きわめながら、市民感情に沿い活動すべきものだというふうには考えます。それらをもとに考えると、先ほど申し上げた4点、次期中間処理施設環境影響評価業務委託料及び次期中間処理施設基本設計等業務委託料、そして何よりも地質調査業務委託料、そして不動産鑑定書作成業務委託料、これらのものを到底容認することはできません。これをしっかりと申し上げて私の賛成討論とします。

以上です

○議長（多田育民君） 次に、本修正動議に反対をされる議員の方の討論を求めます。反対討論の方はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（多田育民君） それでは、討論なきものと認めてよろしいですか。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは、賛成討論、反対討論なきものと認めます。

それでは、これより本修正動議の採決をいたします。

山本清議員、軍司俊紀議員、野田泰博議員、3名から提出をされました本修正動議に賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（多田育民君） 起立3名、少数です。

したがって、本修正動議は否決されました。

次に、原案に対しての討論を求めます。

原案そのものに対します反対討論の方の討論からお願いをしたいと思います。

山本議員。

○7番（山本 清君） ちょっと言葉がなかなか続きませんが、土地は買わないポーズを見せる。しかし、粛々と鑑定なり地質調査なりをして計画は進めていく。そういった姿勢がはっきりし、それを残念ながら我が方が議会は可決してしまいました。ここから先我々ができることというのは、予算を否決して、もう一度執行部の手で合理的な説明が不可能な項目を削除して出し直していただき、臨時議会などの場で、臨時議会を開くしかもありませんが、そういう場で新たな予算をもう一度審議したいと、その旨考えます。

説明責任、ずっと私こだわってきていますけれども、またさっきと別のところをちょっと読みますけれども、社会資本について意見交換を行いながらともに考え、つくり育てていく姿勢で取り組むことと。これもやはり説明責任の定義の中に入っております。社会条件の変化等に迅速かつ的確に対応していくこと。こういうことからすると一度決めたことを、3・11の地震という状況もありました。その上でなおかつ現在地に固執し、予算を通して粛々と進めていくのだろうか。公共事業はとまらないということが言われて久しいわけですが、印西でもやはりそうなのだな。非常に残念でなりません。もっともっとしっかりと住民と向き合い、住民と話し合った結果、しっかりとした土地を見つけている首長及び管理者も全国にたくさんいるのです。しっかりと住民と向き合い、話をし、コミュニケーションをとり、真の説明責任を果たす、そういう組合になってほしい、そう考え原案には反対をし、管理者が真つ当に住民と向き合う機会を提供しようと考えます。

以上です。

○議長（多田育民君） 拍手はおやめください。

次に、原案に賛成の方の討論を求めます。

松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 先ほど少し足りなかつたので、賛成討論としてひとつさせていただきます。

今回の新年度予算につきましては、地域の、私ども本当にごみ処理といいますのは、私どもの暮らしにはなくてはならないものでありますし、例えば毎日ごみというのは必ず出るわけですが、どんなに減量したとしてもやはり出るわけなのですが、そういったものが収集されないというふうになりますと、本当に私ども暮らしていけないわけです。ここに新しい都市をつくっておりますが、やはり生活ができないということになってしまうと思います。

それで、先ほどこういった地質調査、あるいは不動産鑑定、こういったものも入っておりますことにつきましてちょっと申し述べましたけれども、これは例えば今住民の皆さんがここは液化化するのではないかと、不安があるよとおっしゃっていると。それについて調査をしようという予算を盛り込むというのは、住民に対する私は誠意ではないかなというふうに思うのです。そういったものを入れて無視するというのもできるわけですから、これを入れてきちんと検査をする。そして本当にこういう影響、地盤とか周辺環境への影響、こういったものについてきちんとした調査を行いまして、これがやはり影響ありますよと、あるいは地盤については、ここはやっぱりこういった建物を建てるには本当に不適ですよ、そういった結果が出たとしたらやはり建てられないのではないかとというふうに私は思います。その中できちんと調査をした中で進めていきたいというふうなことが、私は住民の皆さんが不安に思っていることに対する誠意ではないかなというふうに思います。これが必ずしもどんな結果が出ようと建てると言っているものでは全然ありませんので、そういったことも含めまして私はこの予算に賛成いたします。

○議長（多田育民君） 次に、原案に対して反対の方の討論を求めます。

野田議員。

○2番（野田泰博君） 残念です。ここで反対討論をしなければいけないのは。実をいうと今私たちがこれ出したのは、先ほど否決されてはしまいましたが、これ本当に首長たち、管理者たちがこれでもって助かるのではないかと私は思っていたつもりなのです。といいますのは、はっきり言って管理者たちが一、二の三ではぱっと何も言わずに、住民のことを考えて、まだ説明不足だと引込めたのはいいのです。けれども、私たち代議員のことも考えてよという私はつもりでいるのです。それでこれをもしです、でいながら、この4項目のアイテムを含んだ予算を通してしまいますと、簡単に言ってしまうと他人の土地を調査せよ、議会が決めてしまった。他人の土地が幾らか鑑定しろしよ、

議会が決めてしまった。議会議員としてそういうことをやることは、私はちょっとやっていけないのではない。これをやることによって町民のためになるというけれども、まだ自分たちの土地でもないもの、だめだったらそれは買えないからこれが町民のためになる。でもそうやっていいか、悪いかこっちが勝手に検査して、それでだめだったら要らない、買わないよというようなことをもし私たち議会が議会の総意としてやったら、これはまずい行為ではないかなと私は思ってこれを含む、このために残念ながら三十何億、38億、40億近い金額の中のたった1億3,800万でございます。700万でございます。このためにほかのを全部否決してしまうのは、私は心忍びないのですが、やむを得ないと思って、私はこの原案にどうしても賛成できないということをお伝えするのが、今反対討論としておりますので、ご理解ください。

○議長（多田育民君） それでは、原案に賛成の議員の方。討論はございませんか。  
（発言する者なし）

○議長（多田育民君） それでは、原案に反対の方。  
（発言する者なし）

○議長（多田育民君） 討論なしと認めてよろしいですか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは、一般会計及び墓地事業特別会計予算の討論をこれにて終了いたします。

これより議案第3号及び議案第4号についてを採決をいたします。

採決は議案ごとに行います。

初めに、議案第3号 平成24年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算についてを原案のとおり賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（多田育民君） 起立多数です。

よって、議案第3号は可決されました。

次に、議案第4号 平成24年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計予算についてですが、採決に当たっては念のため組規約第9条の議決方法の特例が適用されます。議案第4号について原案のとおり賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（多田育民君） 起立全員です。

よって、議案第4号は可決されました。

---

#### ◎議案第5号

○議長（多田育民君） 日程第11、議案第5号 千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

本案について提案理由及び議案内容の説明を求めます。

山崎山洋管理者。

○管理者（山崎山洋君） 議案第5号について提案理由及び議案内容をご説明いたします。

本案は、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である銚子市及び松戸市から共同処理する事務を追加することに伴い、同組規約の一部を改正する規約を制定することについて地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるところでございます。

本組規約の一部改正は、別表第2、第3条第1項第3号に掲げる事務の項及び第3条第1項第4号に掲げる事務の項中「木更津市」を「木更津市 松戸市」に改め、同表第3条第1項第11号に掲げる事務の項中「館山市」を「銚子市 館山市」に改めるものでございます。

以上で提案理由及び議案内容の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（多田育民君） 提案理由及び議案内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(多田育民君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(多田育民君) 討論はなしと認めます。

これより議案第5号について採決をいたします。

議案第5号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを原案のとおり賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長(多田育民君) 起立全員です。

よって、議案第5号は可決されました。

ここで暫時休憩します。開会は6時20分とします。

(午後 6時10分)

---

○議長(多田育民君) 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

(午後 6時20分)

---

◎請願第24—1号

○議長(多田育民君) 日程第12、請願第24—1号 印西クリーンセンター次期中間処理施設計画の白紙撤回を求める請願の採択を求める請願を議題といたします。

それでは、7番議員、山本清議員、紹介議員の席にお着きください。

まず最初に、山本清紹介議員より請願内容の説明をお願いいたします。

○7番(山本 清君) それでは、私が紹介議員ということで、印西市に住む3名の市民の方から請願が出ておりますので、これをまずは読み上げることで内容の紹介にかえさせていただきます。

印西地区環境整備事業組合議会議長、多田育民様。

印西クリーンセンター次期中間処理施設計画の白紙撤回を求める請願

請願の趣旨。これは幾つかあるフォーマットのうちの1つで、印西地区は請願項目と呼ばれているものに相当します。

1、印西クリーンセンター次期中間処理施設を泉・多々羅田地先に新築する計画を昨年6月2日印西地区環境整備事業組合の管理者が決めたが、この決定を白紙撤回してください。

2、組合は、この計画に関連する予算措置を一切講じないでください。また、関連予算が成立している場合は未執行分を執行しないでください。

以上が請願の内容です。

次が理由です。これはこの地区では趣旨と呼ばれているものです。請願項目の理由。

1、印西クリーンセンター次期中間処理施設の焼却能力は日量240トンとなっていますが、市民と行政が協力してごみの減量を進めれば、このような大規模な焼却場は不要です。地球環境保護の観点からしても、まずは徹底してごみの減量を進めて、その上でごみの中間処理のあり方を検討すべきです。

2、計画ではUR(都市再生機構)と千葉県が所有する土地を40億円で買い取って中間処理施設を新設することになっていますが、このような出費は財政上合理性がありません。土地は1平米当たり10万円という見積もりになっていますが、周辺の市街化調整区域と比較すれば余りにも高価で、組合が40億円でUR、県から市街化区域の土地を買い取る理由が理解できません。

3、ごみ焼却施設を新築する場合、行政が住民に説明することは必須ですが、今回の決定に至るプロセスを見ると、行政が2市1町の住民や移転先の地元住民と直接対話、意見交換する機会が一切設けられませんでした。印西地区環境整備事業組合と印西市が説明責任を果たしているとは到底言えま

せん。決定後に説明会をしても、決定までの手続の不当性は消えません。

以上。

○議長（多田育民君） 請願内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

野田泰博議員。

○2番（野田泰博君） 済みません。ちょっと教えてください。

まず、この決定を白紙撤回というのはどういう内容のことですか。もう一切、例えば今まで検討していたり、研究していたことを全くやめてくださいということなのでしょうか。それをまず1点。

これ回数あるのでしたっけ。

○議長（多田育民君） 3回まで。

○2番（野田泰博君） だったらついでにほかのほうも1回目として言っておいてよろしいですか。

○議長（多田育民君） どうぞ。

○2番（野田泰博君） それからもう一つ、理由としてこの真ん中あたりに合理性がありませんと言われておりますが、合理性というのを説明しているのが、「この土地は」から後からの言葉だということによって理解してよろしいのでしょうか。その2点をちょっとお教えてください。

○議長（多田育民君） 紹介議員、山本清議員。

○7番（山本 清君） それでは、2点について答弁させていただきます。

まず、白紙撤回の趣旨ですけれども、答弁はすべて請願者との意思疎通の範囲内ということになりますけれども、調査研究を含めてすべて、全部白紙にという趣旨では必ずしもないと私は受け取っております。まずは決定をおろすと。そうしないと幾ら説明しても説明責任にならないということなのです。まずは決定がなかった状況に戻す、とりあえず。そこからは話し合いだと、そういう趣旨と私は理解しております。

次に、合理性です。この理由の2の合理性がありません。ここの合理性は、土地は以下の文面は例示と私は受け取っております。土地が余りにも高いということもありますし、また印西は全国の中では比較的財政が優良な自治体ではありますが、ただ例えばプール開放を中止してしまったりとか、そういうときの説明でもよく出てくるのは財政が厳しいという説明なわけです。そういうことから考えてもこんな40億円、これが仮に今ひとり歩きしている32億円になったとしても、例えば3億円とか4億円で土地が手当てできるのであれば、それとの比較の上で財政支出として合理性がないというそういう意味です。

（「内容が違ってきていますよ」と呼ぶ者あり）

○7番（山本 清君） 不規則発言は議長とめてください。

ということです。

○議長（多田育民君） 野田議員。

○2番（野田泰博君） そうしますと、この白紙撤回という意味を、決定をおろすということは、例えば一つの事例で、今回管理者側が土地の購入をやめたよと、それとプラスアルファで、購入をやめたならあれもやめ、これもやめと4つぐらいの項目を上げた、それを全部やめた状態のことを白紙撤回というのか、それともそれだけでやめたのではなくて、もっと根本的に、これからはもう、今年度も、来年度も、こういうのは絶対に俎上にしないでくれという意味を言っているのかというのが1つと、それから先ほど言った合理性がありませんというのは、高過ぎるということをもって合理性がないというふうに私は今理解したのですが、それでよろしいでしょうか。

それと最後にもう一つ、2番目の質問として、理由の1番のところにごみの減量を進めればこのような大規模な焼却場は不要ですとこうなっておりますが、これはいつまでにごみの減量を進めるとか何とかいうのは、請願者と何かお話ししたことがありますか。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） まず白紙撤回の趣旨についてはまた再質問がありましたので、これについてまずお答えします。

これは6月2日以前の状況に戻すということの意味していると考えられます。というのは、今回予算が仮にのらないとしても、先ほど修正動議があった内容で予算がおろされたとしても、これはそう

なりませんでしたが、仮にそうだったとしても土地の決定という結論がもし動かないとすれば、事前に説明がなされたことにはならないわけです。だから場所が決定されたという時点の以前の状態に戻す。昨年6月2日以前の状態に戻すという意味と私は理解しております。これが1点です。

あと、合理性、高いというのももちろんありますけれども、財政状況もかんがみて、果たして周辺に、土地の相場からすると10分の1、20分の1の土地を熱心に探しもしないで、この40億円の土地に決めたこと。これURの土地です、URと県の土地ですけれども、それ自体が合理性がないという少し広い意味、単なる高いという意味よりも若干広い意味と私は理解しております。

あと、いつまでに半分なのかというのは、これは非常に市民の方に調査を求めるのは酷な話で、ただ市民の皆さんも新年の印西市議会の3会派の議員が主催したごみ減量の勉強会とかにもたくさん集まっていたいただきましたが、ごみの半減を目標にかなりハイスピードでごみを減量化している自治体たくさんあるのです。きょうもちょっと数字の話に入りそうになって、時間がなくなって、私個人質問とめたのですけれども、印西の3分の1ほごみの焼却量及び埋め立て量の自治体実際あります。そういうことを考えると、具体的にいつまでにというような調査研究は市民の方というのはしていないと、私はそういう話をしておりませんが、現実として20年も30年もたたないうちに、近い将来首長及び市民の努力でごみの減量が、半減ということが非現実的ではない、そういう意味とお考えください。

○議長（多田育民君） 野田議員。

○2番（野田泰博君） わかりました。

ちょっと済みません。紹介議員に酷な質問になるかもしれませんが。ところで山本議員は個人的には減量というのは何かやっていますか。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） ごみの減量は、紙はかなり雑紙まで、マニアックなぐらい徹底して捨てております。それでまた印西市議会になって、これ割と最近のことですけれども、先輩議員の指導を受けましてプラスチックも洗って、乾かして、分別するというのをきつくある議員に教えられまして、議会で食べる弁当はもちろんのこと自宅でも実践しております。あとペットボトルの分別などはもちろん、空き缶の分別ももちろんやっております。あと課題は生ごみなのです。これいつか印西市の補助を受けて、かなり前に生ごみ処理機を購入した経験があるのですけれども、出た土をどこに持っていけばいいのかちょっとわからなくなって、ちょっとほっておいているというような現状がありまして、父親がやっている畑とかに持っていくこともありますけれども、燃えるごみにまぜてしまっているようなこともあります。そういうようなことを私はもちろん、首長が先頭に立って呼びかけて、生ごみ処理のシステムをしっかりつくれば、先ほど40%生ごみのごみの分析の中に入っているというお話でした。半減というのは、ここに書いてあることは必ずしも無理ではないと考えております。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 何点かお聞きしたいと思います。

今白紙撤回とはどういうことかという質問がありまして、それに対しまして回答として、決定がなかった状況にまず戻すのだというようなお話がございました。それで、今回この更新という問題が出てまいりましたのが20年の12月ぐらいだったのではないかなと思うのです。21年の1月ぐらいに各議会に説明されたと思うのです。それから検討委員会などが催されまして、21年ですから、今24年ですから、ここまで既に3年かかっております。全く白紙撤回に戻して、その決定がなかった状況に戻したとして、そこからやっぱり更新、建てかえということを考えまして、今現在まだごたごたしているこの状況で3年たっているのですが、今から戻したとして、今平成24年から戻したとして、これから三、四年たつてこの状況に来て、またひょっとしたらもめるかもしれないです。そうしますと、建てかえというのができるのはいつごろになると、この白紙撤回をした場合に建てかえということができるのはいつごろになるというふうにお考えかどうかお聞きしたいと思います。

それから、URの土地以外で3億から4億円で手当てできればいいのではないかなというようなお話がございました。私も市議会議員になりましてからいろんな事業のための土地の取得とか、そういったものをいろいろ勉強させていただく中で、例えばこの今言っておりますニュータウンの事業地内

というところは販売しているところたくさんございますので、ある程度まとまっているところございますので、手に入るのではないかなというふうに思うのですけれども、例えばそうではなくて、市街化調整区域で安くあるのではないかなというふうな今ご意見だったというふうに思うのですが、市街化調整区域である程度まとまった、3ヘクタールとか、4ヘクタールということになると、例えば近隣公園というのは2ヘクタールくらいですからその倍くらいになるのではないかなというふうに思うのですけれども、そのくらいの土地がすっぽりと、1地権者でということは余りないと思うのです。例えばどこかの田んぼの中としましたらやっぱり何人か、五、六人の地権者がかかわってくるかという場所ばかりではないかなというふうに思うのですが、それで例えば1人地権者の方がおれは絶対嫌だよとおっしゃったら、やはりもう道路用地一つとってもなかなか進まない。ニュータウン事業は今もう四十何年たっているのですけれども、まだ未買収地あります。そのくらい非常に難しいのではないかなと。

私としまして、やはり建物がどんどん古くなって、この施設がどんどん古くなって、それこそこれまでいろいろな対策をとって安全に運転するというのでやってこられたものが、さらに古くなっていくということが一番やはり、この施設がこのままどんどん古くなっていくということがすごく不安なのですけれども、そういう新規の土地でやるということに対して非常に難しいのではないかなと私自身は思うのですけれども、そういうことについての考え方がありましたらお聞きしたいと思います。

それとあと、全く白紙撤回をして、それでも建てかえるよということだったら、結局現在地に戻すと、現在地でやるというようなことも考えていらっしゃるのかどうか。そこだけ確認したいと思います。3点。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） まず1つ目が、かなり今まで長い時間かかっているけれども、いつごろかということですが、このまま押しつける、このまま説明責任が、もう今日は果たされないということが確定した日です、きょうは。このままもう決定がなされた後さまざま事実の積み重ねが行われ、予算もきょうついてしまい、説明責任はもうなされません。事後の通告しかなされないわけです。そうすると、このまま押しつけるよりはいいだろうと、撤回したほうが。そういうふうには強く思います。それで、そうした場合はいつごろできるのかということは請願者と話をしております。これが1番目です。

2番目、3億円から4億円程度であるのかどうか探してみろという話ですけれども、請願者にそこまでの義務はありません。そこまでの負担を請願者に押しつけるのは酷であります。市民に対してです。それについてはどここの場所があるからお願いしますというような話にはなっておりません、請願の文面も。はるかに安い相場で市街化調整区域に土地が出ているという現実、これ不動産屋に行けばあります。そういう現実、それを言っているだけです。その後、これ探してみないとわかりません。実際にこの組合なり、印西市なりが市街化調整区域にターゲットを定めて必死で探したことがあるかというふうに逆に私は聞きたいと思います。それが2番目。

3番目、現在地でいいのかどうか、そういった話は請願者としておりません。

以上です。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 白紙撤回した場合にいつごろになるかというのはちょっと想像もつかないというふうなお話なのですが……

○7番（山本 清君） いえ、そんなことは言っていません。話をしていないと。

○3番（松尾榮子君） 話はしていないということですか。わかりました。白紙撤回した場合に非常に時間がかかるだろうと。つまりここに今現在、今現状としてここにある、これがさらに老朽化してしまうだろうということがちょっと不安でしたので、これについてお聞きしました。

それから、3億から4億で手当てができればということなのですが、これについては全くそれは具体的には考えていない、探してほしいというふうなお話だと思います。ここまで、今回この場所につきまして、これがここで急に出てきたというお話ではなくて、やはり2年間検討委員会がありまして、

それも密室で行われたわけではないのです。この請願の中に手続の不当性というふうを書いてあるのですが、これは各議会にどんどん経過も公開されておりましたし、密室会議ということではなくて、検討委員会は公開でずっと開かれておりましたし、私もずっと傍聴しておりましたので、そういうことはございますので、全然検討されていないということではなくて、2年間しっかりと検討されてここまで来ていますということです。

それで、ほかに用地のことは全く考えてはいないのだけれども、白紙撤回をしてほしいというのは、これまでのこの2年間の公開されてやってきたこの検討委員会の検討についてはどういうふうにかえられるのかということです。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 時間がかかるのではないかと、これはわかりません。例えばインターネットで検索するだけでもかなりいろんな情報が、ごみの焼却場、今全国で問題になっているのです。首長のもう命取りにもなっています、あちこちで。そういう例を見ると、あっという間に土地が決まって、うまく計画が成立したという事実だっているいろいろ見つかるのです。インターネットでキーワードで検索するだけでも。それは膨大な時間がかかるだろうというようなご趣旨のご質問だと思いますが、やってみなければわからない。首長が本気になって、管理者が本気になってやってみなければわからない、時間がかかるかどうかは。白紙撤回でまた別の土地を求めた場合。

2番目、3億から4億ぐらいでみたいなことも、これも、そんなことはここには書いていないわけで、別に三、四億であるよというふうに住民の方が言っているわけではありません。非常に地価が全然違う、市街化調整区域と市街化区域で。そういった状況の中でなぜわざわざURの土地をとという趣旨のことが書いてあるだけで、それをまた見つける義務も市民にはないと思います。それを見つけて義務があるのは執行部であり、議員にあるかどうかさえ微妙です。やっぱり一義的には執行部だと思います。見つける義務があるのは、これが2番目についてのお答えです。

3番目、不当性ですけども、ちょっと理由の3番をよく読んでいただきたいのです。決定後に説明会をしても、決定までの手続の不当性は消えません。これは、要は説明がなされないまま、直後の説明がなされないまま決定がなされたという説明責任欠如という不当性が消えないという文脈であります。これはこのとおりだと思うのです。さんざん、私、ちょっと今がっかりしたのですが、朝からしつこいぐらい説明責任の定義を、割と私からは遠い、執行部からは近い建設省のペーパーをもとに定義について繰り返し説明申し上げてきた。それからすると、事後に幾ら説明会をしても、事前に直の対話がなかったという不当性は消えないのは事実です。これは説明責任についてかなり独自の異説をとらない限りはそういう結論になると思われまます。

以上です。

○議長（多田育民君） 松尾議員、3回目です。

○3番（松尾榮子君） 今3億から4億という話はここに書いてございません。山本議員が、紹介議員が先ほど野田議員の質問に対して答えられたので、それについてお聞きしたわけです。

それで、やってみなければわからないというふうにおっしゃいました。私も行政に何を期待するかといたら、私はこの環境関係の事業というのは、私も市民が暮らす中で本当に重要なことだと思うのです。特に迷惑施設であると言われるものほど本当に私たちの生活にかかわってきます。それをやってみなければわからないという形で事業を行っていかれるとしたら、私は本当に不安であっていけないです。これはきちんとやっていただかないと。特に私、今現在のクリーンセンターが古くなってきている、老朽化している。そうしますとだんだんいろんな影響が出てくる。それに対してこれがいつになるかわからない、あるいはやってみなければわからないという形で事業を遂行されるとしたら非常に不安であります。

それとあと、見つける義務というのは執行部のほうにあるのではないかと。それは市民のほうにはないのだよというような今お話でした。確かに市民がそういうことを見つけて言わなくてはいけないということはないと思うのです。でも、今言っていらっしゃるのは執行部が見つけて、こういう形で今後建てかえをやっていこうではないかということに対して出ているものですので言ったわけなのです。だから本当に白紙撤回してしまって、あとでは何年かかるかわからない、あるいはその間にこ

この施設の老朽化が進んで、周辺に非常に煤煙とかいろんなものが出て、影響が出るようになったときに本当に私ども市民として困るのではないかと。それに対してきちんとして継続性のあるものを作ってほしいということでございます。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） やってみたいとわからないという言葉のちょっと揚げ足をとられた感があります。言い直しましょう。やっていなかったのやらなければならない。言い直します。つまり一生懸命経済的な合理性がある土地を探すということをやっていなかったです、これまで。それを我々議会もチェックできていなかったと思います。

あと、これまでの継続性云々、議会もこれまで長々とやってきたと言いますが、それについての議論を若干させていただきたいと思いますが、今のことが万能的に通るのであれば、議会の議員の交代必要ないです。私について言えば、まだ印西市議会議員になって本当にわずかな期間であり、また当選してもわずかな期間であります。私をこうやって議員として送り込んでくださった市民の皆さんというのは、私がすべて前例踏襲をすることを期待しているのでしょうか。そうではないと思います。それでまた、いろんな事情変更がありました。一番大きくビジュアルに見えるものは地震です。野田議員が資料を配られましたが、最近テレビでも騒いでいます。大小の地震が物すごく頻発するようになっている。これなんかも大きな事情変更です。そういったことなどを考えると行政の継続性というのは一度決めたことを、公共事業がとまらないということを黙認する理由にはならないと私は考えます。

それと、ちょっと質問の趣旨がよく見えなかったので答弁漏れがあれば具体的に、簡潔に答弁漏れを指摘してください。

何年かかるかわからない、しかし今まで全く経済的合理性があるプランを探そうとしなかったし、ごみの減量もはっきり言ってやっていなかった。はっきり言ってやっていなかったです。例えば、先ほどこれ私、自戒を込めてあえて申し上げますが、私は10年ほど前に印西市民であったときに補助金を得て生ごみ処理機を買いました。その後、先ほど申し上げたような理由で使わなくなりました。何の制裁もありません。何の問い合わせも市からありません。そういった形でお金だけ出して、形だけのごみの減量化策をやってきたら私のような悪い市民が多分、私だけではなく存在すると思うのです。そういう悪い市民、ちょっと言葉を選ばなければいけません、日々の雑事に追われてなかなかきっちりごみの減量化ができない市民も巻き込むような、そういうごみの減量化策をぜひ管理者、市長、町長、先頭に立って、最優先の一種としてやっていただきたい。そういうようなことをやって規模を大幅に縮小して、松阪市の例を挙げました、きょうの質問でも。250億円規模が110億円でごみの焼却場ができた。そういったことをできるはずなのです。そのためにはまずは白紙撤回をという市民の方の意見というのは非常にストレートであり、なおかつ説得力がある。ストレートにまずは6月2日の前の状況に戻してほしい。とりあえずとめた上で市民の声を聞いてほしい。こういうマジョリティーの市民の声がこの請願書には反映されていると私は考えたので、喜んで紹介議員を引き受けました。

以上です。答弁漏れがあれば質問項目を具体的に、簡潔に指摘した上で指摘してください。

○議長（多田育民君） 松尾議員よろしいですか。

○3番（松尾榮子君） はい、3回やりました。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 1個だけ簡潔にお聞きします。今回のこの請願は、物すごくやっぱり気になるのは白紙撤回を求めるところなのです。もちろん請願者がいて、山本議員が紹介議員になっているわけなのですが、請願者が山本議員に話を持ってくるときに、そもそも論から言って、いい悪いは別にしても印西地区環境整備事業組合にはごみ処理基本計画があるのです。そのごみ処理基本計画のことをベースに考えた上で白紙撤回というものを、この請願の文面に書いてありますが、市民のほうに説明されて、それでも白紙撤回というのを求めるという請願にされたのですか。その経緯を教えてください。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） ごみ処理基本計画とか、そういったことを市民が勉強しないと請願できない

とは私は思いません。市民がストレートに考え、練った文面を受けて紹介議員になったと、そういう経緯です。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） それはよくわかりましたが、議員としてはやはりこういったような請願を出す場合には、やはり市民の声を聞きながら、市民のためになること、もちろんそのとき山本議員が受けた請願の趣旨及び理由というのはわかりますけれども、どこまで例えば事実を積み重ねてきたこと、及び経緯を市民と話し合ってきたのかなというのを、ちょっとその辺をもう一度お聞かせください。

○議長（多田育民君） 山本紹介議員。

○7番（山本 清君） ごみ処理基本計画と例えばこの文面が根本的に何か矛盾するようなことがあるのであれば、今の軍司議員のご発言も説得力があるのかなと、私がそういったものを持ち出して、ひざ突き合わせてそれをやるのが当然だということであれば、何か非常に傾聴すべきなのだと思いますが、ちょっとご質問のご趣旨がよく見えないなということを思うのです。要はストレートにさまざまな状況にかんがみ印西市及び議会の傍聴なり、ホームページなり、議事録なりを見た上でこういうことを請願したいと持ってこられたことに、話し合いをした上でこれを出すということが何かおかしいかなとあるのかなという、逆にちょっと疑問がわくわけです。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 別に矛盾しているとかというのではなくて、白紙撤回というのが、今までの松尾議員とか、野田議員とかも質問されてきたわけなのですが、果たして本当に白紙撤回してしまっているのかどうかということが、やはり考えておかなければならないのかなと思いますが、その辺は市民の中で白紙撤回をすることによっての影響とか、その辺というのはどのように市民のほうから言われてきたのかというのを教えてください。

○議長（多田育民君） 山本紹介議員。

○7番（山本 清君） 6月2日以前の状況に戻さないと、やはりまた言うことになりませんが、説明責任がいつまでたっても、永久に果たされないということになるわけです。白紙撤回の意味についてはここで市民の皆さんと話してきたことを私言っていますので、意味は明確であり、6月2日以前の状況に戻すと。要は市民と直接話し合わないうちに決定したという事実を消す、そういったことに違いないわけで、そうすると白紙撤回しないということになると、もう大塚三丁目の横につくるということは決まったとした上で説得活動をするという、今の管理者と同じ立場になってしまうと私は思うのです。そういうことからするとやはり白紙撤回という、今までそういった言葉が市民の中ではよく私聞いたのですけれども、余り議会とかではなぜか使われてこなかった。今まで、特に印西の中では白紙撤回をストレートに主張する請願、陳情とかも出てこなかった。耳新しい言葉かもしれませんが、市民の皆さんと話しているとやっぱりよく出る表現なのです。やっぱり聞いていないぞと、やめてくれと、撤回してくれ、そういう表現は頻繁に耳に聞くわけで、白紙撤回は混乱を呼ぶというのは逆であり、むしろ白紙撤回をしたほうが混乱が収められると私は思うのです。先ほどの予算の修正の動議のときも、実はかなり管理者に助け船を出してしまったかなと一瞬思ったのです。というのは、予算、あの項目を下げればいつかは刀をおろしたぞとスタンスがかなり完璧につくれたのです、実は。だけれども、そうではないということになったわけで、白紙撤回がどんどん遠くなっていくわけですが、話をもとに戻しますが、答弁の核心を言って終わりますけれども、白紙撤回をしていただいたほうが、つまり6月2日以前の状態に戻していただいたほうが市民とのコミュニケーションがはるかに、はるかに正常なコミュニケーションになると思います。

それとあと一点です。この請願の中には予算措置を講じないでくださいという一文があるにもかかわらず、非常に残念ながら前回の議案説明会の後の混乱の中で、予算の議決の後にこの請願審査が回ってしまったことを非常に残念に思います。これは多数決的な流れの中で決ってしまった議事の運営でした。非常にこれは、予算がもう議決されてしまった後にこの請願を審議していることについて、私の力不足を請願者におわびします。

以上です。

○議長（多田育民君） ほかに質疑のある議員の方いらっしゃいますか。質疑はありませんか。  
（発言する者なし）

○議長（多田育民君） それでは、質疑なきものと認めます。  
それでは、紹介議員、質疑を終了いたしますから自席にお戻りください。  
これより本請願に対する討論を行います。  
討論は反対者の発言から許します。本請願に対して反対の方の討論はございませんか。  
岩崎議員。

○1番（岩崎成子君） 反対の立場で討論させていただきます。  
私は、平成20年からやはり検討委員会等々しっかり議論をされた、それを尊重しております。その中で今回のこの白紙撤回ということがどうしても納得いきませんので、反対とさせていただきます。  
以上です。

○議長（多田育民君） それでは、賛成の方の討論を求めます。  
山本議員。

○7番（山本 清君） 管理者もよくおっしゃる内容ですけれども、これまでのことは何だったのかということになる。ただそこは勇気ある撤退という言葉があります。勇気ある撤退。主権者は国民であり、主権者は市民です。市民が嫌だと言っているものに、また2年なり、これは何年準備されたか、いろんな数え方がありますが、検討はされたでしょうけれども、その間市民と直接意見交換をする、特に地元と直接意見交換をする機会をつくろうと思えばつくれたわけです。そのような説明責任を果たさなかった2年間というのは、これは胸を張って市民に主張できる2年間ではないと思います。  
よって、この請願、非常にストレートな請願、ストレートに6月2日の前の状況に戻した上で話し合っしてほしいという趣旨の請願、これを勇気ある撤退の上でのんでほしいと、そういう趣旨の請願を我々議員も通すべきだと考えます。

以上です。

○議長（多田育民君） 次に、本請願に反対の方の討論の議員の方を求めます。反対討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（多田育民君） 次に、賛成討論の方ございますか。  
（発言する者なし）

○議長（多田育民君） それでは、討論はなきものと認めます。  
これより請願第24—1号 印西クリーンセンター次期中間処理施設計画の白紙撤回を求める請願の採択を求める請願の採決をいたします。  
この請願を採択することに賛成の方はご起立願います。  
（起立少数）

○議長（多田育民君） 起立少数です。  
よって、請願第24—1号は不採択と決定をいたしました。

---

#### ◎請願第24—2号

○議長（多田育民君） 日程第13、請願第24—2号 広く地域住民の意向を踏まえた次期廃棄物処理計画の検討を強く求める請願書の採択を求める請願を議題とします。

それでは、紹介議員の軍司俊紀議員、紹介議員席にお着きください。

それではまず最初に、請願内容の説明をお願いいたします。

軍司俊紀議員。

○6番（軍司俊紀君） 6番、軍司俊紀でございます。広く地域住民の意向を踏まえた次期廃棄物処理計画の検討を強く求める請願書の趣旨と請願項目の説明をさせていただきます。

請願者から、代表、小竹さんのほうから趣旨と請願項目をいただいておりますので、こちらを読ませていただいで、説明とさせていただきますと思います。

趣旨、平成22年4月、印西クリーンセンターの更新等について検討した次期中間処理施設整備検討

委員会は、比較調査結果を含む次期中間処理施設整備事業対象用地の評価業務に関する報告を組合管理者に提出する際に、まちづくりの観点からの検討の必要性を訴えています。

また、平成22年11月印西市長は、組合管理者に対し経済性の精査、研究と周辺住民への配慮を求めています。しかし、実際にはまちづくりの観点からの検討、経済性の精査、研究及び周辺住民への配慮が十分に行われているとは思えません。また、事業対象用地の評価業務において地盤状況や土地の位置情報などの重要な判断材料が与えられていませんでした。また、我が国は東日本大震災を経験し、まちづくり、環境、エネルギーに関する市民の意識は大きく変化をいたしました。そこで、今後十分かつ慎重な検討のもとに、次期中間処理施設整備事業を進めるために、以下をお願いいたします。

請願項目

- 1、平成24年度中に移転用地の取得費の予算計上をしないこと。
- 2、広く印西市民、白井市民、栄町民の意見を聴取する検討組織を立ち上げること。
- 3、平成25年度に予定されているごみ処理基本計画の策定に向けて財政負担の問題やごみの減量化等の施策を含めた次期廃棄物処理計画の検討を繰り上げて実施すること。

平成24年2月1日 請願者代表 大塚三丁目町内会クリーンセンター対策委員会 小竹茂夫様からです。

賛同者ほか3,790名ということで署名を集めて、こちら、環境整備事業組合の議会議長、多田育民様に提出させていただいておりますが、きのう正式に署名を全部お渡ししまして、現在のところ4,445名の署名が集まっておりますことをつけ加えまして説明とかえさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（多田育民君） ありがとうございます。

それでは、請願内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑のある議員の方は。

岩崎議員。

○1番（岩崎成子君） ただいま請願項目の中で2番目、広く印西市民、白井市民、栄町民、意見を聴取する検討組織を立ち上げることということなのですが、検討組織、どういったものなのか、どのような組織を立ち上げたいのか、請願者からお聞きしていたらお聞かせ願ひします。

○議長（多田育民君） 軍司紹介議員。

○6番（軍司俊紀君） 一義的にはこちらの請願項目が実現されたときに執行部のほうで考えていただきたいものだなというふうには思っております。ただ、請願者のほうと話し合いをして、イメージ的には議員も含めて2市1町の市民参加の公募委員を含めた検討組織を立ち上げるということを目指したいなど、目指してほしいなどということは聞いております。

以上です。

○議長（多田育民君） 岩崎議員よろしいですか。

山本議員。

○7番（山本 清君） 基本的には賛成する趣旨からちょっと不明なところをクリアにする質問を幾つかさせていただきたいと思ひます。

この組合の議会事務局から出た請願・陳情文書表リストがまずあります。それでここには文面があります。ここでちょっとそごがあるかなと思う部分を指摘させていただきたいのは、この請願24—2ですけれども、今軍司議員が紹介議員になっている請願ですけれども、請願者の住所、氏名のところで、文書表では小竹茂夫という個人の名前が書いてあります。これを見ると請願者が1名ということに受けとめることができるわけです。ただ、請願文を見ると請願者代表とあるわけで、請願者が複数いるというふうには受けとめられるのです。1人でやる場合は代表とは通常は言ひません。これ複数なのか、1人なのか、それともクリーンセンター対策委員会の機関決定を経た上での機関の代表者として請願されているのかということもまず1点伺いたいということです。

あと、賛同署名ですけれども、3,790名と、これ私、印西市議会議員も兼ねておりますので、先日小竹さんからお手紙もいただきまして、そちらにも賛同者、同じような請願者代表と、賛同者何名というような表記があつて、今出た三千何百とか四千何百という数字がありましたので、恐らく同じ数

字だと思うのです。同じ署名だと思うのです。そこでちょっと思ったのは、文面が多少印西に出たものと今回出ているのと違うと思うのです。そうすると、署名を2つ、例えばこの請願文書ととして2種類署名を集められたのかどうか、これをちょっと伺いたいのです。通常賛同署名というのは1つの請願に対して1つ集めるものと。それでまた請願書をしっかり読んでもらった上で、その請願に対する賛同という形で署名をとります。そういうある意味リコールに準じるような形の署名としてこの3,790名というものを受け取っていいものかどうか。この2点を伺います。

○議長（多田育民君） 紹介議員、軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） まず1点目の請願者代表と賛同者等々の関係についてですけれども、実はこちらの署名を出すときに、請願者の方がこちらの組合の事務局を訪れて、どういうふうに出したらいいのかということと相談した上でこのような形になったという話を聞いています。ですから、ここの請願者の代表の書き方、フォーマットについては、申しわけございませんが、私のほうでは十分に把握しているというのではなくて、請願者の小竹茂夫さんが代表者を務める対策委員会が賛同者、出したときには3,790でしたけれども、3,790を後ろにつけようと思って相談をしたところ、いや、そうではなくて、このような形で出してくれと言われた関係でこのような表記になったという話を聞いております。

それと署名についてですけれども、今山本議員がおっしゃったこととちょっと違って、別にこれはリコールに準じた厳密な署名ではなくて、広くこちら組合にも出す署名であり、印西市にも出す署名であり、連名で書いてある署名です。あくまでもこれは署名は署名として集め、この請願に合致するような内容にそれぞれなっているという話を聞いています。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 別に細かいところをつつくつもりはないのですけれども、結構請願者がだれかというのはやっぱり重要で、今の軍司議員の説明だと果たして個人としての請願なのか、それとも機関としての請願なのか。例えば印西市役所に出る請願なり、陳情なりの場合とかだと、町内会なり老人会なりいろんな請願、私もかかわったりしたことありますけれども、機関として出す場合は何とかかんとかという団体名が書いてあって、会長だれだれとか、そういう表記になり、文書上もそういう表記になるわけです。そこが今回ちょっとずれているというところで、やっぱりどちらかというのは賛否を表明するときには知っておきたいなと。果たして個人なのか、機関なのかということをやっぱり正規な文書としては区別することは必要だろうと思うのです。

それであともう一つは、リコールに準じるというのはちょっと言い過ぎかもしれません。だから準じるという言葉を使ったのですけれども、ただ賛同者ということだと少なくともこの書面をしっかりと見た上で賛同署名をしてくださっているものにとらえて結構でしょうか。それによってこの請願に対する賛同者なのか、何に対する賛同者なのかというのもちょっとわかった上で賛否の議決に参加したいと思うのです。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） まず、請願者が個人か機関かという話ですけれども、私が聞いている限りはクリーンセンターの対策委員会というのがあって、その代表を小竹さんがやっているという話で、本来ですとその代表とかと書くべきだったのかもしれませんが、そこはあえて私は特に突っ込みもせず、このようなフォーマットで組合の事務局が出してくれということで、これに従って出してきたという私は認識でしかありません。

それから、署名についてですけれども、署名についても広くこちら側の今回組合議会に出します、それから市議会のほうにも出しますということで出していますので、請願書に合致するものだというふうに考えております。

○議長（多田育民君） 山本議員、3回目がありますが、どうですか。

では3回目でございます。

○7番（山本 清君） やっぱりでも住民の頑張るときこそちゃんと住民が高い行政とか、議員とかを動かさなくてはいけないというふうな、かっちりやりたいというのが私の自分の考えなので、私は賛成つもりなのですけれども、あえてちょっとかっちりやりたいという意向で、この辺ちょっと詰

めているわけです。私としては、代表とは書いていないので、これビジネスやっている軍司議員とかもよくご存じだと思いますが、機関として、会社としてやる時はやっぱり代表取締役の肩書きと印鑑を押すと。そういうものがない以上はやっぱり個人の請願として私は賛成したいと思いますし、あとこの請願に対する、かつちりとしたこの請願の賛同者かどうかがちょっと今のご説明からはわからないので、ただ請願の署名が、これを読んでいるかどうかということも別に、一人でも請願出せるわけで、私が紹介議員になった請願も3人の方で、別に署名ついていないわけです。だから人数の問題ではないということで、小竹さん一人が出された署名でも私は賛成いたします。

その旨の理解で決定的に間違っているのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 順番は異なりますけれども、まず山本議員の認識で間違っていないというふうに思います。

結局表記の問題でかつちりとやりたいというご意見ですけれども、確かにそうかもしれませんが、請願者、今回の場合には請願者代表と書いているので、さらに氏名のところに代表と書くのかと言われると、その辺は私自身も組合の、出すとき事務局と打ち合わせしたわけではないので、ちょっと済みません、その辺わかりかねます。申しわけございません。

○議長（多田育民君） よろしいでしょうか。

○7番（山本 清君） はい、いいです。

○議長（多田育民君） 藤代議員。

○9番（藤代武雄君） ただいまのやりとりを聞いている中で、ひとつ議長のほうから、これは事務局のほうに指示になると思うのですが、賛同者が先ほど何名ですよという紹介議員からございました。また、この請願は3,790名となっております。賛同者がわかる文書、いわゆる賛同者を募ったときに、そのかがみといいますか、それを議長あてに請願が上がっておりますので、事務局のほうではあると思うのですが、それを審議資料として配付していただけないでしょうか。

○議長（多田育民君） ただいま藤代議員から申し出のありました資料は事務局は提出できますか。高島事務局長、どうぞ。

○事務局長（高島一郎君） 副本になろうかと思いますが、提出は可能でございます。ただ、特定の個人の名前については伏せさせていただきますので、その点をご了解いただきたいと思います。募った文書ということで理解してよろしゅうございますか。

○議長（多田育民君） では、事務局長、休憩をとって、5分とか10分ぐらいで、コピーをとる必要があるわけですが、10人の議員に。まず、紹介議員が先ほど申しあげましたことと、事務局において何か、紹介議員が事務局のほうで代表ではなくて、個人としてというふうに言われたというふうに言っているわけです、紹介議員が。事務局がそういう指示をしたと。その点についてはいかがですか。今のとあわせて。

高島事務局長。

○事務局長（高島一郎君） 私としてはそのことについて承知しておりませんので、戻って職員確認してみたいと。

○議長（多田育民君） それでは、時間のこともありますが、藤代議員、現在休憩をとって、それを提出されないと審議には差し支えるというふうな考え方でございますか。

どうぞ。

○9番（藤代武雄君） 紹介議員に対して、先ほど山本議員が質問をしている中で、いわゆる今回私どもには請願書ということでこの趣旨のことが出ている。ところが署名された方々はどのような趣旨で署名されたのかなという、やりとりの中にこの請願書と、また賛同書、これが違っているのかなという、やりとりの中で感じたのです。なものですから、賛成、反対の中に、多くの方々がどのような形で署名されたのか、いわゆる何でもかがみがありますので、その確認をと思いましたがけれども、時間の関係でこれがなくても賛否ができるかということですので、自分なりに考えて判断をしていきたいなと思います。

ただ一点だけ、こういう時間になってしまった、請願が一番後になったというのは、傍聴や請願者

の方には大変申しわけないのですが、やはり地方自治法の96条に議案の順序がございます。一番最初が条例であり、2番目が2号として予算になっており、一番最後に15号として、議案の権限に属する事項、これが請願になるということで、私は一番最後に、法に従っていくことが我々議会制民主主義の中で大事であろうということで私は申し上げて、こういたしました。

先ほどの資料ということについては、時間の関係で結構でございます。

○議長（多田育民君） それでは、ただいまの資料については事後、10名の議員に対してはご提出をいただくということで、事務局長よろしいでしょうか。

高島事務局長。

○事務局長（高島一郎君） 承知いたしました。

○議長（多田育民君） 藤代議員、それでよろしいでしょうか。

○9番（藤代武雄君） はい。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 私は1点だけお聞きしたいと思います。

今回のこの請願につきまして、賛同者3,790名、先ほどの説明によりますと現時点で4,445名の方が賛同していらっしゃるというお話がございました。これは私、地域別などの割合などがわかるかどうか、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 大変申しわけございません。詳細な情報をもらっていたのですがけれども、ちょっと私、きょう持ってくるのを忘れてしまって、大まかに申し上げますと、木刈地域がおよそ6割、及び白井の方々はかなり頑張ってくれたようで、白井市が2割、そのほかニュータウンの北地区で1割、あとは広く、栄町から白井市に至るまで各地域から、津々浦々から4,445名集まっているということをご報告させていただきます。

○議長（多田育民君） 松尾議員よろしいですか。

○3番（松尾榮子君） はい。

○議長（多田育民君） ほかの議員の方ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（多田育民君） それでは、質疑はないものと認めてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは、軍司議員、紹介議員席から自席にお戻りください。

これより討論を行います。

最初に、本請願に反対者の発言を許します。

松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 私は、ごみの問題につきまして本当に真摯に考えてまいりましたので、その中で考えてきた内容ということでちょっと申し上げたいと思います。

まず1つが、このごみの処理施設というのは、私、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、生活の中でごみを出す限り絶対に必要ということなのです。まずなければ暮らしていけない。恐らくここに、ニュータウンに越していらした方々もごみが処理できない、ごみ置き場にごみを出しても収集がされないという状況であれば、まず越してはいらっしゃるのではないかなというのが1つあります。それから、今回の更新計画は何でこういうことが始まったのかといいますと、まず生活にとって絶対に必要なごみ処理施設が安全に操業されるということ、周辺住民にとっても安全面で迷惑をかけるための更新計画であると思います。それから、市民が税金を納めて、自治体が行政のいろいろな施策を行う中でごみ処理とか、葬祭とか、先ほど藤代議員からお話しありましたけれども、最終処分とか、こういった事業といいますのはまずなくては市民生活ができない、最も暮らしに身近で、必要な事業であると思います。この施設の老朽化に当たりまして安全操業のために平成30年の更新に向けて準備が進められているわけなのです。現在の社会経済情勢というのを考えますと、これを延ばせば延ばすほど用地の取得というのは難しくなって、各自治体の経済なども非常にやっばり厳しくなるのではないかなというのがありますし、あと補助金の確保も難しくなるということが考えられると思

います。最終的に現在地に戻すか、あるいはどんどん老朽化する現施設をこのまま建てかえないで、修理しながら使うというようなことになれば、中央駅圏全体、今いろいろ困っていらして、いろんなことを、請願なども出していらっしゃる大塚地区の住民の皆さん、こうした皆さんにとっても施設の老朽化による安全性の低下の影響というのは及ぶことになると思います。財政負担を考えてこれを凍結するという事は、こうした状況につながることになると思いますので、私自身としては賛同できません。

それからもう一点の考え方をちょっと、一生懸命考えまして、考えたことを申し上げます。ごみなのですが、私たち生活する中でごみは出さないのかどうかということなのです。大塚地区の皆さんも、中央駅圏の皆さんも、私たち自身生活する中で必ずやっばりごみを出しております。減量しましたとしてもやはり処分しなくてはいけないごみは出てまいります。これは絶対出てくるものなのですが、これは私たち中央駅圏も含めて出ているごみなのですが、ではこれをどこへ持っていったらいいのか。今焼却灰の問題が出ておまして、手賀沼の周辺に焼却灰を持ってこようかという話が出ております。やはり私自身としても非常に感情的に言いまして、ではどうして松戸市とか、流山市とか、柏市さんとか、そういったところの焼却灰をここへ持ってこなくてはいけないのかというのが、私もう非常に、ぜひやめてほしいというふうに私思っているわけなのですが、これはどういう感覚かなというふうなことで考えましたときに、松戸市や柏市や流山市というところは非常に都市化をしているのだと。それで場所がないのだよと。だから手賀沼のあたりは周辺まだまだ非常に広い、まだまだ土地がいっぱいあると。だからあそこにしましようというような感覚だとすれば、これは私もニュータウンの住民ですが、私もニュータウンの住民としまして、私たち自身も出しているもの、出しているごみなのです。これはどこかで処理をしなくてはいけません、どこかで。それは私たちニュータウン住民、結構人口もたくさんいますので、たくさん量が出ていると思いますが、それはやっぱり田舎へ持っていけばいいのかという話もやはりあるわけなのです。それはさっきの放射線の、手賀沼のところを受け入れるのかという、同じ感覚、逆にいいますと同じ感覚ではないかなというふうに思います。それで、私は、だからここへ置かなくてはいけないというのは、私は、それはおかしいでしょうということで最初申し上げました。たくさん出のだからあなたたちのそばに置きなさいというのはおかしいでしょう。きちんと精査をしてください、きちんと考えてください。ここで更新をするのであれば、30年もここにあったわけですから、きちんと精査をして、やはり一番いいところ、みんなの生活に困らないようにいいところ、そういったところをぜひともきちんと精査をして考えてくださいということを申し上げたわけなのです。その精査の結果、今9住区ということになりました。私の力も足りなかったのかもしれない。ただ、現実言いまして、私たち自身、大塚の皆さんも、私たちもやっぱりごみを出しておまして、それを処分しなくてはいけないわけなのです。それがどこであればいいのかという話なのです。それは田舎であればいいのかという話なのです。そうではない。どこかで考えなくては。私は、今申し上げたのは全体の中でどこがいいのかをきちんと精査してくださいという話なのです。最終的に、そうした中で今そういったことを言っているわけなのですが、それに対してこれをぜひとも24年度中に取得費予算計上しないとか、広く印西、白井、栄、全体の中で財政負担を考えて意見を聞きなさいとかいう話なのですが、そうしたことは先ほども申し上げましたように財政負担から考えまして更新はお金がかかりますよとかいうふうになりますと、私たち自身が非常に困りますし、やはり生活に必要なごみ処理施設がやっぱり稼働できないということは本当に困ると思いますので、私はこの請願に反対をいたします。

○議長（多田育民君） 傍聴の方はお静かに願います。

それでは、本請願に賛成の方の討論を求めます。

野田議員。

○2番（野田泰博君） 2番議員、野田泰博です。今てっきり賛成討論されたのかとわくわくしていたら本当に何かわけわからないような討論でした。では頑張ってやってみます。

今まで17回も行った住民説明会でも説明が不十分あった。このように今日の一日中の、何度も話が、済みません、何度も話出してしまっって申しわけないです。話が一般質問でも、議案の説明のときでもいろいろ明確になったのが本日の管理者の土地購入議案未提出の理由です。非常に勉強になりました。

た。土地取得費予算を議案として議会にかけないと決めた以上、住民への説明に一番重きを置くことが先ほどから出ている説明責任としての役目を果たすべきときが来ております。そのためにこの請願者代表は大塚の近辺の方たち、白井の方たち、栄の方もいたと聞いておりますが、方たちに次の3つの請願項目を上げました。1つは、予算計上を今年中には行わないこと。それから2番目として、構成市町で意見を聴取する組織を立ち上げてくださいと。それから、ごみの減量化の施策を含めたごみ処理計画の検討を繰り上げて実施してくださいというこの3つの要求です。これをつぶすだとか、やめろとかいう請願ではございません。ですから、ぜひこの3つを立ち上げることによって、3つのことをやることによってより住民は理解するだろうと言った人が何と4,445人もいたのです。だから、その住民の気持ちをお酌みになって、ここにいる議会議員の方たちはやはり住民の代表として来ているのですから、4,445名の住民の、それを立ち上げるだけで、そして今年はちょっとやめてほしいというだけで、そして減量化を推進してほしいというこの3つのことは何の無理もない要求なのです。そのための請願書だったのです。ですから、住民というものの代表だとみんな自負していれば、必ずこれに賛同をしてくれるだろうと私は期待して賛成討論といたします。

○議長（多田育民君） 次に、反対討論の方いらっしゃいますか。

（発言する者なし）

○議長（多田育民君） それでは次に、賛成討論の方。

山本議員。

○7番（山本 清君） 本請願に賛成の立場で討論いたします。

いろんな議論が出まして、何度かごみは必ず出るし、ごみ処理は必要だと、それが計画どおりにいかない不安ではないかという意見も出ました。しかし、私は説明責任が果たされない政治を抱えることのほうがよほど不安だと思います。ごみの問題、今からそれは後戻りするのは大変でしょう。ただ、このまま説明責任を無視した形で住民に結論を押しつけるよりもよほどベターな選択だと私は思います。そういった観点から本請願を見ますと、何ら立場によって異議を唱えるようなことは書いていない。本年度中はちょっと待ってほしい。これも来年度はいいのかと反対解釈はできるかどうか、ちょっとその辺若干不安ではありますが、反対解釈をしないとすると本年度中とにかくやるなど。2番、意見を聞いてくれ。3番、ごみ減量化を本気でやってくれと、簡単に言うとそういう内容です。要は、先ほど賛成討論の中で精査してくれということを繰り返されたご意見がありました。まさに時間をかけて精査してくれと言っている請願であります。これはこの結論に賛成、反対にかかわらず立場を超えて賛成できる文面になっていると私は読みましたし、だれが読んでもそういう解釈になると思われます。

この請願項目2番、検討組織を立ち上げることと、これについて説明責任を果たすために2番を指示したいというような賛成討論もありましたが、これについてはちょっと私は違った考えを持っております。もう説明責任は果たされないのです。決定してしまいましたから。説明責任は決定を撤回しないと果たされない。これは今日一日かけて、私とかなり立場が違う中央官庁の定義を持ち出して議論したところです。ただ、私は賛成いたします。なぜならば、この文面と私が紹介議員になった請願の文面は相矛盾することないからです。完全に両立する内容なのです。だから私は、細かいところではいろいろどうかなと思う面もあります。細かく検討すると。反対解釈などをすると、先ほども申し上げましたが、なら次年度はいいのかということにもなりかねない文面であるところは若干疑問がありつつも賛成いたします。この文面、だれでも賛成できる文面になっていると考えます。

以上です。

○議長（多田育民君） それでは、本請願に反対の方の討論を求めます。反対の方はいらっしゃいませんか。

（発言する者なし）

○議長（多田育民君） それでは、本請願に賛成の方の討論を求めます。

（発言する者なし）

○議長（多田育民君） 討論はないものと考えてよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは、討論なしと認めます。

これより請願第24—2号 広く地域住民の意向を踏まえた次期廃棄物処理計画の検討を強く求める請願書の採択を求める請願の採決をいたします。

この請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

（起立少数）

○議長（多田育民君） 起立少数です。

よって、請願第24号—2号は不採択に決定をいたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（多田育民君） 以上で本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成24年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会を閉会をいたします。

皆様どうも大変ご苦労さまでございました。

（午後 7時34分）

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

多田亨民

署名議員

軍司俊紀

署名議員

山本 清